

宍粟市 文化財保存活用地域計画



令和7年12月
宍粟市

宍粟市文化財保存活用地域計画

令和7年12月

宍粟市

ごあいさつ

宍粟市は、平成 17 年（2005）4 月 1 日に、旧宍粟郡の山崎町・一宮町・波賀町・千種町の 4 町が合併して誕生しました。1,000m 級の山々と豊かな森林、揖保川・千種川水系の清流に育まれた地域の特性を活かし、「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」を将来像に、「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマとして掲げ、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めています。



市名の由来は、奈良時代の『播磨国風土記』に記された「宍禾郡しきわのごおり」により、古代から西播磨の経済・産業・文化の拠点、内陸交通の要衝として歴史的に重要な位置を占めてきました。市内には、御形神社本殿（国指定）をはじめとする歴史的建造物や美術工芸品、民俗芸能、遺跡、天然記念物等、数多くの貴重な文化財が残されています。

一方で、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、地域経済や住民生活に大きな影響を与えています。また、激甚化・頻発化する自然災害への備えも、地域にとって重要な課題となっています。このことは、文化財の管理者不在による滅失や散逸のリスク増加、祭礼や伝統芸能等の担い手不足に繋がり、文化財の保護と継承が危ぶまれる事態をもたらしています。

こうした中で、文化財や歴史文化を、地域コミュニティの絆としてだけでなく、観光振興や地域活性化等の重要な役割を担う資源と位置づけ、地域社会総がかりでその保存・活用を図り、後世へつないでいくことが私たちに課せられた責務と言えます。

この度、策定しました宍粟市文化財保存活用地域計画は、『豊かな自然に育まれた「しろう」の歴史が人々をつなぎ 文化財の継承を通じた地域への愛着と誇りにあふれるまち』を将来像とし、その実現に向けて文化財の保存・活用についての具体的な取組を推進することとしています。市民、関係者の皆さまには、本計画へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の皆さまをはじめ、宍粟市文化財審議委員、自治会アンケートやワークショップ等にご協力いただきました多くの市民、関係者の方々に心よりお礼を申し上げます。

令和 8 年（2026）3 月

宍粟市長 福元 晶三

宍粟市文化財保存活用地域計画

目次

序章 計画の作成にあたって.....	1
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	6
4. 計画作成の体制及び経緯.....	7
5. 用語の定義.....	10
第1章 宍粟市の概要.....	13
1. 自然的・地理的環境.....	13
2. 社会的環境.....	21
3. 歴史的背景.....	32
3-1. 宍粟市の変遷.....	32
3-2. 災害史.....	43
第2章 宍粟市の文化財概況.....	47
1. 指定等文化財.....	47
2. 未指定文化財.....	57
3. 関連する制度.....	62
4. 地域ごとの文化財の概況.....	64
第3章 宍粟市の歴史文化の特性.....	69
1. 歴史文化の特性.....	69
1-1. 森林から創まる.....	70
1-2. 川と道でつながる.....	71
1-3. 四方を結ぶ内陸の要地.....	72
1-4. 『播磨国風土記』の里.....	73
1-5. 鉄を出す.....	74
1-6. 暮らしを彩る祈りと祭り.....	75
第4章 文化財の保存・活用の将来像及び基本目標.....	76
1. 将来像.....	76
2. 基本目標.....	77
第5章 文化財の保存・活用のこれまでの取組.....	78
1. 文化財に関する既往の把握状況.....	78

2.	文化財の保存・活用のこれまでの取組.....	82
2-1.	保存.....	82
2-2.	活用.....	83
2-3.	自治会等での取組.....	86
3.	市民意向等.....	87
第6章	文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針.....	89
1.	文化財の保存・活用に関する現状と課題.....	89
2.	文化財の保存・活用に関する方針.....	96
第7章	文化財の保存・活用に関する措置.....	101
方針1	文化財を「知る」～文化財の【調査・記録】に関する措置.....	102
方針2	文化財を「保つ」～文化財の【保存・管理】に関する措置.....	103
方針3	文化財を「守る」～文化財の【防災・防犯】に関する措置.....	104
方針4	文化財を「みがく」～文化財の【活用】に関する措置.....	106
方針5	文化財を「広める」～文化財の【情報発信】に関する措置.....	107
方針6	文化財を「つなぐ」～文化財の【連携】に関する措置.....	109
方針7	文化財を「受け継ぐ」～文化財の【担い手】に関する措置.....	110
方針8	文化財を「支える」～文化財の【体制整備】に関する措置.....	112
第8章	計画の推進に向けて.....	113
1.	計画の推進体制.....	113
2.	各主体の役割及び連携体制.....	114
3.	計画の進捗管理と自己評価の方法.....	118
資料編	119

序章 計画の作成にあたって

1. 計画作成の背景と目的

宍粟市（以下、「本市」という。）は、平成 17 年（2005）4 月 1 日に旧宍粟郡の山崎町、一宮町、波賀町、千種町の 4 つの町が合併して誕生したまちで、兵庫県最高峰の氷ノ山をはじめとする山々に囲まれ、揖保川や千種川等の清流に育まれた四季折々の美しい自然景観に優れた地域です。

本市はまた、古くからの歴史をもつ地域であり、その市名は奈良時代に編さんされた『播磨国風土記』に記された「宍粟郡」に由来します。この地には先史、古代から豊かな森林・鉱物資源等の自然の恵みを求めて人々が集い、現代まで続く西播磨内陸部の文化・経済の拠点、交通の要衝として特有の歴史文化を紡いできました。

『播磨国風土記』に登場する伊和大神の神話の他、市内各地には多様な伝説・民話が伝わりとともに、社寺等の歴史的建造物、美術工芸品、伝統的な祭り、古代の遺跡や中世の城館跡等の文化財が数多く残されています。

これら地域の中で培われ、先人たちの不断の努力により守られてきた歴史文化や文化財は、そこに暮らす私たちの誇りであり、本市の魅力をあらわす唯一無二の宝として、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

一方、本市の人口は少子高齢化等により減少が続いており、その影響は地域経済や行財政の縮小にとどまらず、コミュニティ機能の低下等、地域の活力維持に深刻な影響を与えています。このことは、文化財の保存・活用に携わる担い手と後継者の減少にもつながり、祭りや伝統行事の中止、有形文化財の滅失や散逸のおそれ等、文化財の継承に大きな課題が生じています。

このような中、本市では第 2 次総合計画で「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマに掲げ、「住み続けたい、住んでみたい」まちの実現に取り組んでおり、そこで歴史文化や文化財は、人々の地域への愛着と誇りを育み、連携していくための礎として重要な役割を担うものと考えます。歴史文化、文化財を観光振興や地域活性化等に活用し、さらに、その価値を共有することで、地域社会総がかりでの文化財保護の取組を循環させていくことが必要です。

これらをふまえ、宍粟市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）は、本市の豊かで多様な文化財を次代へと引き継ぎ、歴史文化の魅力あふれる地域づくりに活かすべく、市民及び地域、行政等の主体が一体となり、本市に関わる文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくためのマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）として作成しました。

2. 計画の位置付け

(1) 文化財保存活用地域計画の概要

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法（以下、「法」という。）第 183 条の 3 に基づく「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

本計画は、法及び国の通知（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の施行について（通知）」、平成 31 年（2019）3 月 29 日）、国の指針（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」、平成 31 年（2019）3 月 4 日作成、令和 7 年（2025）3 月 21 日変更）に示される、各市町村において取組む目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）として、法第 183 条の 3 第 2 項各号に示す事項等について定めるものです。

【文化財保護法 第 183 条の 3 第 2 項】

（文化財保存活用地域計画の認定）

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1. 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
2. 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
3. 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
4. 計画期間
5. その他文部科学省令で定める事項

【重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令 第 60 条】

（文化財保存活用地域計画の記載事項）

法第 183 条の 3 第 2 項第 5 号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1. 文化財保存活用地域計画の名称
2. 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
3. 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第 184 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
4. その他参考となるべき事項

【文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針】

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる事項を記載することができる。

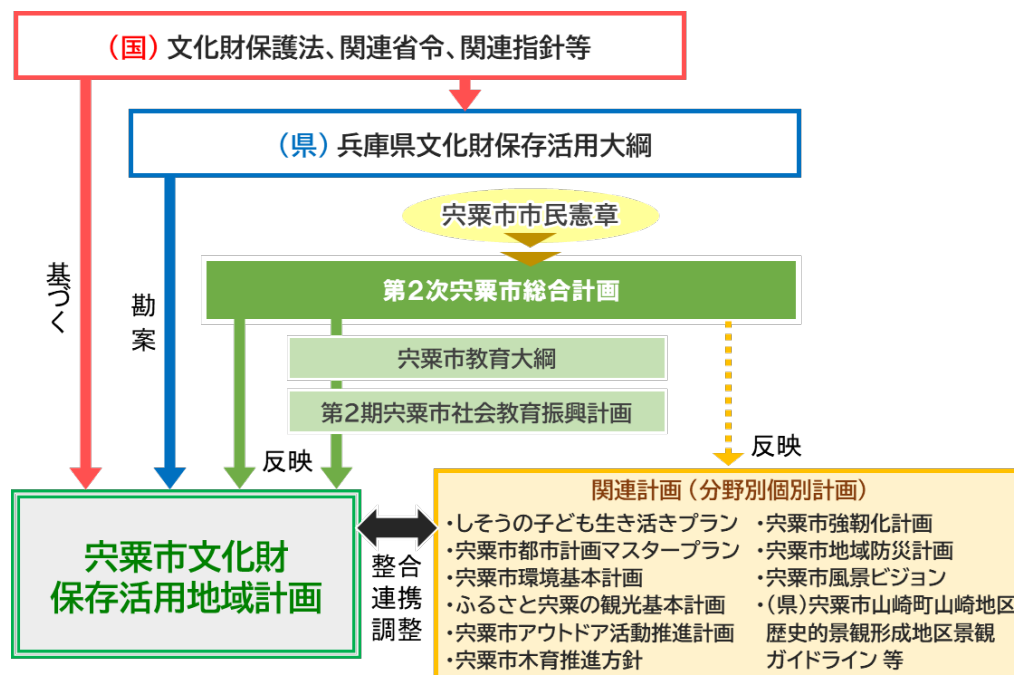
- ・ 関連文化財群
- ・ 文化財保存活用区域
- ・ 地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容

図序-1 文化財保存活用地域計画の記載事項

(2) 宍粟市文化財保存活用地域計画の位置付け

本計画は、前項に示す記載事項を網羅した上で、本市における文化財行政に係る分野別計画として、「第2次宍粟市総合計画」「宍粟市教育大綱」「第2期宍粟市社会教育振興計画」を上位計画として反映を図るとともに、「兵庫県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。

あわせて、庁内の関係部署との連携を図り、関連計画（分野別個別計画）との整合、連携、調整を行いました。



図序-2 宍粟市文化財保存活用地域計画の位置付け

(3) 上位計画、関連計画等の概要

1) 文化財保存活用大綱（県）

①兵庫県文化財保存活用大綱－歴史文化遺産を未来に伝えるために－

計画期間：計画期間を定めず（令和2年(2020)3月策定）

法第183条の2第1項に基づき、兵庫県が、市町や関係機関、民間団体等とともに、国の支援を受けながら、地域の歴史文化遺産を未来へ伝えていくため、その保存と活用を推進するための指針を定めます。

保存・活用に関する基本理念として「歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用を進め、「地域を愛する人」を増やし、「魅力あふれる兵庫」を実現する」を掲げ、その実現に向けた基本方針として(1)歴史文化遺産の確実な保存対策の実施、(2)歴史文化遺産の積極的な活用、(3)歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保、(4)歴史文化遺産を未来へ伝える仕組みの構築、(5)歴史文化遺産の魅力発信の強化を位置付けます。

2) 上位計画等

①宍粟市市民憲章
平成 21 年(2009) 3 月 1 日制定 豊かな森林(もり)と清流、そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちとして、未来に輝く宍粟市の創造に向けた 4 つの規範「守っていききたい 四季を織りなす 豊かな自然」「伝えていききたい 祖先のあしあと 先人の知恵」「大切にしたい 敬うところ 支えあいの輪」「育てていききたい 宍粟を築く かがやく笑顔」を示します。
②第 2 次宍粟市総合計画(基本構想・後期基本計画及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略)
計画期間：令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度 「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を将来像の理念として、宍粟市の最重要課題である人口減少対策に取り組むべく「森林(もり)から創(はじ)まる地域創生」をまちづくりのテーマに掲げた本市の最上位計画です。 文化財分野において「歴史と文化資源の保全・活用」を方針に掲げ、また観光振興として「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」等をキーワードに文化財や歴史を効果的に結びつけた観光資源の有効活用、魅力発信を位置付けます。
③宍粟市教育大綱
計画期間：平成 28(2016)年度～令和 8(2026)年度 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、宍粟市の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本と方針を定めます。 本大綱及び教育・文化・子育て分野に係る個別計画により、「宍粟市に住み続けたい、住んでみたい」「宍粟で子どもを産み育て、いつまでも元気に過ごしたい」と思われるまちづくりを進めます。
④第 2 期宍粟市社会教育振興計画(前期計画)
計画期間：令和 4(2022)年度～令和 13(2031)年度 時代の変化に対応できる社会教育の推進に向けて、「人をつなぐ 地域をつなぐ 未来へつなぐ」誰もが輝き活躍する 宍粟の生涯学習」を基本理念に、宍粟市の社会教育の基本方針や基本施策を定めます。 地域の歴史や伝統文化を次世代に継承すべく、「地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実」「歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成」「文化財の公開・活用」等を施策に位置付けます。

3) 関連計画(分野別個別計画)

①しその子ども生き生きプラン(宍粟市義務教育の振興に係る長期構想)(後期基本計画)
計画期間：令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度 宍粟市の教育振興基本計画として「夢と自信をもち 魅力あふれる宍粟の明日を担う人づくり」を基本理念に掲げ、長期の視野に立った地域総がかりによる学校教育の確立に向けた取組方針等を定めます。 基本目標の 1 つである「生涯学び続け、活躍できる力を育てる」ため、社会教育施設や地域社会とリンクした教育の推進を図ります。

②宍粟市都市計画マスタープラン

計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、宍粟市の都市計画区域（山崎都市計画区域）における具体的な都市づくりの方針を定めます。

都市の将来像を「自然・歴史と調和した安全・安心で暮らしやすいまち」と位置付け、地域の歴史的・文化的資源について、「緑と調和した歴史文化遺産の保全・活用」「地域資源を活用した観光ネットワーク形成」「地域学習の推進」等を通じた保全と有効活用を図ります。

③宍粟市環境基本計画（第3次）

計画期間：令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

宍粟市環境基本条例に基づく「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として、環境の保全と創造に取り組むための指針等を定めます。

「豊かな森林を活用した環境づくり」を目標像に、基本施策の1つである「農村環境の維持と魅力の向上」に向けて、オオサンショウウオをはじめとした身近にある貴重な自然環境の保全に取り組み、生物多様性の確保を図ります。

④ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）

計画期間：令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

ふるさと宍粟観光条例に基づき、観光立市の実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定したものです。

めざす観光の将来像を、「市民が住んでよかった、観光客が訪れてよかったと感じ、宍粟市をふるさとと感じることのできる観光まちづくり」と定め、最大の観光資源である豊かな森林資源、宍粟の悠久の歴史と発酵のふるさと、日本酒発祥の地等、宍粟市特有の地域資源を活かした観光振興に取り組めます。

⑤宍粟市アウトドア活動推進計画

計画期間：令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

ふるさと宍粟の観光基本計画の下位計画として、アウトドア活動を通じた観光振興に関する実行計画として策定したものです。

自然資源を最大限に生かしたアウトドアの推進に向けて、市内5つのエリアを設定し、エリア内・エリア間の回遊性を向上させるルート設定及び家原遺跡公園等の拠点施設の活用等に取り組めます。

⑥宍粟市木育推進方針～SDGs 推進に向けた森林(もり)を活用したまちの創造～

計画期間：計画期間を定めず（令和4年（2022）9月策定）

SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向け、宍粟市の豊富な自然資源を生かした「木育」推進に向けた今後の方向性等を示す方針として策定したものです。

施策の方向性の1つに「技術や文化を伝える」を掲げ、木材の利用技術や森林の恩恵から生まれた文化を生かし、体験・学習機会の創出や普及活動により、森林から生まれた技術や文化を次の世代に受け継ぐことに取り組めます。

⑦宍粟市強靱化計画

計画期間：令和2(2020)年度から概ね5年

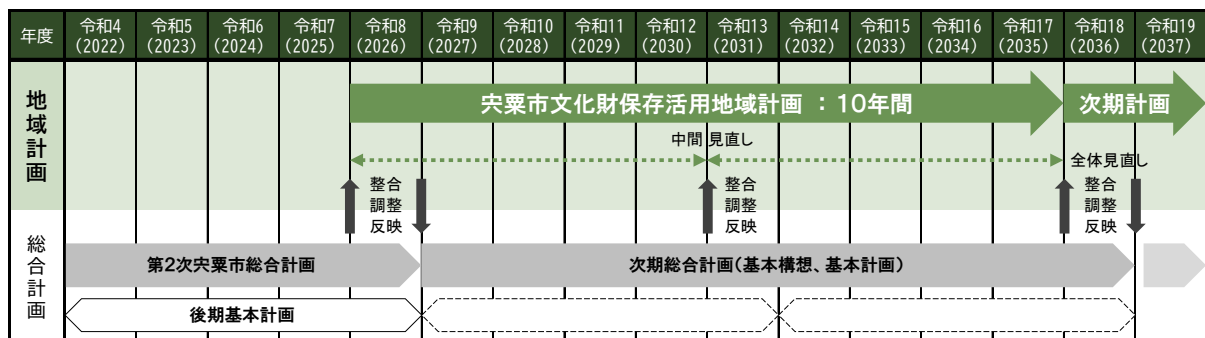
国土強靱化基本法に基づく国土強靱化計画として、今後起こりうる自然災害への事前の備えとして地域基盤と環境整備等の各種施策の指針を定めます。

文化財に関する強靱化の推進方針として、「文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等の推進」「歴史資料館の展示物や収蔵物のほか、地域の有形・無形文化財の点検、記録」「指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握」を掲げます。

<p>⑧宍粟市地域防災計画</p> <p>計画期間：計画期間を定めず（平成18年(2006)11月策定、令和7年(2025)3月一部改訂）</p> <p>災害対策基本法の規定に基づく、宍粟市の防災行政に係る総合的な計画として、住民と地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して減災と災害対策に取り組むための方針及び業務等を定めます。</p> <p>風水害及び地震に係る応急復旧対策計画として、「国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、宍粟市教育委員会を經由して兵庫県教育委員会に報告する」ことを定めます。</p>
<p>⑨宍粟市風景ビジョン</p> <p>計画期間：計画期間を定めず（令和4年(2022)10月策定）</p> <p>かけがえのない市民共有の財産である風景を未来へ引き継ぎ、魅力ある風景づくりを推進するための基本的な考え方や方向性、進め方を定めます。</p> <p>「地域の個性を磨き まちがひとつになる「日本一の風景街道」をスローガンに掲げ、「歴史/文化と暮らし」の風景づくりとして、「歴史・文化的資源の活用」や「食文化でのおもてなし」を通じて、歴史や文化と地域との結びつきを再発見していきます。</p>
<p>⑩（兵庫県）宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区景観ガイドライン</p> <p>計画期間：計画期間を定めず（令和元年(2019)11月策定）</p> <p>兵庫県「景観の形成等に関する条例」に基づく宍粟市山崎町山崎地区景観形成地区及び景観形成重点区域の指定に伴い、地区の歴史的景観を保全していくための景観形成基準を定め、その基本的な考え方等について解説したものです。</p>

3. 計画期間

本計画の計画期間は、本市総合計画（計画期間10年）と連動した運用とすべく、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。計画期間の最終年には、計画の最終評価をふまえて、総合計画等との整合、調整、反映を行い、計画の更新を行います。



図序-3 計画期間

なお、計画期間内においても、社会状況等の変化や上位、関連計画との整合を図りつつ、中間その他必要に応じて見直しを行います。見直しにおいて「計画期間の変更」や「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が生じた場合は、文化庁と協議のうえ、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更の認定を受けるものとします。それ以外の軽微な変更が生じた場合には、兵庫県及び文化庁へ情報提供を行います。

4. 計画作成の体制及び経緯

(1) 作成体制

本計画の作成にあたり、本市教育委員会社会教育文化財課が事務局となり、宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、「策定協議会」という。）を設置しました。

策定協議会は、法第 183 条の 9 に基づき、本市の文化財並びに歴史文化に精通し、文化財の保存と活用に対する知見等を有する学識経験者をはじめ、市内文化財所有者、商工・観光・まちづくり団体等の関係者、市民代表、行政職員等で構成し、本市の文化財の現状及び課題に関することや文化財の保存・活用のあり方、方針及び措置に関すること等について協議及び意見聴取を行い、計画案をまとめました。

宍粟市文化財審議委員会（以下、「審議委員会」という。）は、市内の文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項を調査審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議するために設置された組織であり、文化財に関する学識経験者により構成されます。法第 183 条の 3 第 3 項において、地方文化財保護審議会の意見を計画に反映させるよう定められており、本計画の検討に係る状況並びに計画案等について審議委員会へ報告・協議し、意見聴取しました。

表序-1 宍粟市文化財保存活用地域計画策定協議会委員(令和7年(2025)8月現在)

区 分	専 門	氏 名	所 属、役 職	備 考
学識経験者 関係団体 地域住民	文化財所有者代表	進 藤 智 彦	御形神社宮司	
	歴史（近世・近代）	藪 田 貫	兵庫県立歴史博物館名誉館長 関西大学名誉教授	会長
	歴史（古代・文化財 防災）	松 下 正 和	神戸大学地域連携推進本部 特命教授	
	民俗文化財	小 栗 栖 健 治	播磨学研究所所長	令和 6 年 10 月 7 日 退任
	歴史・考古	土 佐 雅 彦	元ひょうご歴史研究室 客員研究員	
	歴史（中世）	岩 井 忠 彦	宍粟市文化財審議委員会 元会長	副会長
	歴史（近世）	大 谷 司 郎	宍粟市文化財審議委員会 会長	
	建造物・まちづく り	高 橋 美 佐 子	特定非営利活動法人播磨 ヘリテージ研究所代表理事	
	住民代表	野 村 和 男	宍粟市連合自治会長	
	関係団体・商工	山 本 剛	宍粟市商工会事務局長	
	関係団体・観光	西 山 大 作	公益財団法人しそ森林王国 観光協会 常務理事	
	関係団体・ボラン ティア	坂 本 忠 彦	やまさきまち歩きガイドの会 会長	
	学校教育関係者	清 水 章 仁	中学校社会科担当教諭	

区分	専門	氏名	所属、役職	備考
行政関係	県行政	柏原正民	兵庫県教育委員会事務局 文化財課長	令和 5・6年度
		服部寛	兵庫県教育委員会事務局 文化財課長	令和7年度
	市行政	西嶋義美	宍粟市市長公室 地域創生課長	令和5年度
		久内康伸	宍粟市市長公室 地域創生課長	令和 6・7年度
		中尾善弘	宍粟市市民生活部次長 兼まちづくり推進課長	
		藤原慎一郎	宍粟市産業部 商工観光課長	

表序-2 宍粟市文化財審議委員会委員(令和5(2023)年度～令和7(2025)年度)

専門分野	氏名	備考
歴史	岩井忠彦	令和5・6年度 会長 令和7年3月31日退任
	大谷司郎	令和5・6年度 副会長 令和7年度 会長
	堂場政彦	令和7年3月31日退任
	小林由佳子	
	進藤智彦	令和7年4月1日新任
建造物	高橋美佐子	
伝統芸能	小林盛司	令和7年度 副会長
史跡	志水豊章	
	鳥居政義	
植物	鳥越茂	

任期：令和5年(2023)4月1日～令和7年(2025)3月31日
令和7年(2025)4月1日～令和9年(2027)3月31日

(2) 作成の経緯

本計画は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度に作成しました。

策定協議会は、令和5年(2023)9月8日の第1回会議以降、計6回の会議を開催し、計画作成のための調査手法や歴史文化の特性、文化財の保存・活用にかかわる課題及び方針、措置等について協議しました。あわせて、審議委員会へ意見を聴取し、計画へ反映しました。

また、令和5(2023)年度に自治会アンケート調査、令和6(2024)年度に市民ワークショップを実施し、地域や市民からいただいた情報、意見等を計画へ反映するとともに、令和7(2025)年度にパブリックコメントを実施し、計画案に対する意見を募集しました。

このほか、文化財の保存・活用に係る事業や取組を分野横断的に推進するため、庁内の関係課との調整を図りました。また計画の作成に関して、文化庁文化資源活用課より指導、助言を得るとともに、兵庫県教育委員会事務局文化財課の助言を得ました。

表序-3 計画作成の経緯

令和5(2023)年度		
7月4日	宍粟市文化財審議委員会	計画の進捗状況報告及び意見聴取
9月8日	第1回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	計画作成の背景や目的 宍粟市の歴史文化及び文化財の現況等
11月～12月	自治会アンケート調査	地域に受け継がれる文化財の掘り起こし 保存・活用の課題及び意向の把握等
2月2日	文化庁協議	計画内容について指導、助言 今後の作成スケジュール等協議
2月9日	第2回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	アンケート調査報告(速報) 保存・活用の将来像、基本的な方向性 (計画骨子)の検討等
3月1日	宍粟市文化財審議委員会	本計画の進捗状況報告及び意見聴取
令和6(2024)年度		
4月19日	宍粟市政策会議	本計画骨子案の承認
7月5日	第3回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	保存・活用に関する課題・方針・措置等
7月25日	宍粟市文化財審議委員会	本計画の進捗状況報告及び意見聴取
8月26日	文化庁協議	本計画素案について指導、助言
9月25日	第4回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	市民ワークショップの実施報告 保存・活用の措置の検討等
10月31日	文化庁 主任調査官現地視察	市内の主な文化財及び関連施設等の確認 本計画作成等について指導、助言
11月～12月	市民ワークショップ みんなで守り活かしたい ～しそうの文化財 大発掘～	大切にしたい、受け継いでいきたい地域の 文化財の聞き取り 保存・活用の課題や取組のアイデア等につ いての意見交換 11/14 山崎町 12/10 一宮町 12/11 波賀町 11/28 千種町 ⇒延べ 35名参加
1月29日	第5回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	市民ワークショップの開催報告 本計画素案の検討等
3月11日	宍粟市文化財審議委員会	本計画の進捗状況報告及び意見聴取等
令和7(2025)年度		
4月24日	宍粟市文化財保存活用地域計画 策定協議会(第1回臨時)	正副会長及び選出委員による本計画素案の 内容校正
5月21日	宍粟市政策会議	本計画素案の承認
6月9日 ～7月9日	パブリックコメントの実施	本計画素案の意見聴取 ⇒意見提出件数:30件(4人) 議会から意見聴取 ⇒議員意見件数:4件
7月25日	宍粟市文化財審議委員会	本計画案についての意見聴取 本計画の認定申請についての承認
8月1日	第6回 宍粟市文化財保存活用 地域計画策定協議会	本計画最終案の検討等
8月20日	宍粟市文化財保存活用地域計画 策定協議会(第2回臨時)	正副会長及び選出委員による本計画の最終 校正

5. 用語の定義

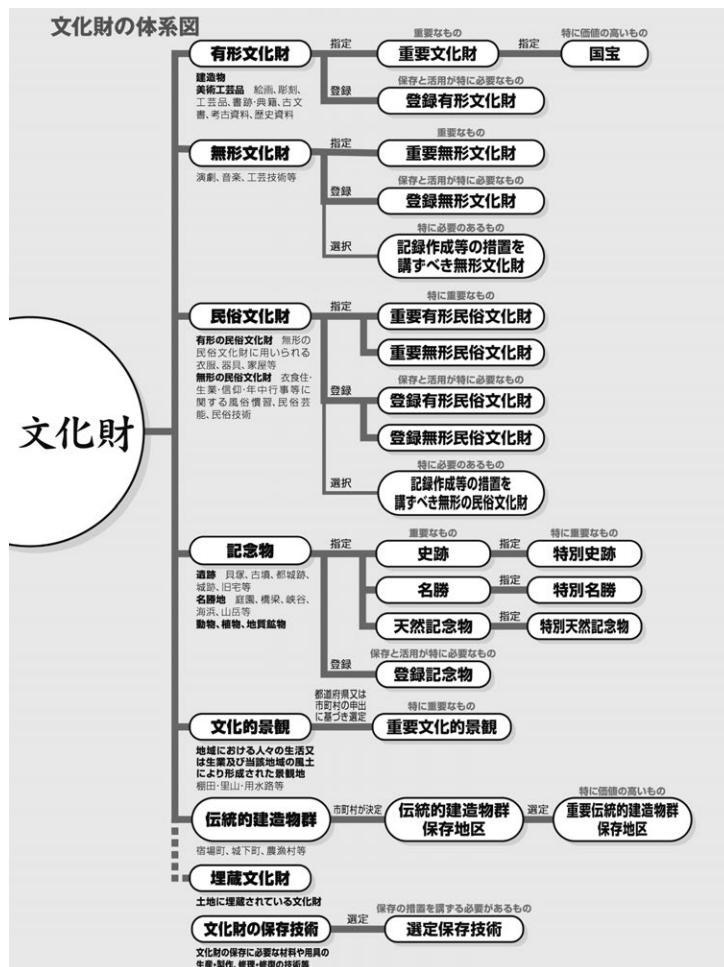
(1) 文化財

1) 法及び条例に示す文化財の定義について

法第2条において、文化財は有形文化財（建造物、美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に定義されます。このうち、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて、重要なものについては指定・選定、必要のあるものについては選択、保存及び活用についての措置が特に必要とされるものについては登録を行います。また、埋蔵文化財（法第92条）及び文化財の保存技術（法第147条）についても、保護の措置を講ずるものとしています。

兵庫県は、兵庫県文化財保護条例において、種類や特性から、法に定義する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物を文化財とします。このうち、国による保護の対象とならないものの、県にとって重要なものについて、兵庫県教育委員会が兵庫県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて指定、登録を行います。

本市は、宍粟市文化財保護条例において、本市にとって価値ある有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物を文化財とします。このうち、国または県による保護の対象とならないものの、市にとって重要なものについて、宍粟市教育委員会が審議委員会に諮問し、その答申を受けて指定を行います。



図序-4 文化財保護法における文化財の体系(出典:文化庁)

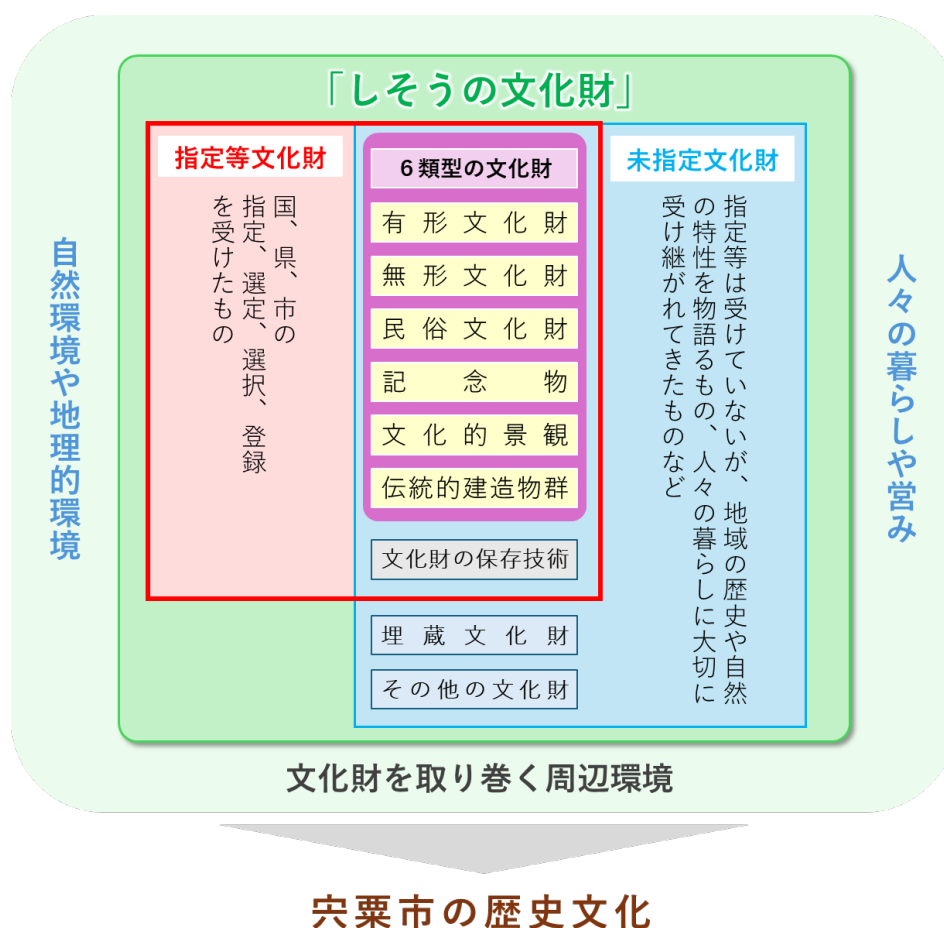
2) 本計画の対象とする文化財（「しそうの文化財」）

前項の定義をふまえ、本計画の対象とする文化財（「しそうの文化財」）を、「指定等文化財」及び「未指定文化財」とします。

「指定等文化財」は、6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に該当するもの及び文化財の保存技術について、国・県・市による指定等（指定、選定、選択、登録）の措置が施されている文化財です。

「未指定文化財」は、指定等は受けていなくとも、地域の歴史や自然の特性を物語るものや、人々の暮らしに大切に受け継がれてきたもの等であり、6つの類型及び埋蔵文化財に加えて、伝承や言い伝え、地名、方言、遊びといったその他の文化財を含みます。

これら指定等文化財及び未指定文化財のすべてが「しそうの文化財」として誇るべき文化財であり、これら文化財と周辺環境が一体となり、多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的な総体として本市の歴史文化を形作っています。

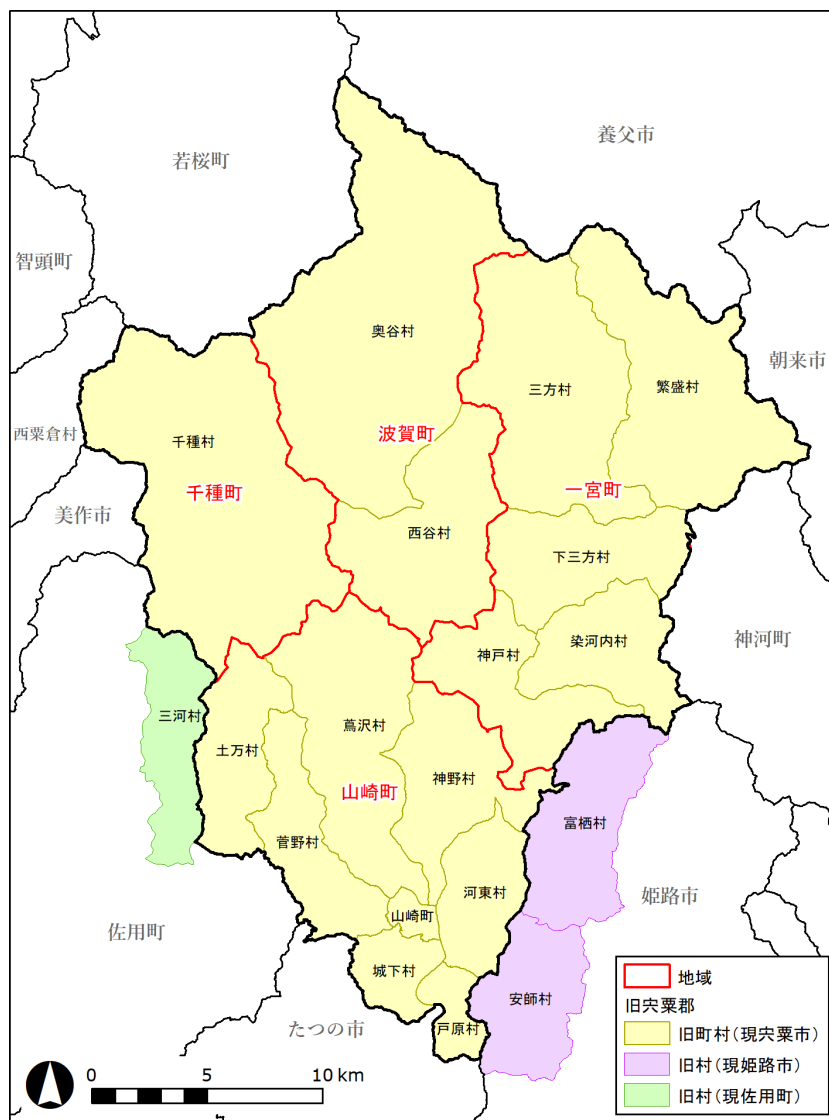


図序-5 本計画に位置付ける文化財（「しそうの文化財」）（概念図）

(2) 地域区分

本市は、古代の「宍粟郡」を由来に持ち、明治時代に編制された1町18村からなる宍粟郡（一部は市外）としての変遷を経て、平成17年（2005）4月1日に山崎町・一宮町・波賀町・千種町の4町が合併して誕生した市です。

現在も、旧4町がそれぞれの歴史的背景を大切に一体的な市域を形成している経緯を鑑み、本計画における地域区分として「山崎町」「一宮町」「波賀町」「千種町」の4地域を設定します。



図序-6 地域区分

(出典: 国土数値情報(国土交通省)[行政区域]を元に作成)

第1章 宍粟市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

本市は兵庫県中西部に位置し、岡山県及び鳥取県の県境に接します。隣接する市町は、北に位置する養父市より時計回りに朝来市、神崎郡神河町、姫路市、たつの市、佐用郡佐用町、岡山県美作市、英田郡西栗倉村、鳥取県八頭郡若桜町です。

広域には、京阪神と中国地方を東西に結ぶ中国縦貫自動車道と、山陽・山陰を南北に結ぶ国道29号が交わる西播磨内陸の交通の要衝であり、中国縦貫自動車道山崎インターから姫路市まで約30km、神戸まで約100km、大阪まで約140kmに位置します。

本市域は東西約32km、南北約42kmに達し、総面積は658.54km²と兵庫県土面積の7.8%を占め、豊岡市に次いで県内第2位の市域を有しています。

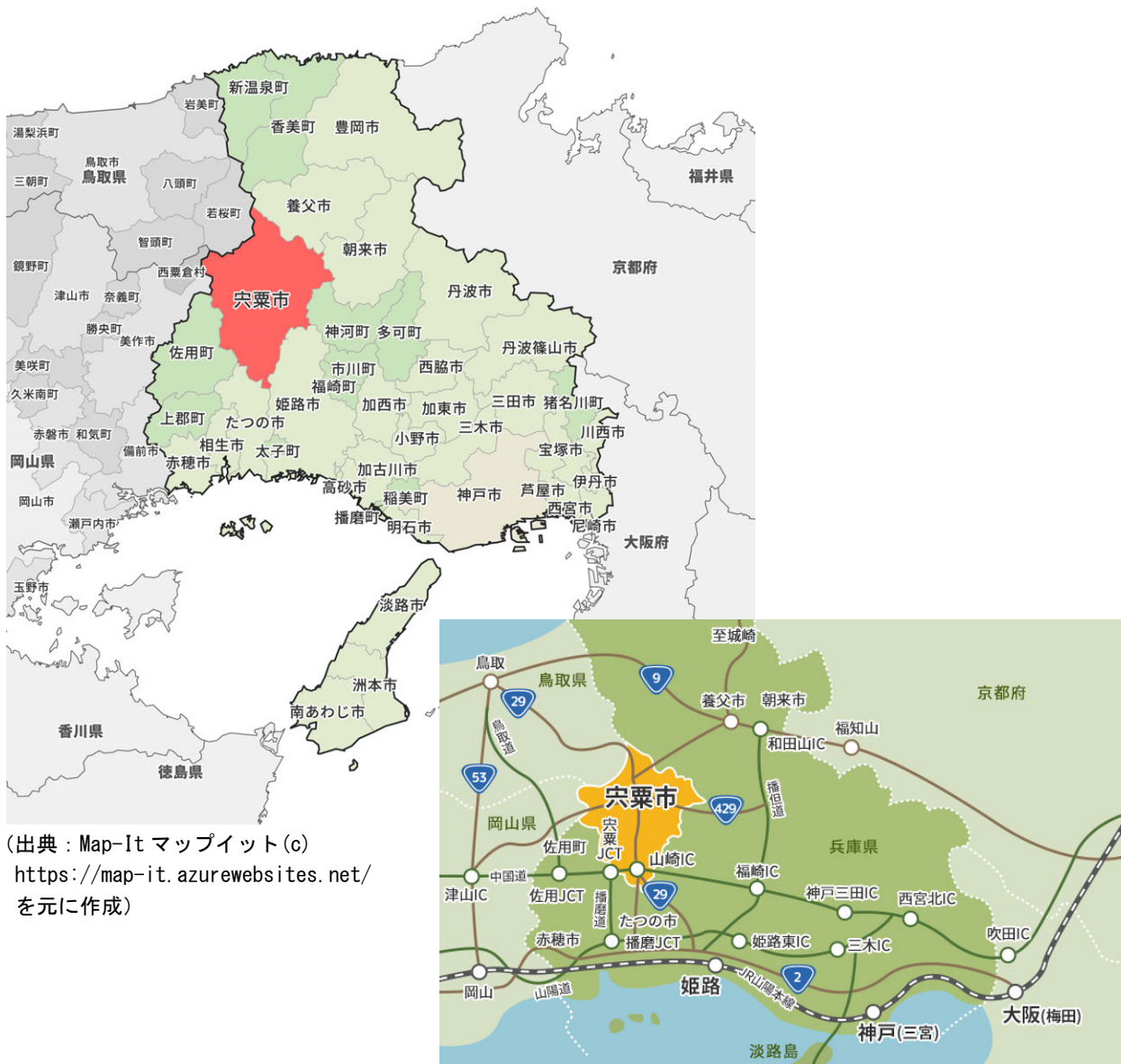


図1-1 宍粟市の位置及びアクセス

(2) 地形・地質

1) 地形及び流域

本市は、中国山地東端に広がる、県下最大の面積をもつ播但山地に含まれ、大部分が急峻な山地地形を呈しています。市最北部に位置する氷ノ山三ノ丸（標高1,464m）をはじめ、三室山（標高1,358m）、後山（標高1,344m）といった、1,000m級の県下に名立たる名峰が周囲を取り巻きます。千町ヶ峰（標高1,141m）や笠杉山（標高1,032m）、黒尾山（標高1,025m）等の山頂部は平坦であり、これはかつて侵食により平坦化した地形が、その後の地殻運動により隆起してできたものです。

市域は概ね北が高く南が低い形状となっており、山崎町付近を山崎断層帯が東西に横断しています。断層を境として、北には大～小起伏の播但山地の中央山地が、南には小起伏の西播山地が位置します。それら山に囲まれた盆地一帯はかつて城下町として栄え、現在は中心市街地として、本市の発展に重要な役割を果たしています。

播但山地に源を發し市域を流下する河川は、揖保川水系と千種川水系に分かれ、ともに北から南に流下し、南北方向に狭長な谷底平野を形成します。

揖保川は藤無山を源とし、一宮町南部で波賀町を流れて来た引原川と合流し、染河内川、伊沢川、菅野川等の支流を合わせて南下し、たつの市を経て姫路市網干区で瀬戸内海に注ぎます。一宮町及び波賀町は揖保川源流域から上流域、山崎町は中流域にあたります。

千種川は兵庫県、岡山県、鳥取県の県境、江浪峠を源とし、岩野辺川、西山川等と合流し佐用町、上郡町を経て赤穂市で瀬戸内海に注ぎます。千種町は千種川上流域にあたります。

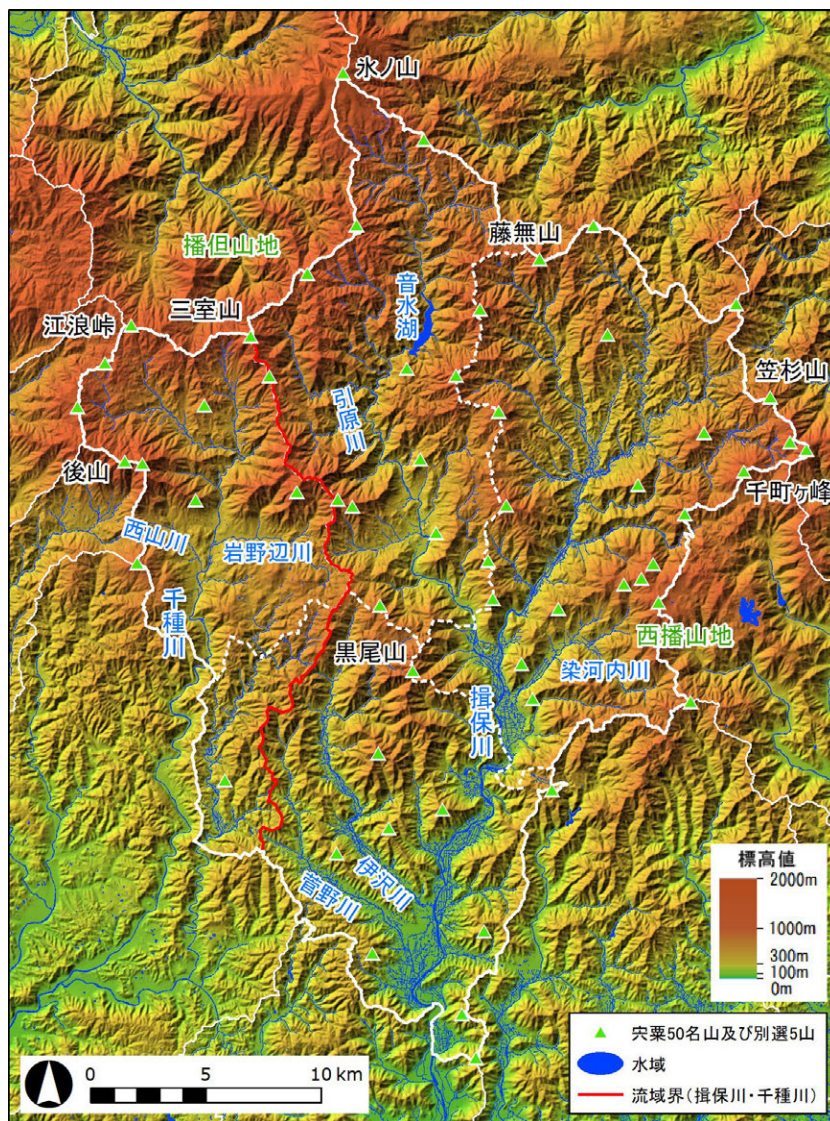


図1-2 地形及び流域

(出典: 色別標高図(国土地理院)、国土数値情報(国土交通省)
[水域][流域界]を元に作成)

2) 地質

地質は、主に時代の異なる2群の岩石に分けられます。

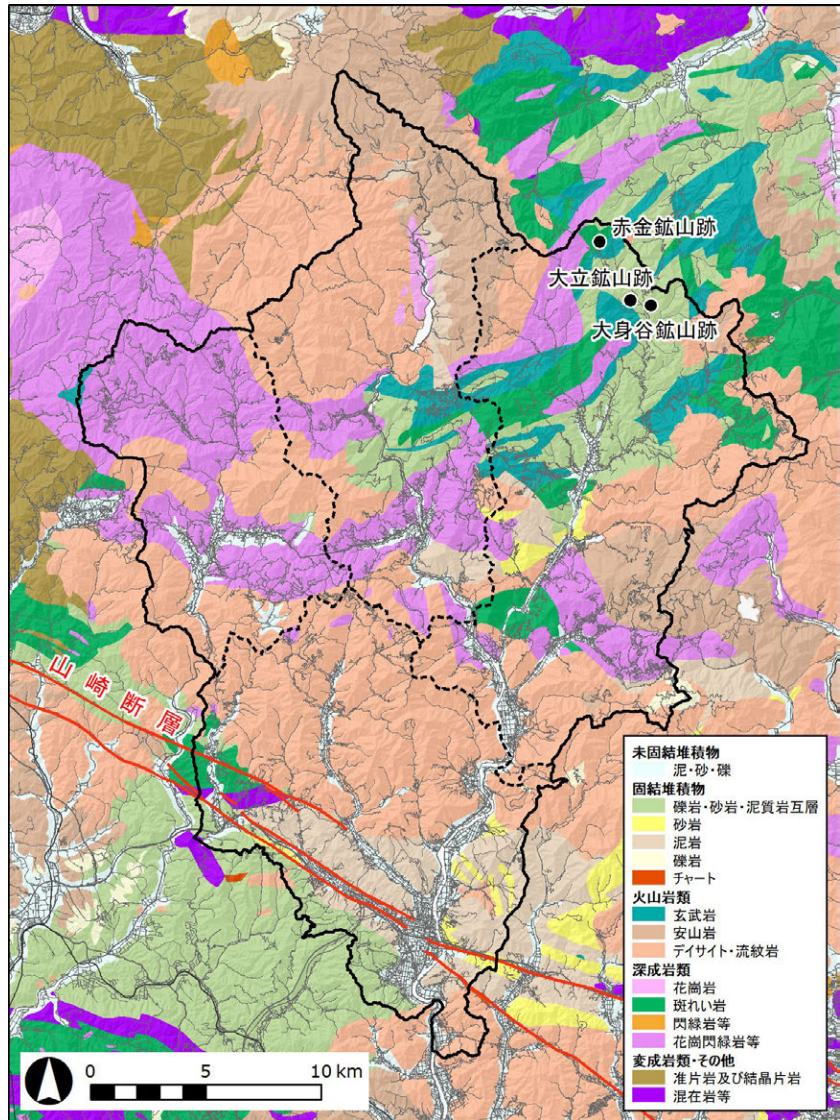
1つは舞鶴層群で、古生代末から中生代初期にかけて海域で形成された礫岩、砂岩、泥質岩等の固結堆積物や海底火山活動による玄武岩等から成ります。この層群には斑れい岩、閃緑岩、花崗岩、花崗閃緑岩等の夜久野複合岩類が貫入しており、上岸田層や千町層等の地層も局所的に見られます。

もう1つは、中生代末から新生代初期にかけて、陸上の火山活動に伴い形成された層です。この層はさらに流紋岩、安山岩等と泥岩、砂岩等が重なる生野層群と、地下のマグマ活動による花崗岩類に分けられます。その他、市最北端の氷ノ山一帯は鉢伏山火山岩と総称する新第三紀に噴出した安山岩等の火山岩類で覆われており、河川沿いには未固結堆積物の沖積層及び段丘礫層が分布します。

地下資源は、市北部に金属鉱床が分布しており、一宮町繁盛地区倉床の赤金鉱山、大立鉱山、大身谷鉱山ではかつて金、銀、銅、亜鉛等を産出していましたが、現在は全ての鉱山が閉山となっています。

地質時代	地質系統		現在までの年数
	堆積岩	火成岩	
新生代	沖積層 段丘礫層	火山岩 深成岩	170万年
		六甲変動	
	鉢伏山火山岩	2,300万年	
山崎断層			
古第三紀	生野層群	花崗岩類	6,500万年
中生代	白亜紀	ジュラ紀変動	1億4,300万年 2億1,200万年
	ジュラ紀		
	三畳紀		
古生代	千町層(一宮) 上岸田層(一宮)	夜久野複合岩類	2億4,700万年
			2億8,900万年
	二畳紀	舞鶴層群	3億6,700万年
	石炭紀		4億1,600万年
	デボン紀		4億4,600万年
	シルル紀		5億700万年
	オルドビス紀		5億7,900万年
カンブリア紀			

図1-3 宍粟市の地質系統表
(出典:『宍粟のあゆみ』に加筆して作成)



※宍粟市及び周辺に分布する主な地質を記載しています。

図1-4 地質

(出典:20万分の1シームレス地質図、活断層データベース(国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター)を元に作成)

3) 山崎断層帯

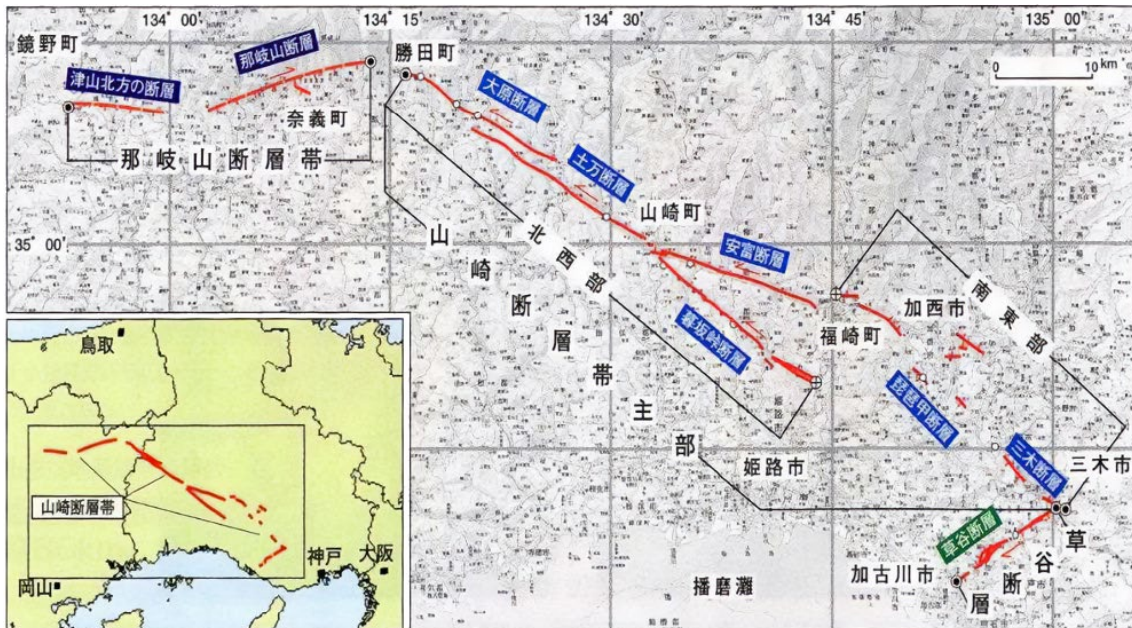
山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する総延長約 100km の断層帯です。断層帯は大きく那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つに区分されます。本市南部を横断する山崎断層帯主部は、岡山県美作市から兵庫県三木市に至る、全体の長さ約 79km の断層帯です。山崎断層帯主部はさらに、大原断層、土万断層、安富断層及び暮坂峠断層までの北西部と、琵琶甲断層及び三木断層の南東部に区分され、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布します。

山崎断層帯が活断層であることは、1960年代の終わりに発見され、中国縦貫自動車道工事に伴い明らかとなりました。平安時代に記録が残る播磨国地震（貞観10年（868））の震源であった可能性が高く、大地震のたびにずれ動いた活断層は、「破碎帯」とよばれる軟弱な岩盤を活断層にそって帯状に発達させ、直線的に続く起伏の小さな地形を作りました。中国縦貫自動車道の福崎ICから佐用ICまでの間にほとんどトンネルがないのは、この山崎断層帯に沿って建設されたものだからです。

これまでの調査研究において、山崎断層帯は数十万年前から大地震を繰り返してきた活断層であることが明らかとなりました。将来の地震発生が懸念される一方で、断層活動が本市の特異な地形、景観を生み出してきました。山崎町今宿地区では、揖保川を横切る断層の横ずれ運動により盛り上がった岩塊が堰を作り、「十二波」と呼ばれる景勝地を形成しています。



十二波(山崎町今宿)
(出典:『実粟のあゆみ』)



【図の説明】

山崎断層帯の活断層位置。左下の概略地図の中の長方形は詳細図の範囲を示す。

●は断層帯の両端、⊕は北西部と南東部の境界(基図は国土地理院発行の20万分の1の数値地図「京都及大阪」「姫路」「高梁」を使用)

図1-5 山崎断層帯を構成する活断層の名称と断層帯の区分

(出典:岡田篤正(2016):1:25,000 都市圏活断層図那岐山断層帯(山崎断層帯)とその周辺「津山東部」解説書。国土地理院技術資料 D1-No. 754, 1-21p.)

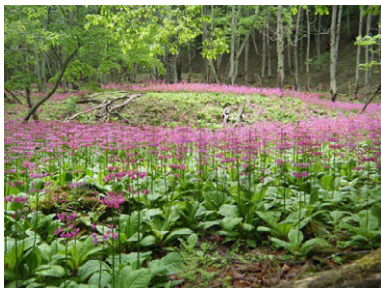
(3) 植生・生態系

市域の大部分を占める山林は、その多くが二次林であるコナラ群落や人工林であるスギ・ヒノキ植林で、標高 600m 以上のブナクラス域にイヌブナ群落やチシマザサ・ブナ群団等の落葉広葉樹林が分布します。市北部には針葉樹林や広葉樹林の混交林、ブナ林、イヌブナ林等の貴重な植生が分布し、豊かな森林が形成され、自然公園となっています。ちくさ高原には、兵庫県の絶滅危惧種に指定されているクリンソウの日本有数の群生地があります。

自然公園地域外にも、社寺や集落に巨樹・巨木林が数多く残存し、市内の河川や水路には特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息するなど、市内の至る所で身近に自然に触れることができる環境が保たれています。

兵庫県版レッドリストにおける掲載データを参考とした本市における動植物の生息・生育状況は、生息が確認されている絶滅のおそれのある動物が 229 種、生育が確認されている絶滅のおそれのある植物が 228 種となっています。(令和 3 (2021) 年度時点)

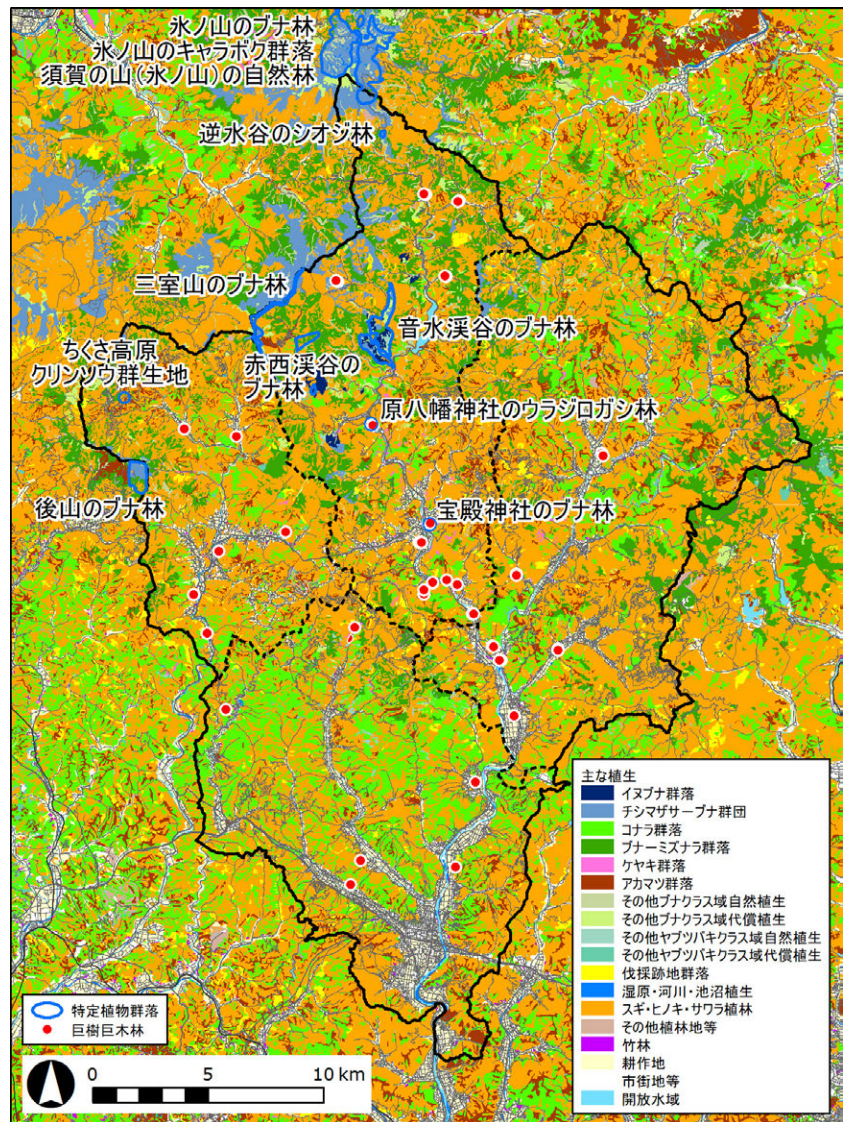
豊かな自然を有する反面、シカやイノシシ等の野生動物による農作物や植栽苗木の被害等が発生しています。



ちくさ高原のクリンソウ群生地
(出典: (公財)しろう森林王国観光協会)



オオサンショウウオ



※宍粟市及び周辺に分布する主な植生を記載しています。

図1-6 植生及び特定植物群落、巨樹巨木林
(出典: 自然環境保全基礎調査(環境省自然環境局生物多様性センター)
[植生調査][特定植物群落調査][巨樹巨木林調査]を元に作成)

(4) 気象

本市は日本海と瀬戸内海の間の中の内陸部にあり、市域の北部と南部で気候の様相が異なります。

市北部は、日本海型気候の影響を受け、山間部特有の寒冷多雨の気候です。冬季は雪が多く、積雪量 100cm を超えるところもあり、波賀町及び千種町の範囲は、豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯に指定されています。

市南部は瀬戸内海側に位置し、瀬戸内海型気候の影響を受けることから、温暖な気候です。

市内の一宮観測所の過去 30 年間の気象データの平年値をみると、最高気温は 8 月の 25.8℃、最低気温は 1 月の 2.4℃ となり、年間平均気温は 13.8℃ です。年間降水量（平年値）は 1,961.8mm となり、月別では 7 月(283.0 mm)の降水が最も多くなります。一方、市北部の最寄りの若桜観測所（鳥取県若桜町）の過去 30 年間の気象データをみると、月別降水量は 9 月(239.1mm)に最も多くなります。

雨の降り方によって、最大雨量が 6、7 月に集中する「梅雨型」の山崎町及び一宮町、最大雨量が 9、10 月に集中する「台風型」の波賀町及び千種町と区分することができます。

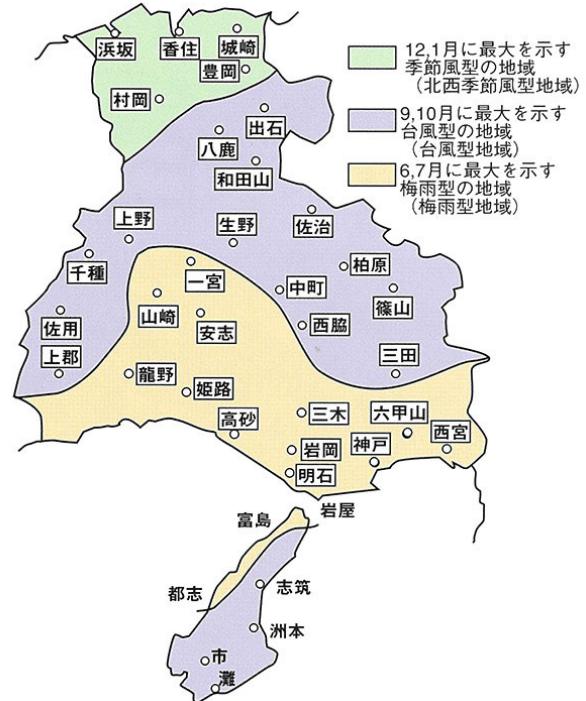
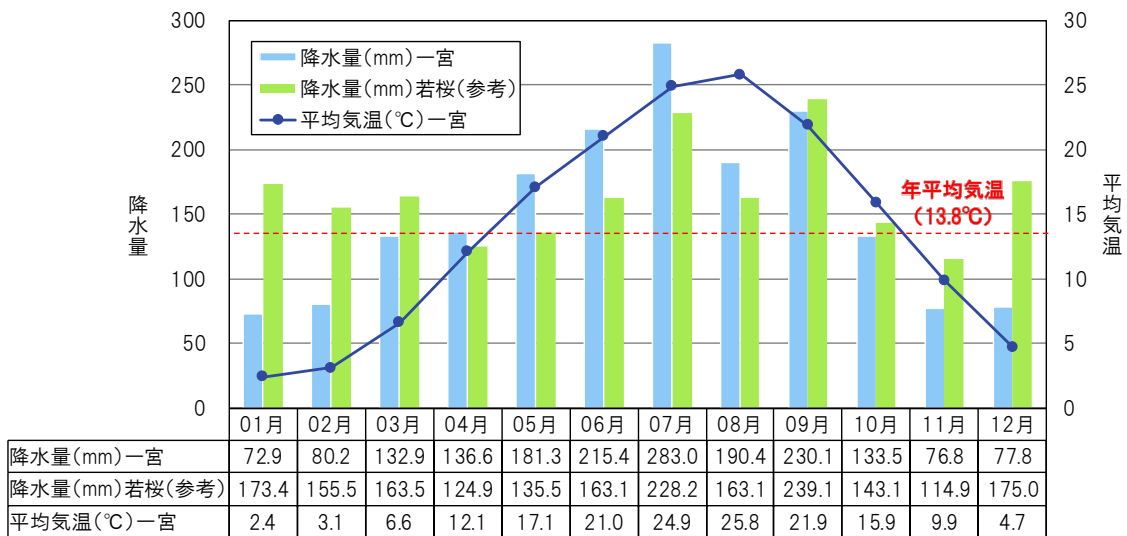


図1-7 兵庫県の月降水量が最大を示す月の分布
(出典:『宍粟のあゆみ』)



※平成 3 年（1991）～令和 2 年（2020）の平年値

※観測地点：一宮観測所（宍粟市）及び若桜観測所（鳥取県若桜町）

図1-8 平均気温及び降水量(30年間の平年値)

(出典:過去の気象データ検索(気象庁)を元に作成)

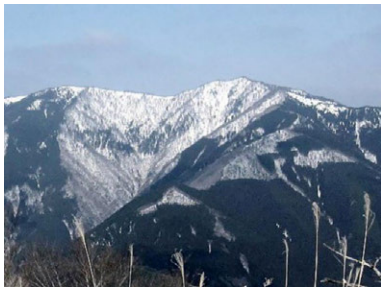
(5) 自然公園・国有林

1) 自然公園

本市の自然環境の最大の特徴は、豊かな森林資源と揖保川、千種川の清流であり、それらをめぐる地形や景観、多種多様な動物、植物群の魅力にあふれた市内3箇所の自然公園（国定公園1箇所、県立自然公園2箇所）が指定されています。

氷ノ山後山那岐山国定公園及び音水ちくさ県立自然公園は、市北部の波賀町及び千種町に位置し、氷ノ山、後山に代表される1,000m級が連なる山岳景観と、引原川及び千種川を中心とした原不動滝等の大小多くの滝、音水湖及び音水溪谷、赤西溪谷等の河川、溪谷景観が広がります。周辺一帯の山岳は、兵庫県下でも最も自然の豊かな地域の1つであり、野生動物にとって良好な河川環境や森林環境が残されています。

雪彦峰山県立自然公園は、市東部の一宮町に位置し、千町ヶ峰や雪彦山（兵庫県姫路市）等に代表される山岳景観、峰山・砥峰高原（兵庫県神崎郡神河町）の高原景観、福知溪谷に代表される溪谷景観が広がります。福知溪谷は、砥峰に源を発する清流と森林がおりなす四季折々の溪流美を見せてくれます。



後山(千種町河呂)



音水湖(波賀町引原)



福知溪谷(一宮町福知)

(出典：(公財)しろう森林王国観光協会)

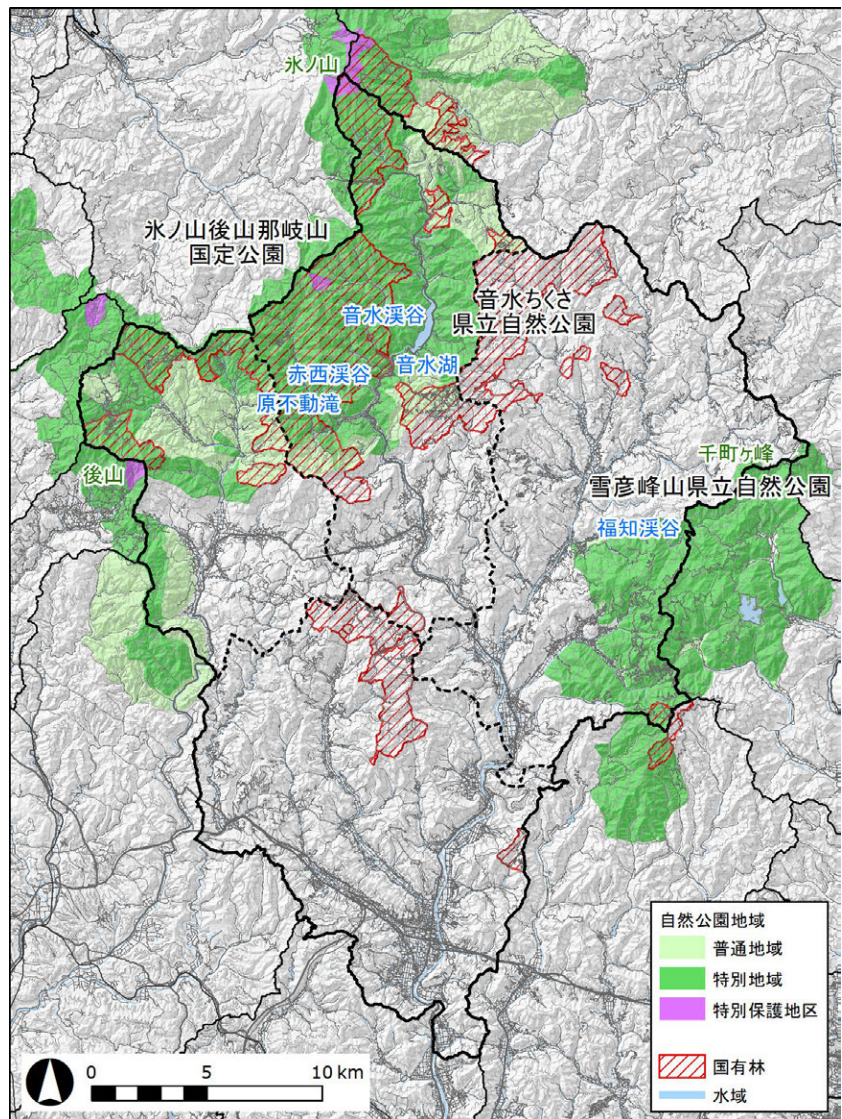


図1-9 自然公園・国有林

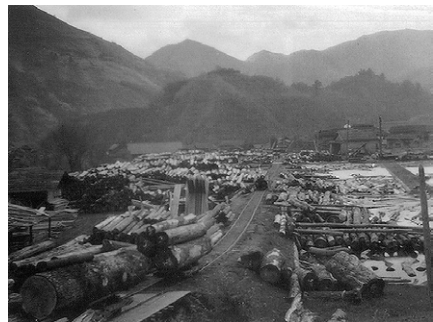
(出典：国土数値情報(国土交通省)[自然公園地域][森林地域][水域]を元に作成)

2) 国有林

本市は、兵庫県有数の森林面積を有しており、特に赤西国有林をはじめとした22の国有林（面積12,861ha）は、兵庫県内の全ての国有林（30,298ha）の4割強を占めています。

国有林は、明治2年（1869）及び3年（1870）に幕府や各藩等が所有していた「御林（官林）」と、神社や寺院が所有していた「社寺有林」を国が管理したことにより、「官林」として誕生しました。山林地域への労働の場の提供、水源を守り山崩れを防ぐといった公益的な活用や人々が入りにくい奥山の管理といった目的もありましたが、最も大きな理由は、戦時下に国が財源を確保するための「財源の山」として管理しようとしたものでした。

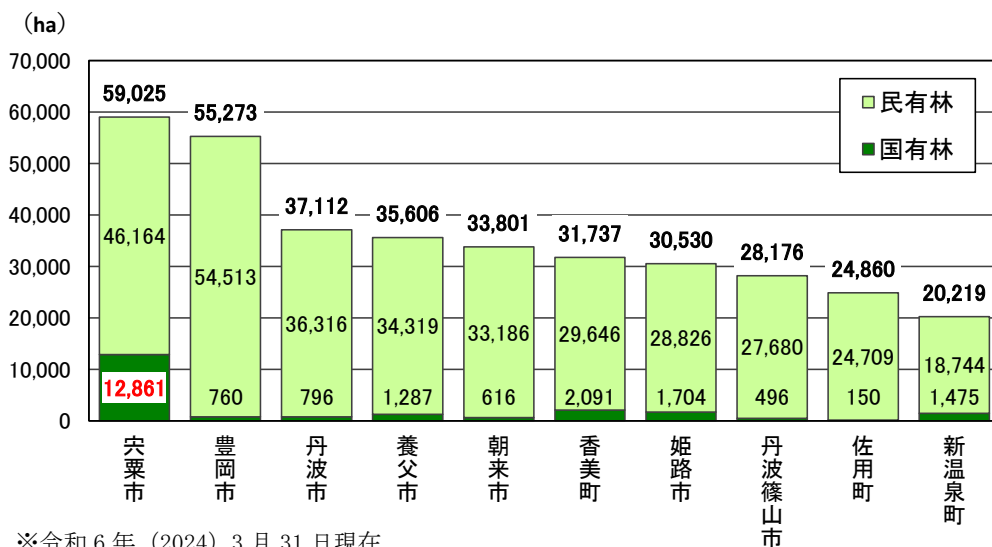
本市では、明治19年（1886）に兵庫大林区署山崎派出所が山崎町今宿に設置され、宍粟郡及び揖西、揖東、赤穂、佐用の各郡の官林を管理しました。当時、市内に大きな貯木場をかかえ、特に上野貯木場（波賀町有賀）には国有林等で伐採された木材が森林鉄道により運び込まれました。赤西国有林や音水国有林の天然スギは「宍粟スギ」と呼ばれ、全国的に有名でした。



上野貯木場(昭和20年代)
(波賀町有賀)

(出典:『追憶ふるさと宍粟写真集』)

大正13年（1924）に営林局署制度が実施されるとともに、大阪営林局山崎営林署と名称が変更され、平成11年（1999）には近畿中国森林管理局兵庫森林管理署として現在に至ります。



※令和6年（2024）3月31日現在

※国有林は、国有林、官行造林、その他省庁林を含みます。

図1-10 民有林及び国有林面積 兵庫県の上位10市町

(出典:『令和5年度兵庫県林業統計書』を元に作成)

2. 社会的環境

(1) 宍粟市の沿革

宍粟という地名は、『播磨国風土記』に「宍禾郡」として記された歴史ある名です。

明治22年(1889)の町村制施行に伴い宍粟郡は1町18村となり、戦後の市町村合併により昭和30年(1955)に山崎町、翌年に一宮町、波賀町、安富町が誕生しました。昭和32年(1957)には三河村が佐用郡南光町に編入され、昭和35年(1960)の町制施行により千種村が千種町となると、以降は宍粟郡5町が広域的に連携しながら地域振興に取り組んできました。

平成17年(2005)4月1日に、山崎町、一宮町、波賀町、千種町の4町が合併して宍粟市となり、翌年に安富町は姫路市に編入され、現在に至ります。

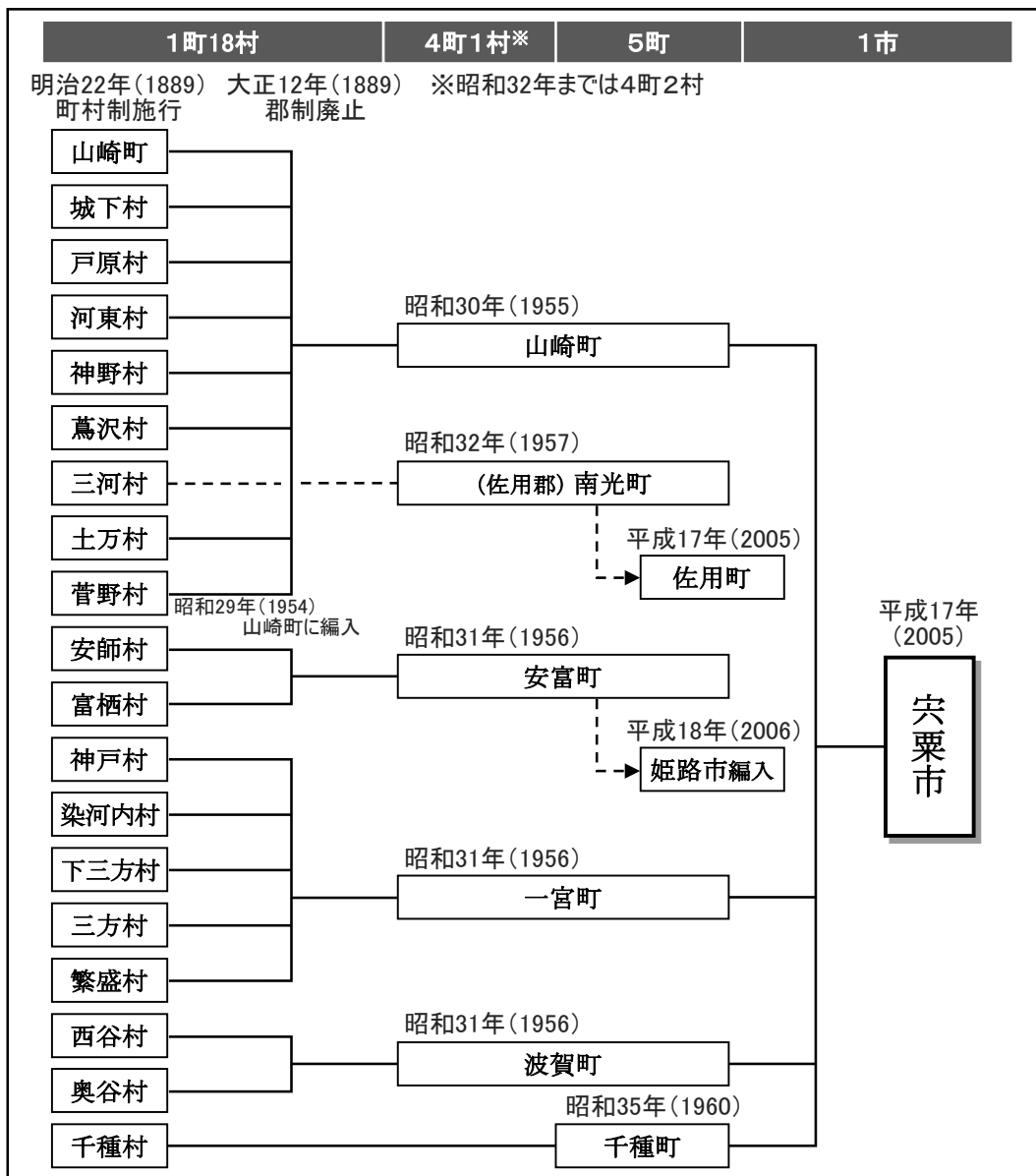


図1-11 宍粟市の沿革

(出典:『宍粟のあゆみ』に加筆して作成)

(2) 人口・世帯

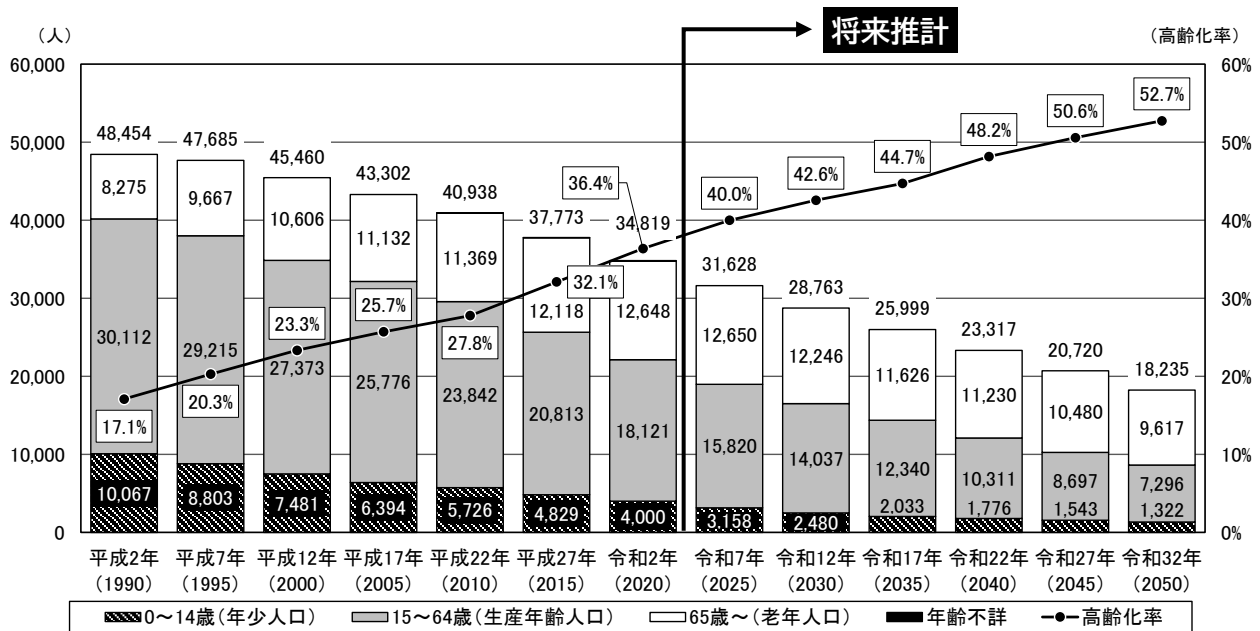
1) 人口

本市の人口は、令和7年(2025)8月末現在33,183人となり、近年は一貫して減少傾向にあります。

国勢調査における年齢区分別人口をみると、令和2年(2020)時点で生産年齢人口(15~64歳)が約5割を占め、年少人口(15歳未満)は1割程度となります。一方で老年人口(65歳以上)は約4割(36.4%)となり、これは兵庫県平均(29.3%)を大きく上回ります。

地域別では、山崎町を除く3町の人口減少が顕著であり、また高齢化率(老年人口割合)も市北部の波賀町及び千種町で現在4割を超えています。

人口は今後も減少傾向が続き、約25年後(令和32年(2050))には18,235人と令和2年(2020)人口の約6割にまで落ち込み、高齢化率は5割を超えると予測されます。



※年齢不詳は平成22年(2010)1人、平成27年(2015)13人、令和2年(2020)50人。

※高齢化率は年齢不詳を除いて算出しています。

図1-12 人口の推移

(出典: 国勢調査、日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を元に作成)

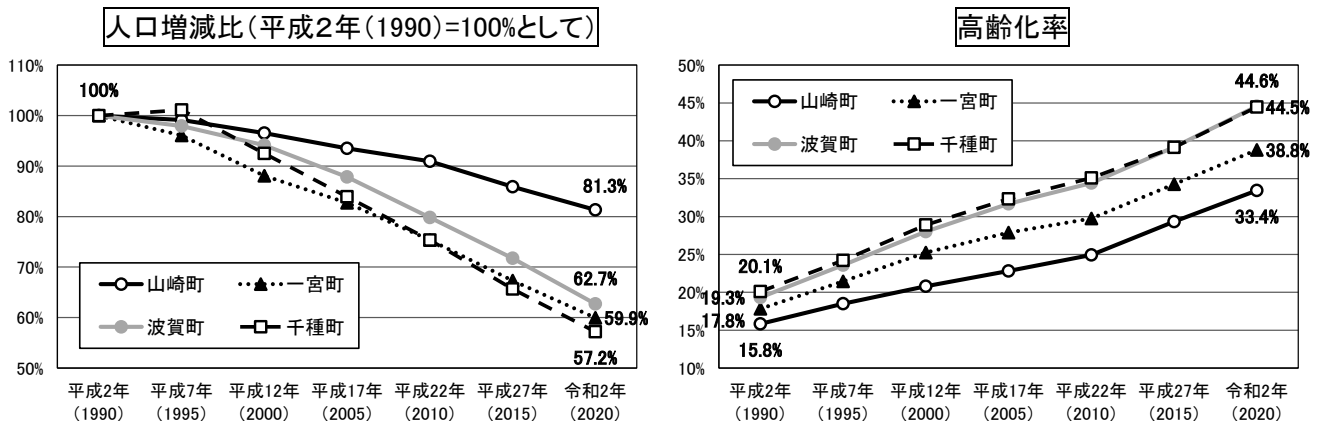


図1-13 地域別 人口増減比及び高齢化率の推移

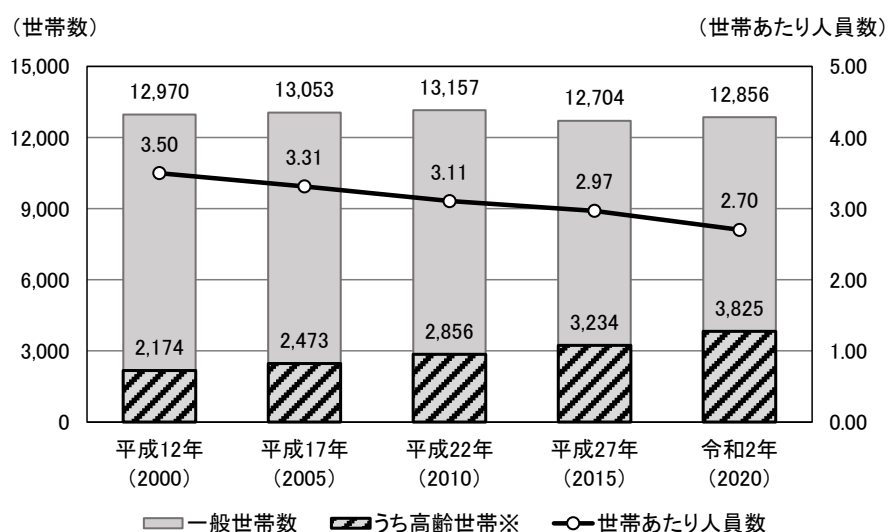
(出典: 国勢調査を元に作成)

2) 世帯

世帯数は、令和2年(2020)国勢調査時点で12,856世帯(一般世帯数)となり、近年13,000世帯前後と概ね横ばいで推移しています。

世帯あたり人員数は一貫して減少傾向にあり、平成12年(2000)時点で3.50人/世帯が令和2年(2020)には2.70人/世帯にまで減少しており、核家族化が進行しています。

高齢世帯(高齢夫婦のみの世帯や高齢単身世帯)の増加が顕著であり、平成12年(2000)の2,174世帯が令和2年(2020)時点では3,825世帯と1.8倍近くまで増加しています。



※高齢世帯：65歳以上の高齢者単身世帯及び65歳以上の高齢者を世帯主とする夫婦のみの世帯

図1-14 世帯数等の推移

(出典：国勢調査を元に作成)

(3) 交通

1) 道路網

市内を通過する主要道路網は、市域を南北に貫く国道 29 号、東西に横断する国道 429 号を基軸として、主要地方道及び一般県道が市内に張り巡らされています。

市外及び県外へのアクセス拠点となる中国縦貫自動車道山崎インターチェンジ（山崎 I C）が市南部で国道 29 号と接続します。

2) 公共交通

市内には鉄道がなく、バスによる公共交通網が整備されています。平成 27 年(2015)、交通空白地の解消や財政負担の改善といった観点から地域公共交通の大幅な再編を行い、市内を運行するバスを全て民間事業者が運行する路線バスに変更するとともに、旧町域間を結ぶ大型バス、集落から大型バスへ接続する小型バス、ショッピングセンターや医療モール等を巡る循環バスといった住民の利用形態にあわせたバス運行が行われています。令和 7 年(2025) 8 月現在、大型バス 4 路線、小型バス 15 路線、循環バス 1 路線が運行されています。

また、市内と市外を結ぶ路線バスは、姫路方面とたつの方面間で運行する広域バスと、神戸三宮方面及び津山、大阪方面に向かう高速バスがあります。

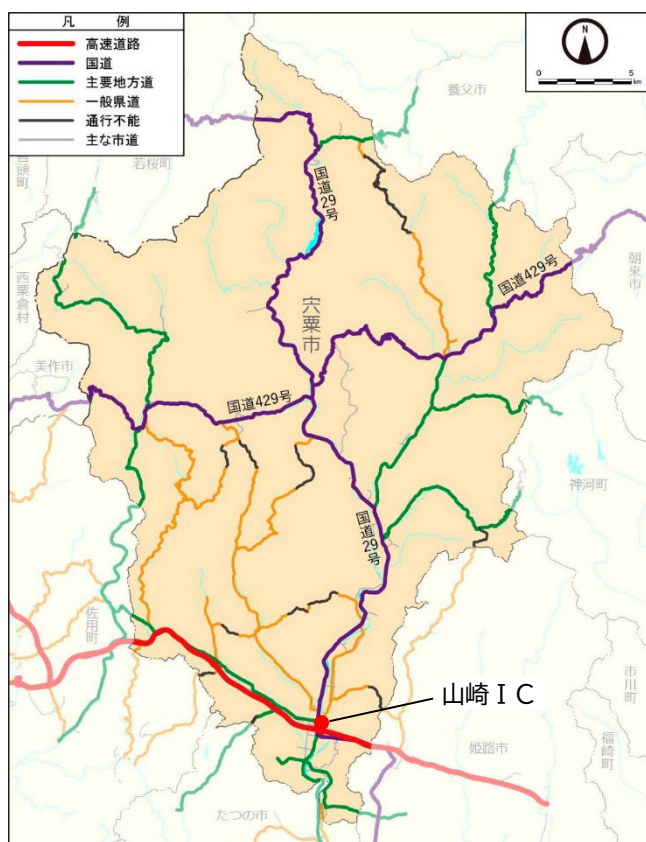


図1-15 主要道路ネットワーク
(出典:『宍粟市地域公共交通計画』に加筆して作成)

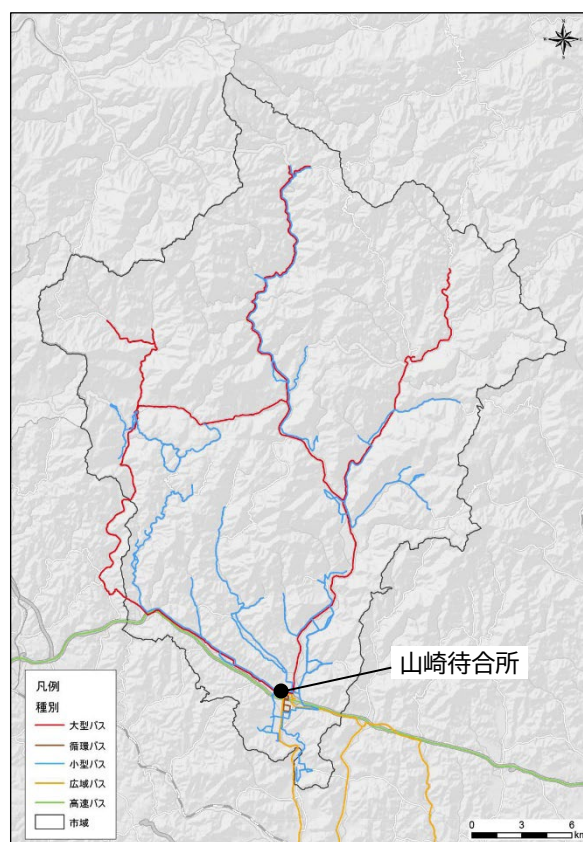


図1-16 路線バスネットワーク
(出典:『宍粟市地域公共交通計画』に加筆して作成)

(4) 土地利用

総面積 658.54km²のうち、森林が9割(89.6%)を占めており、林業以外に、森林セラピーや宍粟50名山等の観光にも活用されています。

森林以外では、農地(3.9%)が揖保川及び千種川流域に沿って広がり、上流域の一部には谷田や棚田が形成されています。

都市的土地利用として、宅地(1.4%)が山崎町中心部の市街地等に集積しており、その他国道や主要地方道の幹線道路沿いに集落地等が分布します。

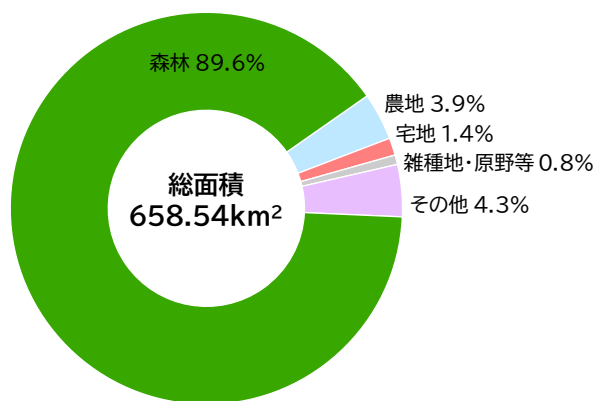


図1-17 土地利用割合(令和6年(2024))
(出典:兵庫県市区町別主要統計指標、
『宍粟市森林整備計画』を元に作成)

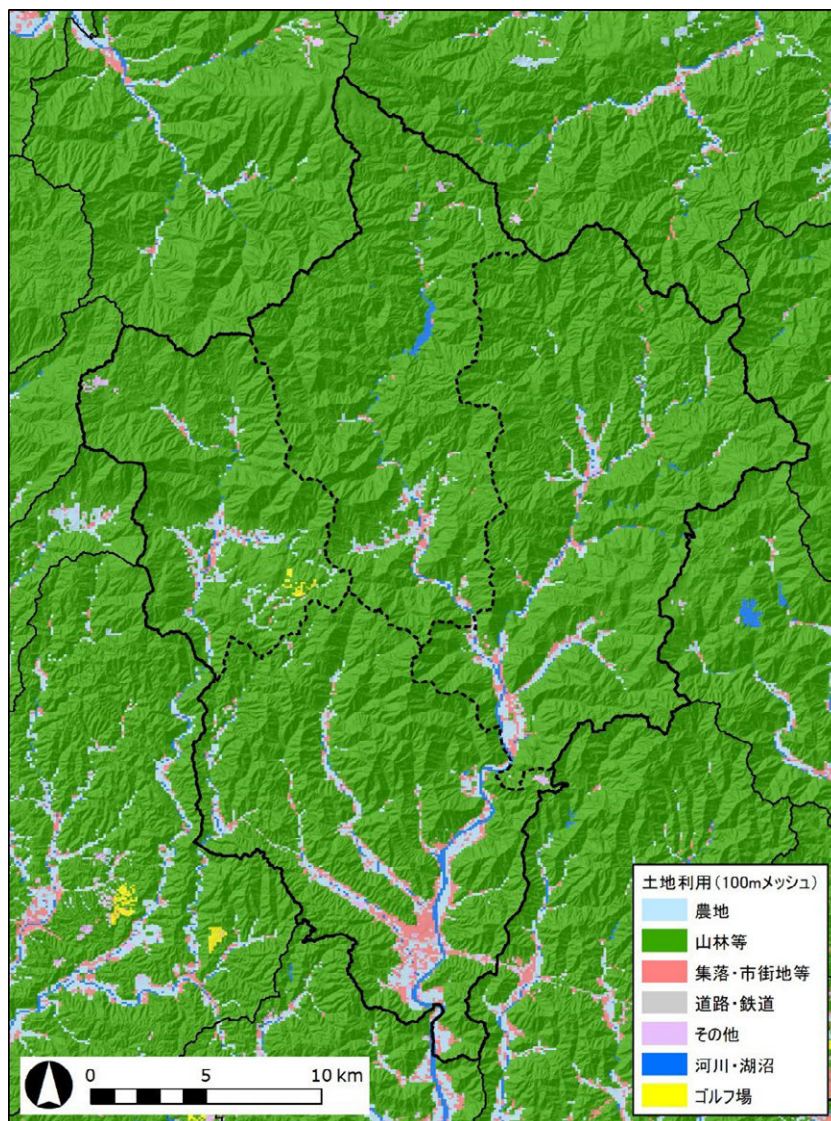


図1-18 土地利用

(出典:国土数値情報(国土交通省)[土地利用細分メッシュ]を元に作成)

(5) 景観

「宍粟市風景ビジョン」(令和4年(2022)10月策定)では、先人から脈々と受け継がれてきた豊かで美しい自然、歴史や人の営みが育んだ本市の魅力ある風景を次のように整理しています。

① 都市/まちと暮らし

市内の各地域の中心に生活圏の拠点があり、住宅地には生活に必要な機能が集積し、まちの風景が形成されています。山崎町では、町南部に都市機能が集積し、都市的な風景が形成されています。他市町や地域をつなぐ道路沿いは飲食店等が立地し、賑わいのある風景の形成につながっています。



町家再生・商店街の風景

② 農地/里地と暮らし

揖保川、千種川等の水資源が豊富で、南北に長く標高差のある土地柄もあって、季節や地域により多様な農産物が生産され、田園や所によって棚田の風景も形成されています。田植えや収穫の様子や生き物の声、農産物の匂いや味といった五感で四季を感じることができる代表的な風景です。



農業体験の風景

③ 山林/里山と暮らし

1,000m級の山々や原生林、溪谷美等の貴重な自然の風景が広がります。観光名所周辺では広葉樹の植栽が進み、桜や紅葉が彩る里山風景が形成されています。森林管理は防災や環境面から重要であるだけでなく、キャンプや登山、森林セラピーといった多様なレジャー活動が行われています。



森林整備の風景

④ 河川/湖と暮らし

中国山地に連なる山々を源流とする揖保川と千種川は、森林や生き物を育み、美しい河川の風景を形成して、市民や来訪者に親しみと安らぎの水辺風景を提供します。音水湖はカヌーをはじめとしたアクティビティのスポットであり、周辺の桜や紅葉の彩りが個性豊かな湖の風景を形成しています。



音水湖カップ
カヌーポロ大会の風景

⑤ 歴史/文化と暮らし

城下町の名残や歴史ある社寺、家原遺跡公園や森林鉄道遺構など、人々の生業や生活に育まれた、地域の風土をあらわす歴史文化的な風景が残されています。また、チャンチャコ踊りや獅子舞、伝統的な祭り等の民俗芸能や伝統行事が、文化を感じられる風景として継承されています。



チャンチャコ踊りの風景

(出典:『宍粟市風景ビジョン』)

(6) 産業

本市の産業構造について、市内総生産（名目）は年間1,100億円前後で推移しており、西播磨地域全体の1割程度を占めています。

産業分類（大分類）別にみると、令和4（2022）年度で7割を第3次産業が占めています。残りの3割弱が第2次産業、第1次産業は1.7%となります。

西播磨地域全体の産業分類の構成割合と比較すると、本市は第2次産業の割合が低く、第3次産業の割合が高くなっています。

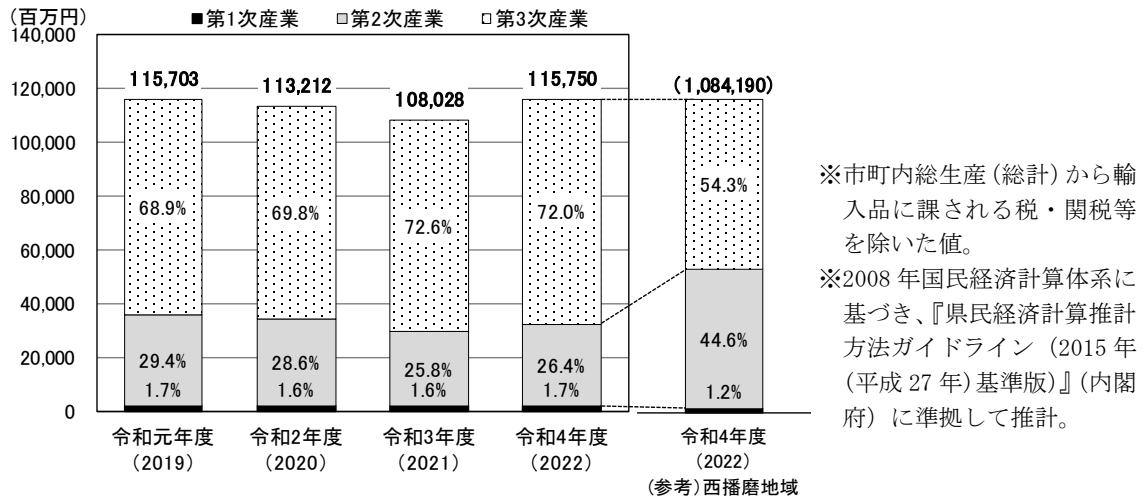
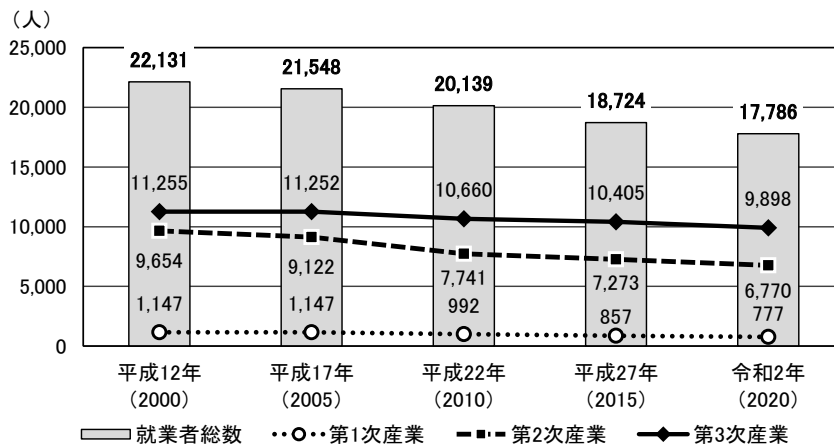


図1-19 産業分類(大分類)別市内総生産(名目)の推移
 (出典:『令和4年度兵庫県市町民経済計算』を元に作成)

就業人口総数は一貫して減少傾向にあり、令和2年（2020）で17,786人となります。産業分類（大分類）別では、第3次産業就業者が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業となります。この傾向の推移は変わりませんが、近年、第2次産業の減少幅が比較的大きくなっています。

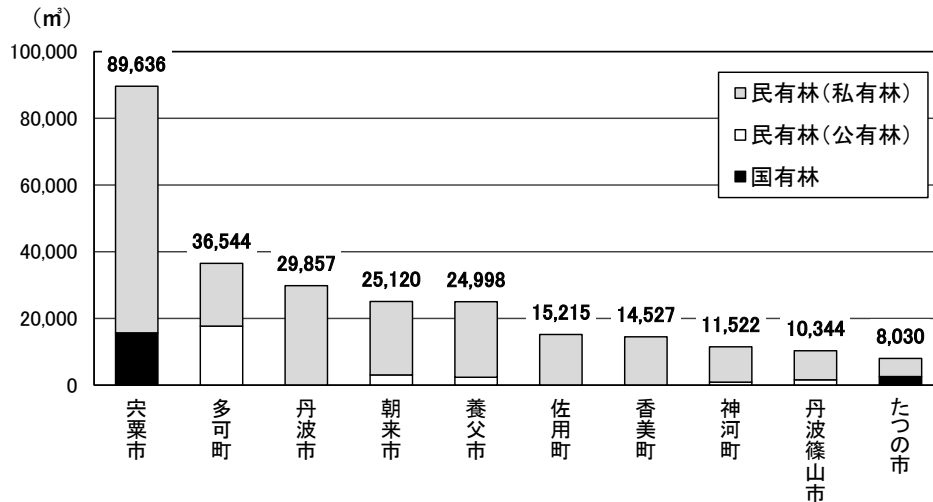


※就業人口総数は分類不能の産業を含むため、第1～3次産業就業人口数の合計とは一致しません。

図1-20 産業分類(大分類)別就業人口の推移
 (出典:国勢調査を元に作成)

森林資源が豊富な本市では、林業が重要な産業となっています。

木材の素材生産量は令和5年（2023）で年間約9万m³に達しており、これは兵庫県全体の約3割を占め、他市町と比べて突出した生産量です。また、他の市町では民有林（私有林、公有林）からの木材供給が大半であるのに対して、本市では国有林からも一定の供給が行われていることも特徴です。



※令和5年（2023）1月～同12月の生産量

図1-21 年間素材生産量(材料用途)兵庫県の上位10市町

(出典:『令和5年度兵庫県林業統計書』を元に作成)

一方、林業生産活動の主体である林業経営体は、近年、急速に減少傾向にあります。農林業センサス（農林業経営体調査）において、平成17年（2005）時点で725経営体を数えた本市の林業経営体数は、15年後の令和2年（2020）には84経営体と10分の1近くまで減少しており、事業の採算性の悪化や担い手の高齢化等による人手不足が顕在化しています。

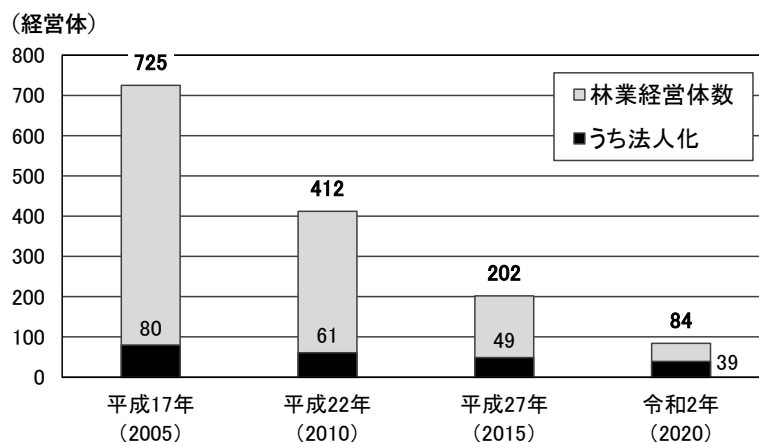


図1-22 林業経営体数の推移

(出典:農林業センサス(農林業経営体調査)を元に作成)

(7) 観光

本市では、活力ある地域づくり、交流人口の拡大、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的に「ふるさと宍粟観光条例」を制定し、本市特有の地域資源を活かした観光振興に取り組んでいます。登山、カヌー、スキーや紅葉、藤等の自然を活用したコンテンツが人気で、キャンプや登山といったアウトドアツーリズムやグリーンツーリズム等の集客力が高く、また、森林を活かした健康や癒やしをテーマとした森林セラピーの他、地域おこし協力隊による観光振興の取組など、新たな観光まちづくり活動も活発化しています。

本市の観光入込客数は、コロナ禍以前の令和元(2019)年度に100万人近くに達していません。日帰り客が大多数を占めており、訪日外国人旅行者は非常に少ないという状況でした。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国的な傾向と同様に、令和2(2020)年度は約70万人(令和元年度比約25%減)まで観光客は大きく落ち込みました。令和3(2021)年度以降は、コロナ禍後の観光需要の回復傾向がみられ年間80万人強(令和元年度比約14%減)で推移していますが、需要の完全な回復には至っていません。

観光の目的別では、「その他(道の駅等)」が約36%と最も多く、次いで「温泉・健康」(約28%)「スポーツ・レクリエーション」(約18%)となります。「歴史・文化」を目的とした観光は1割未満(2.8%)にとどまります。

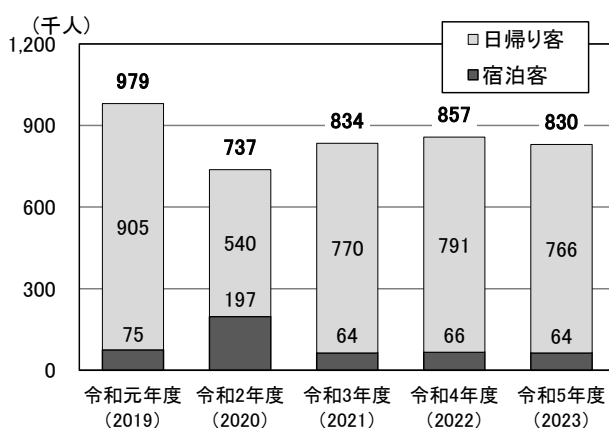


図1-23 観光入込客数推移
(出典:『兵庫県観光客動態調査報告書』
(各年度)を元に作成)

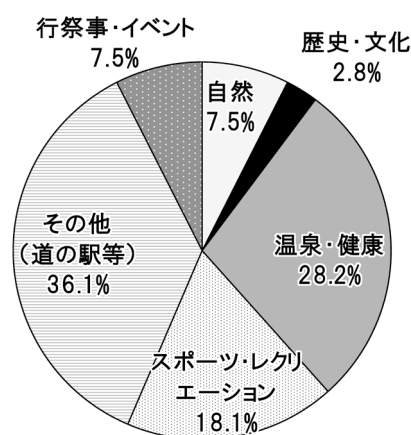


図1-24 観光目的別割合(令和5(2023)年度)
(出典:『令和5年度兵庫県観光客動態調査報告書』
を元に作成)

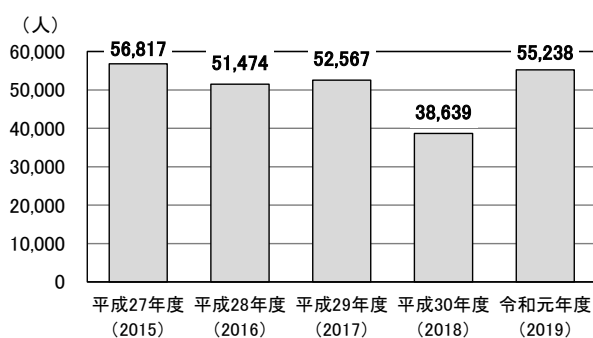


図1-25 グリーンツーリズム等利用者数*の推移
(出典:『宍粟市環境基本計画』を元に作成)



音水湖カヌー

森林セラピー

(出典:『宍粟市環境基本計画』)

*グリーンツーリズム：以下のプログラム等参加者の合計
国見の森公園プログラム、音水湖カヌー、氷ノ山ツーリズム登山、森林セラピー体験

(8) 文化財関連施設

市内には、山崎歴史郷土館及び宍粟市歴史資料館等の資料館の他、遺跡公園や波賀歴史伝承の家など、多様な文化財関連施設が所在します。山崎歴史民俗資料館は県登録有形文化財として保存を図るとともに、不定期の公開を行っています。

その他、図書館や生涯学習のための社会教育施設、道の駅等の観光振興施設においても、地域の歴史や文化財に関わる情報発信等に取り組んでいます。

表1-1 主な文化財関連施設

区分	地域	施設名称	施設の概要
文化財	山崎町	山崎歴史郷土館	山崎町の古文書、考古資料等の収蔵と展示 (昭和 63 年(1988)設置)
		山崎歴史民俗資料館	旧龍野治安裁判所山崎出張所を活用し、山崎町の酒造道具を収蔵、不定期に公開(昭和 49 年(1974)移築)
	一宮町	宍粟市歴史資料館	一宮町の古文書、考古資料、歴史資料、民俗資料等の収蔵と展示(平成 12 年(2000)設置)
		家原遺跡公園	縄文・弥生・古墳時代、中世の建物を復元、公開、体験学習等に利用(平成 9 年(1997)設置)
	波賀町	波賀城史蹟公園	波賀城跡に二層櫓を作り、展望所として公開、説明パネル等を展示(平成 8 年(1996)設置)
		波賀歴史伝承の家	江戸時代の古民家を活用し、建物公開、民俗資料の展示(平成 17 年(2005)移築)
	千種町	たたらの里学習館	千種町のたたら製鉄関連の古文書、歴史資料、考古資料、民俗資料等の収蔵と展示(平成 9 年(1997)設置)
		天兒屋たたら公園	市内最大規模の近世たたら製鉄遺跡である天兒屋鉄山跡(県指定)を整備(平成 9 年(1997)設置)
社会教育	山崎町	山崎文化会館	施設の管理、運営、文化振興事業の実施等
		生涯学習センター学遊館	生涯学習事業等の実施
	一宮町	一宮生涯学習事務所	各市民協働センター内にあり社会教育施設の管理や生涯学習事業等の実施
	波賀町	波賀生涯学習事務所	
	千種町	千種生涯学習事務所	
	山崎町	宍粟市立図書館	郷土資料や図書の収集、整理、保存、貸出、読み聞かせや読書に関する事業等の実施
	一宮町	いちのびあ図書室	
	波賀町	はがてらす図書室	
千種町	ちくさ図書館		
観光振興	一宮町	道の駅「播磨いちのみや」	地域の情報ステーション、地域住民の雇用の促進、観光情報の発信拠点、特産物の販売等
	波賀町	道の駅「みなみ波賀」	
		道の駅「はが」	
	千種町	道の駅「ちくさ」	



No	区分	施設名称
①	文化財	山崎歴史郷土館
	文化財	山崎歴史民俗資料館
	社会教育	山崎文化会館
	社会教育	宍粟市立図書館
②	社会教育	生涯学習センター学遊館
③	文化財	宍粟市歴史資料館
	文化財	家原遺跡公園
④	社会教育	いちのびあ図書室
	社会教育	一宮生涯学習の館
⑤	観光振興	道の駅「播磨いちのみや」

No	区分	施設名称
⑥	文化財	波賀城史蹟公園
	文化財	波賀歴史伝承の家
	社会教育	はがてらす図書室
	社会教育	はがてらす工房
⑦	観光振興	道の駅「みなみ波賀」
⑧	観光振興	道の駅「はが」
⑨	文化財	たたらの里学習館
	文化財	天児屋たたら公園
⑩	社会教育	ちくさ図書館
⑪	観光振興	道の駅「ちくさ」

※生涯学習事務所を除く

図1-26 主な観光資源及び文化財関連施設
(出典:『宍粟市観光マップ』に加筆して作成)

3. 歴史的背景

3-1. 宍粟市の変遷

(1) 原始、古代

(縄文時代)

縄文時代は、およそ 15,000 年前から 1 万年以上もの間長く続いた時代で、草創期・早期・前期・中期・後期・晩期に分けられています。この時代の人びとは石のやじりを使った弓矢や石槍を使って狩りをしたり、網で川の魚を捕ったり、山菜や木の実等の豊かな山の幸を収穫して食料とし、その煮炊きのため、縄文土器と呼ばれる縄目の文様がついた土器を使用しました。

市内における最も古い遺物は、波賀町上野で出土した旧石器時代末から縄文時代草創期のものでされる有舌尖頭器です。市内の縄文時代の遺跡は、その多くが市北部の山麓に広がる斜面や河岸段丘上にあることが特徴です。早期の土器が出土する遺跡は、三室口遺跡(千種町)、福野遺跡及び家原遺跡(市指定)(ともに一宮町)等があり、福野遺跡及び家原遺跡からはシカやイノシシを捕獲したと考えられる落とし穴が見つっています。前期の皆木神田遺跡(波賀町)から出土した黒曜石の原石は、分析の結果、島根県隠岐島産の可能性が高いとされ、また市内からはサヌカイト製の石器も出土しています。原石は市内では産出されないことから、当時に広範な地域との交流があったことを物語っています。

縄文時代中期の終わりから後期にかけて、遺跡の数は増加し、与位高尾遺跡(山崎町)、福野遺跡、家原遺跡では、床面の中央に石囲いの炉を持ち 2 本の柱で屋根を支えた竪穴建物跡が見つっています。

(弥生時代)

弥生時代は、紀元前 10 世紀後半から紀元 3 世紀中頃まで続き、この時代に稲作の技術が九州北部へ、さらに日本列島各地に伝えられました。また、鉄製の農工具を使い、銅鐸に代表される青銅器を使ったお祭りをを行うようになったのも弥生時代の大きな特徴といえます。

市域で確認された弥生時代の遺跡は、弥生時代前期のものとして鹿沢遺跡群(山崎町)、家原遺跡(一宮町・市指定)、大森遺跡(千種町・市指定)等があります。縄文時代から続いて河岸段丘の上であり、それぞれ地域の中心的な役割を果たしました。家原遺跡で



【市指定】家原遺跡

※写真は縄文時代の竪穴建物跡(一宮町三方町)



田井遺跡銅鐸形土製品
(山崎町田井)

は30棟を超える竪穴建物跡が見つかっており、内陸交通の要地として、弥生時代を通じて揖保川最上流の拠点的な役割を占めていたと考えられます。

弥生時代中期から後期の遺跡は、川戸遺跡（山崎町）や神谷戒現行遺跡（山崎町）など、揖保川沿岸の自然堤防上に集落跡が確認されています。前期は洪水等が及ばない段丘上に集落を営み小規模な谷水田を開いていたのが、やがて河川沿いの低地に集落を構えて本格的な水田耕作を行うようになりました。川戸遺跡から出土した土器には、但馬、丹波、丹後等の北近畿地方や吉備・因幡地方の影響を受けたものが含まれ、当時の地域の関係や盛んな交流の様子を示しています。

なお、市内の4箇所より銅鐸が出土しています。須賀銅鐸（山崎町）は、江戸時代の寛政2年（1790）に出土したと当時の記録に残されていますが、現在、所在は明らかではありません。袈裟襷文銅鐸（閏賀銅鐸）（一宮町・県指定・（公財）辰馬考古資料館蔵）は、明治41年（1908）に伊和神社西方の揖保川を挟んだ山の中で発見されました。四区袈裟襷文銅鐸（青木銅鐸）（山崎町・県指定・文化庁蔵）は、昭和35年（1960）に丘陵斜面の開墾中に発見された古段階の銅鐸です。岩野辺（穴尾）銅鐸片（千種町）は、長さ18.6cmの鈕部分の破片で、昭和55年（1980）に棚田の整地中に発見されました。また、田井遺跡（山崎町）からは、体部に綾杉文を刻む高さ10.7cmの弥生時代中期の銅鐸形土製品が出土しています。銅鐸や銅鐸形土製品の出土は、それぞれの地域の政治的なまとまりを示すものと考えられます。

（古墳時代）

3世紀中頃から7世紀にかけての古墳時代、各地の首長や有力な氏族は盛んに古墳を築きます。古墳には、円墳、方墳、前方後円墳等があり、その形や大きさは身分の違いや政治的役割を表すと考えられており、市域には多くの古墳が残されています。

生栖遺跡（一宮町）では、古墳時代初めの方形周溝墓が確認されています。伊和中山古墳群（一宮町・市指定）では、伊和神社の東南の小高い尾根の上に築かれた前方後円墳（1号墳）及び円墳や方墳を含む19基の古墳群が確認されました。1号墳は、4世紀末から5世紀初頭に築かれたとされており、揖保川上流域において、因幡や但馬方面からの交通路を掌握し、畿内政権との結びつきを強めた地域首長の墓と考えられます。

また、祭祀に関わる遺物が出土した伊和遺跡（一宮町）は、伊和大神を祭る伊和君氏と



【市指定】伊和中山古墳群

※写真は発掘当時の1号墳竪穴式石室（一宮町伊和）



伊和中山1号墳出土銅鐸

（一宮町伊和）

の関係が注目されるどころです。その他、^{かなややまべ}金谷山部古墳（山崎町・県指定）は中期、伊和神社南方の一つ山古墳（一宮町・県指定）は中期後半に属する、いずれも平野部に築かれた直径20m前後の円墳です。

古墳時代後期になると、山崎町、一宮町及び波賀町の各地に横穴式石室を持つ群集墳が築られました。^{みつづ}三津群集墳（山崎町）は、5基の古墳が発掘調査され、多量の須恵器や大刀、刀子、鉄鏃等の鉄器類や耳環、玉類等が出土したほか、この地域では他に例のない^{くつわ}轡、^{みずお}水緒、^{しおで}鞍等の馬具類の出土が注目されます。

古墳時代の集落跡は、河東南遺跡、神谷戒現行遺跡、上比地森ノ上遺跡、生谷西垣内遺跡（いずれも山崎町）、及び伊和遺跡、家原遺跡（市指定）、福野遺跡、森添遺跡（いずれも一宮町）等で竪穴建物跡が確認されています。集落遺跡の周囲には後期群集墳が分布し、居住域と墓域から構成される集落（ムラ）の様子を示しており、古代以降の地域を形づくる基盤となったと考えられます。

（奈良時代）

7世紀後半から中国・唐の政治制度を模範とする律令国家の建設が進み、8世紀初頭に平城京が築かれた奈良時代には、天皇を中心とする中央集権的な国家体制が整えられました。諸国は畿内と七道に分けられ、その下に国、郡、里（のち郷）を設け、国には国府、郡には郡衙と呼ばれる役所が置かれました。

和銅6年（713）、朝廷は諸国に対して、郡・里に縁起の良い字を用いること、郡内の産物、地名の由来、土地の状態、古老が伝える伝説等を調べて報告することを命じました。

『播磨国風土記』は、命令後間もない霊亀元年（715）頃までに作成されたと考えられています。宍粟は「宍禾」と表記され、^{しきわ}孝徳天皇の時代に揖保郡を分けて宍禾郡を作ったとされています。伊和大神がこの地で舌を出した大きな鹿^{しし}と出会ったことから、シシアワ（鹿に逢うという意味）と名づけられたとされ、シシアワがのちにシサワに、さらにシソウと変化したといわれています。また、「宍」は肉、「禾（粟）」は穀物を表す字であることから、狩猟と農耕が盛んであったことに因むともいわれます。

郡内には^{ひじのさと}「比治里」「^{たかやのさと}高家里」「^{かしわのさと}柏野里」「^{あなしのさと}安師里」「^{いしつくりのさと}石作里」「^{うるかのさと}雲箇里」「^{みかたのさと}御方里」の七つの里が置かれ、これが現在の本市の地域の枠組の母体となっています。『播磨国風土記』に記された地名には、比治（上比地、中比地、下比地）、雲箇（閏賀）、御方（三方）など、1,300年以上経った現在に引き継がれているものも多くあります。

『播磨国風土記』には多くの神々が登場し、なかでも伊和大神にまつわる説話が播磨

比 治 里	山崎町城下・戸原地区、新宮町平見
高 家 里	山崎町中心部・蔦沢地区
柏 野 里	山崎町菅野・土万地区、佐用町三河地区、千種町全域
安 師 里	山崎町須賀沢、安富町全域
石 作 里	一宮町神戸（南部）・染河内地区、山崎町神野・河東地区
雲 箇 里	一宮町神戸（北部）地区、波賀町全域
御 方 里	一宮町三方・下三方・繁盛地区

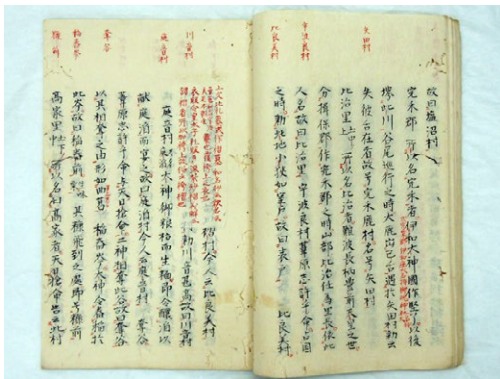
図1-27 『播磨国風土記』の宍禾郡の七つの里と現在の地名

地方に広く伝わっています。特に宍粟では伊和大神の催した宴に米が発酵してできた酒が用いられたとの記述があり、文献としては最古級の酒づくりに関する内容といわれています。伊和大神を奉斎した氏族は、揖保川上流域を本拠としたと考えられており、播磨地方における、この地の歴史的重要性を物語っています。

奈良時代に創建された播磨千本屋廃寺跡（山崎町）は、市域で確認された唯一の古代寺院で、塔跡及び金堂跡、講堂跡と考えられる遺構が確認されています。家原遺跡（一宮町・市指定）からは掘立柱建物跡、土器を大量に廃棄した土坑（穴）等が見つかりました。墨書土器や転用硯等の出土物から、当時、御方里を治めた公的な施設と考えられます。また、かつては山崎町の平野部にあたる城下、戸原、河東地区等において条里地割の痕跡が認められていましたが、ほ場整備等により大半の条里景観は失われています。

『播磨国風土記』の記事や飛鳥池工房遺跡（奈良県高市郡明日香村）及び藤原宮跡（奈良県橿原市）、平城京跡（奈良県奈良市）等の出土木簡から、当時この地に、伊和君氏、山部氏、丸部氏、神人部氏、出雲部氏、日奉部氏等の古代氏族が居住していたことがわかります。

また同記事には、柏野里の敷草村、御方里の金内川で鉄が産出されたという記事があり、奈良時代初めには鉄づくりが行われていました。



『播磨国風土記』宍粟郡の条
(いまほり本・個人蔵)

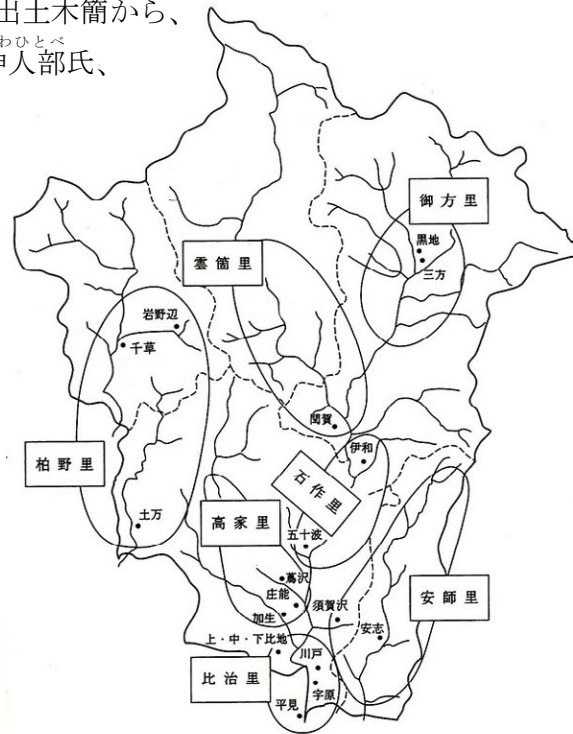


図1-28 『播磨国風土記』に示す宍粟郡の里
(出典:『安富町史』を元に作成)

（平安時代）

8世紀末から12世紀の平安時代は、中央の貴族が政治の実権を握り、特に9世紀の中頃から、藤原氏が勢力を強めていきました。貴族の生活から、かな文字や『源氏物語』に代表される文学といった日本独自の文化が生まれています。各地に貴族や有力な神社、寺院等が所有する荘園が置かれると、荘園の権利や利益をめぐる争いや対立が生じ、やがて武士が登場しました。

奈良時代の宍粟郡の里は「比地郷」「高家郷」「柏野郷」「安志郷」「石作郷」「伊和郷」「三方郷」「土万郷」に再編されました。平安時代に成立した荘園には、「石作荘」（山崎町）、「三方荘」（一宮町）、「蟾原荘」及び「伯可荘」（ともに波賀町）が知られています。

平安時代中期に編纂された『延喜式』には、播磨国の名神大社である伊和坐大名持御魂神社（伊和神社）（一宮町）をはじめ、御形神社及び庭田神社（ともに一宮町）、雨祈神社及び与比（與比）神社、大倭物代主神社（ともに山崎町）、邇志（迺志）神社（波賀町）が記されています。

安積山遺跡（一宮町）で、平安時代末期の大規模な製鉄遺跡が見つかりました。製鉄炉跡には大型や小型のものがあり、現在確認された本市で最も古い時期の鉄生産に関わる遺構であり、西播磨地域でも最大規模の古代製鉄遺跡です。

表1-2 「倭名類聚抄」(承平年間(931～938))に記す宍粟郡の郷

比地郷	『播磨国風土記』の比治里を引き継ぐ。
高家(多以恵)郷	『播磨国風土記』の高家里を引き継ぐ。
柏野(加之八乃)郷	『播磨国風土記』の柏野里を引き継ぐ。
安志郷	『播磨国風土記』の安師里を引き継ぐ。
石作り(以之都久利)郷	『播磨国風土記』の石作里から伊和村を除く。
伊和郷	『播磨国風土記』の雲箇里に伊和村を加える。
三方(美太)郷	『播磨国風土記』の御方里を引き継ぐ。
土方(比知末)郷	平城宮跡出土木簡にみえる余部里 <small>あまりべのさと</small> が土方郷となったと考えられる。

(2) 中世

（鎌倉時代から室町時代）

13世紀から16世紀にかけて、中世の地方社会には、貴族や有力な社寺等の私的所有地である荘園と、国司の支配下にある公領（国衙領）が存在しました。市域において中世に成立した荘園、公領として、「高家荘」及び「柏野荘」（いずれも山崎町）、「三方（東）荘」（一宮町北部）、「三方西荘」（波賀町南部）、「千草村」（千種町）、「比地御祈保」（山崎町南部）、「野口保」（山崎町北東部）、「安積保」（一宮町南部）等があります。家原遺跡（一宮町・市指定）や生栖遺跡で検出された鎌倉時代の掘立柱建物群は、三方（東）荘における政所と呼ばれる荘園の中心的施設に関連する遺構とみられ、中国製の青磁や白磁等が出土しています。瀧ノ内経塚（一宮町）は、末法の後まで伝えることを願い、銅製の筒に入れた経典を地下に埋納した遺構です。

中世以降、豊富な森林資源の開発が進み、京都等の大建築の用材の供給地となり、揖保川を利用して搬出されました。また、市内で産出された鉄は刀剣の原料として珍重されました。小茅野後山遺跡（山崎町）や小野段林遺跡（波賀町）、高保木製鉄遺跡（千種町・県指定）で中世の製鉄炉跡が発掘され、当地で古代から連綿と鉄生産が続けられてきたことが判明しています。大永7年（1527）に建てられた御形神社本殿（一宮町・国指定）は、檜皮で屋根が葺かれ、柱上部の組物等に室町時代の神社建築の技術や意匠を伝える貴重な建造物として知られています。

平安時代に貴族に仕える身分だった武士が、中央政治に強い影響力を持つようになり、12世紀後半に平氏政権が隆盛を誇った後、それを滅ぼした源頼朝が鎌倉幕府を開き征夷大將軍に任じられました。その後、元弘3年（正慶2年）（1333）、後醍醐天皇の呼びかけ

に応じた足利尊氏、新田義貞らの活躍により幕府は滅亡します。後醍醐天皇による建武新政のもと、播磨国司であった新田義貞は、天下泰平を祈願して、伊和神社に土地や神戸郷の郷司職（郷をおさめる役職）を寄進しており、同社の近くには義貞が寄進し、江戸時代に鋳直されたという梵鐘（一宮町・市指定）も残されています。伊和神社は、播磨国一宮として広く崇敬され、多くの武将から信仰を集めました。

のち、後醍醐天皇（南朝）と対立した足利尊氏は、光明天皇（北朝）を立てて征夷大將軍となり、南北朝の動乱を経て室町時代を迎えます。この時代、播磨国では赤松氏が室町幕府の下で守護大名となり、安積氏など宍粟郡の在地有力者や伊和神社との関わりを深めていきましたが、嘉吉の乱（1441）で滅亡したため、宍粟郡は山名氏が支配するところとなります。

（戦国時代）

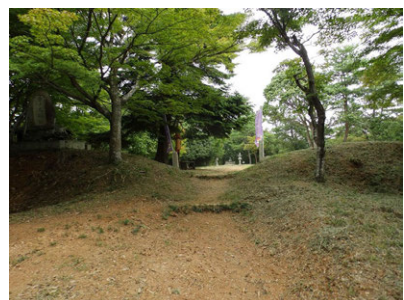
戦国時代になると、播磨国の支配を回復した赤松氏の同族である宇野氏が、長水城・篠ノ丸城（ともに山崎町）を拠点に宍粟郡一円へと勢力を強めます。宍粟郡は但馬国、因幡国、美作国と境を接する軍事的に重要な位置にあり、塩田城跡（山崎町）、岡城跡、御形山城跡、草置城跡（いずれも一宮町）、波賀城跡（波賀町・市指定）、千草城跡（千種町）といった多くの山城跡が残されています。宍粟郡北部の在地有力者であった安積氏、



図1-29 宍粟市周辺の
中世後期の在地有力者、社寺、荘園等分布



長水城跡 主郭(本丸)の石垣隅部



篠ノ丸城跡 主郭(本丸)の正面



篠ノ丸城跡測量図

田路氏、中村氏らは、他国との境目にあつてそれぞれに活動し、宍粟安積家文書（一宮町・市指定）、田路家中世文書（一宮町・市指定）、中村家文書（波賀町）等を残しています。

天正8年（1580）、織田氏に敵対した宇野氏は、播磨の平定をはかる羽柴秀吉により滅ぼされ、宍粟郡の中世が終わりました。

（3）近世

（江戸時代）

宇野氏の滅亡後、宍粟郡は秀吉の家臣である神子田正治の領地となりました。天正12年（1584）に、黒田孝高が宍粟郡を与えられましたが、同15年（1587）に豊前国中津へ転じた後は、秀吉の正室北政所の甥で、龍野城主であった木下勝俊が当地を支配しました。勝俊は、当時の山崎村に新町申付書（山崎町・市指定）を下し、山崎の地に新しい町場を建設するため諸役（雑税）を免除し、近隣の商工業者の移住をうながしました。慶長5年（1600）、関ヶ原の戦いで戦功のあった池田輝政が播磨52万石の領主となり、宍粟郡も領有するところとなりました。輝政は山田山崎町中にあてて市日の定書（山崎町・市指定）を下し、市日の設定とともに治安維持、古い商慣行の禁止、物資の集積、諸役（雑税）の免除等を通じて、経済活動を振興しました。慶長18年（1613）、輝政が没すると、一時岡山藩主池田忠継が宍粟郡を領有しますが、元和元年（1615）、輝政の四男の池田輝澄によって3万8千石の宍粟藩が立てられます。宍粟立藩にあたり、木下勝俊の新町建設、池田輝政の経済振興策によって発展しつつあった山崎の地に居城が構えられ、これを機に本格的な城下町の基礎が築かれました。この頃、山崎城下町の東方にある出石まで高瀬舟が通航できるようになりました。これにより、年貢米や麦、大豆、木材、薪炭、鉄等が揖保川を下って河口の網干まで運ばれるようになりました。出石の揖保川東西両岸には、石積みいだいしの舟着き場が築かれ、舟問屋や倉庫、茶屋、飯屋等が建ち並び、宍粟の商業、流通の拠点

表1-3 宍粟郡 近世前期の主な変遷

天正8年(1580)	羽柴秀吉の攻撃により、篠ノ丸城・長水城が落城する。神子田正治、宍粟郡を領有する。
天正12年(1584)	黒田孝高、宍粟郡を与えられる。
天正15年(1587)	龍野城主木下勝俊、宍粟郡を領有し、山崎村に新町を申付ける。
慶長5年(1600)	池田輝政、播磨52万石姫路城主となり、宍粟郡を領有し、市日の定を下す。
慶長9年(1604)	池田輝澄、輝政の四男として姫路城で生まれる。母は、徳川家康の次女、督姫。
慶長18年(1613)	池田輝政没し、岡山藩主池田忠継が宍粟郡を領有する。
元和元年(1615)	池田輝澄、宍粟藩3万8千石を立藩する。
寛永8年(1631)	佐用郡の加増により、宍粟藩6万3千石となる。
寛永17年(1640)	池田騒動により領地没収、輝澄は因幡国鹿野へ蟄居となる。松井松平康映、和泉国岸和田より6万石で入封する。
慶安2年(1649)	松井松平康映、石見国浜田へ転封し、宍粟郡は一旦幕府領となる。岡山藩主池田光政の弟、恒元、3万石で入封する。
寛文2年(1662)	池田輝澄、鹿野の地で没する。
寛文3年(1663)	池田輝澄の嫡男、政直、神崎郡で福本藩1万石を立藩する。
寛文11年(1671)	池田恒元没し、政周が藩主となる。
延宝5年(1677)	池田政周没し、数馬(恒行)が跡を継ぐが、翌延宝6年(1678)没する。
延宝7年(1679)	本多忠英、大和国郡山より1万石で入封、明治維新まで本多氏が藩主となる。

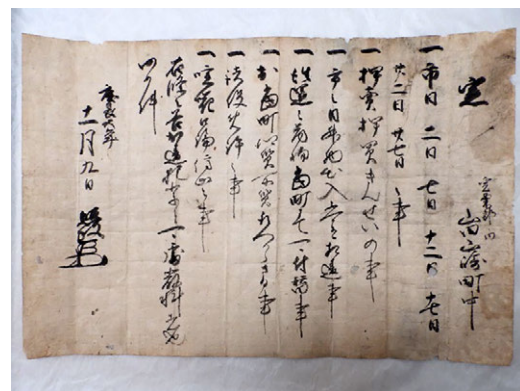
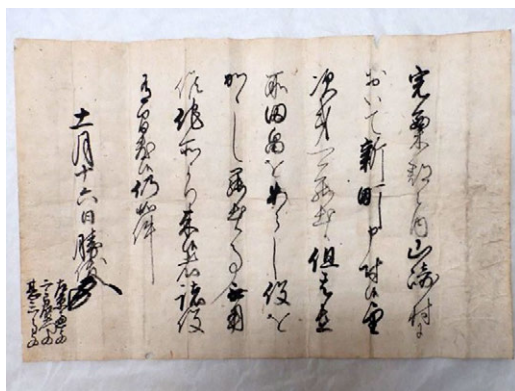
として発展しました。

寛永8年(1631)、佐用郡を加増され宍粟藩は6万3千石を領しましたが、後の寛永17年(1640)の家中騒動により領地は没収され、松井松平康映が和泉国岸和田から山崎に入りました。慶安2年(1649)に康映が石見国浜田へ転封し、一旦幕府領となった後、池田恒元が藩主となりましたが、後継の政周、恒行がともに早世し、延宝6年(1678)に宍粟藩は廃絶しました。延宝7年(1679)、大和国郡山より入封した本多忠英が1万石の山崎藩主となって以降は、本多氏の支配が続き、八代忠鄰の時に明治維新を迎えました。

山崎藩の陣屋は内堀に囲まれた本丸に建てられました。北に勘定所、二の丸の北側に番所、米蔵、作事場等が置かれ、周囲には武家屋敷が建ち並びました。外堀を挟んだ北側には、町屋や寺院からなる城下町が広がり、町役人による差配が行われました。在地の村々では庄屋、年寄、百姓代の村方三役のもと五人組が編成され、年貢納入をはじめ、相互扶助や治安維持といった村落の自治に大きな役割を果たしました。

本多忠英が山崎藩主となった時に、山崎町の一部及び一宮町、波賀町、千種町の全域は幕府直轄領(天領)となり、山崎町須賀沢に幕府領の支配や山林資源を管轄する山方役所が置かれました。元禄10年(1697)に三日月藩、享保元年(1716)に安志藩が成立すると、両藩の支配を受ける村が各地に生まれました。明和6年(1769)には、山崎町及び一宮町の一部で尼崎藩領となった村もありました。

近世は、幕府や藩の経済を支えるべく、全国各地で特性や資源を生かしたさまざまな産業が発達しました。宍粟北部の山間部では、幕府直轄領として良質な砂鉄と豊富な木炭を使用したたたら製鉄が盛んに行われました。天児屋鉄山跡(千種町・県指定)や荒尾鉄山跡(千種町・市指定)では、広い敷地に石垣を備えた棚田状の区画が設けられ、斜面の高い場所に製鉄炉が築かれた高殿跡、その下に鉄池や大銅場、元小屋(勘定場)、馬小屋、倉庫といった様々な生産施設が配置されました。周囲には金屋子神社、砂鉄小屋と炭小屋、山麓には操業の責任者である村下の屋敷や製鉄に従事するたたら師の山内小屋が整然と連なりました。たたら師は、1つのたたら場で数年間操業すると、燃料の木炭となる雑木を求めて山の中を移動するということを繰り返しました。宍粟の鉄山は、当初は千草屋及び英賀屋、龍野屋等の山崎の商人たちが競い合いましたが、やがて千草屋が独占し、次いで鳩屋が台頭するも、幕末になると大坂の泉屋等が経営に参加するよ



【市指定】山崎八幡神社文書「新町申付書」・「市日の定書」(山崎町門前・山崎八幡神社蔵)
写真左:木下勝俊判物(新町申付書) 写真右:池田輝政判物(市日の定書)

うになりました。

江戸時代の人々は、正月や節句、盆等の年中行事や神社の祭礼等に楽しみや憩いを見出していました。信仰や祈り、娯楽、文化を示すものとして、神社に収められた絵馬や、和歌・俳句等の文芸作品が残されています。また、ろくろ挽きによる木工品生産を行った木地師の存在も知られています。山崎町蔦沢や一宮町三方の村々では紙漉きが行われていました。

幕末、尊王攘夷をかかげた浪士たちの倒幕の動きが盛んになり、文久3年(1863)には但馬国生野(現在の朝来市生野町)で沢宣嘉を総帥とする生野の変が起こりました。その際、挙兵に失敗した美玉三平や中嶋太郎兵衛らの浪士が宍粟方面に逃走し、山崎町木ノ谷で最期を遂げた事件は、人々に新しい時代の到来を予感させることとなりました。



出石の船着場跡(石出し)
(山崎町中広瀬)



美玉・中嶋両氏の墓
(山崎町木ノ谷)

(4) 近代、現代

(明治時代から大正時代)

慶応3年(1867)、徳川慶喜は大政を奉還し、ついで王政復古の大号令が発せられ明治の新政が開かれました。幕末から明治維新時の宍粟市域は、山崎町の一部、一宮町北部、波賀町及び千種町の全域からなる幕府の直轄領(天領)と、山崎藩、尼崎藩、三日月藩、安志藩の私藩領に分かれていました。山崎藩は明治2年(1869)に版籍を奉還し、九代藩主本多忠明はそのまま山崎藩知事に任命されました。

次いで明治4年(1871)の廃藩置県により私藩は廃止され、旧藩は山崎

表1-4 幕末、維新時の宍粟郡

山崎藩領	幕府領 (天領)	安志藩領	三日月藩領	尼崎藩領
右記以外 旧山崎町周辺全域	(安富地区) 皆河・瀬川 (一宮地区) 三方谷の全域・伊和の一部 (山崎地区) 中野・上ノ・須賀沢・三谷 (波賀地区) 全域 (千種地区) 全域 (旧三河村地区) 全域	(安富地区) 安志・三森・名坂・末広・栃原 (一宮地区) 須行名・東市場・上野田・能倉 東河内・構・杉田・東安積の一部	(安富地区) 長野 (一宮地区) 嶋田・西安積・閭賀・下野田 (山崎地区) 土万・今出・大沢・青木・大谷 上牧谷の一部・下野・蟹が沢 与位・杉ヶ瀬・木ノ谷・五十波	(安富地区) 塩野・植木野・三坂・狭戸 (一宮地区) 伊和の一部・安黒 (山崎地区) 上町・中町・清野・野々上

県、尼崎県、三日月県、安志県へと引き継がれ、県知事(県令)が中央から派遣されまし

た。相前後して、旧幕府の直轄領は生野県、兵庫県に再編されました。山崎県は、姫路県、飾磨県を経て明治9年（1876）8月に他の県と統合され兵庫県となりました。

明治5年（1872）の大区小区制により、飾磨県は16大区に分けられ、宍粟郡は第16大区、郡内は9小区に編成されました。明治11年（1878）の郡区町村編制法により宍粟郡役所が設置され、明治22年（1889）の町村制の施行によって、宍粟郡は1町18村となりました。江戸時代以来の伝統的な地域の単位であった村々は、各町村の大字として現在に引き継がれています。

宍粟郡役所は、初め山崎町本町に置かれていましたが、明治27年（1894）東鹿沢に移転しています。当時、山崎町には宍粟銀行、神戸村、西谷村、繁盛村等に小銀行、さらに宍粟勸業会が設立され、農業、林業、木炭業、養蚕業、畜産業等の様々な産業の発展が図られました。特に大正9年（1920）設立された郡是製糸株式会社山崎工場は莫大な利益をあげ、地域の生糸産業及び養蚕業の中核施設として、また近郷の若い女性の働く場として大きな役割を果たしました。

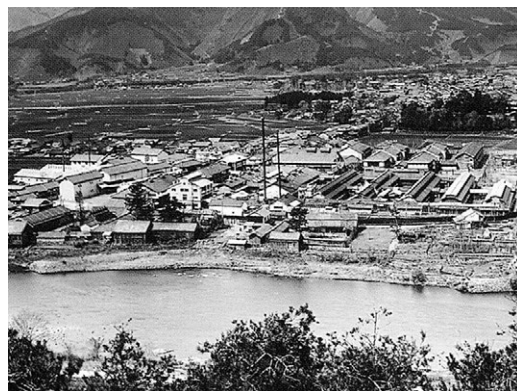
本市における本格的な製材業は、大正9年（1920）に水車を動力とした製材工場が創設されたことに始まります。奥深い森林で伐採された木材を集積し、幹線道路や貯木場まで搬出するために、機械のなかった時代には、人力や木馬きんまと呼ばれる木製の運搬具等が使用されましたが、木材の需要が増大するに従い、より近代的な搬出方法が求められるようになりました。そこで、波賀町において森林鉄道が導入されることになり、大正7年（1918）、建設工事が着手され、音水、赤西と上野貯木場を結ぶ幹線の延長24kmの他、カンカケ、坂ノ谷、万ヶ谷等の支線が敷設され、総延長は40数kmに及びました。また、木工業の技術向上のため、木工伝習所が開設され、後の林業試験場誘致へとつながりました。

また、古くは因幡街道として栄えた市域を縦断する幹線は、明治18年（1885）2月24日内務省告示第6号「国道表」において国道22号（東京より鳥取県に達する路線）と位置付けられ、その後の国道29号へと発展します。公共交通は、姫路自動車による山崎＝姫路間の乗合バスによる旅客輸送が大正7年（1918）に開始されました。

大正12年（1923）4月1日、郡制廃止に関する法律が施行され宍粟郡役所が廃止されると、各町村は県直轄のもとに治政を行うこととなります。



宍粟郡役所
（出典：『宍粟のあゆみ』）



郡是製糸株式会社山崎工場
（出典：『宍粟のあゆみ』）

(昭和以降)

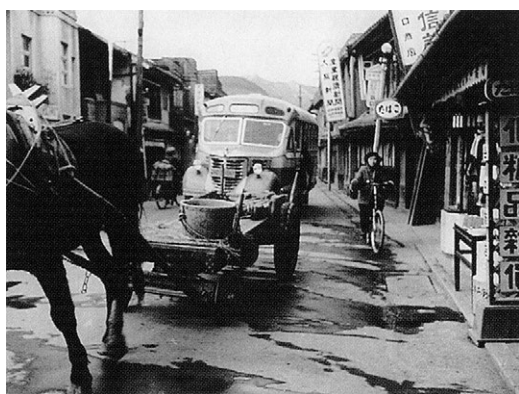
昭和 20 年 (1945) 8 月 15 日、太平洋戦争が終結し、昭和 21 年 (1946) 日本国憲法公布、昭和 22 年 (1947) 地方自治法の制定を経て町村制が廃止となると、昭和 28 年 (1953) の町村合併促進法の施行に伴い、宍粟郡各町村では合併に向けての気運が高まりました。昭和 30 年 (1955) の旧山崎町と近隣村との合併により山崎町が誕生し、続く昭和 31 年 (1956) に一宮町及び波賀町が誕生しました。昭和 35 年 (1960) には、千種村が町制を施行して千種町となり、以降およそ 50 年間にわたり 4 町の時代が続きました。

戦中、戦後の食糧難を経て、昭和 30 年代中期に、都市部で戦後復興住宅等の建設が最盛期となり、宍粟産木材の需要が激増しました。昭和 33 年 (1958)、引原ダム (波賀町) の完成等によって揖保川沿いの治水が安定し、農作物の増産も進みました。昭和 40 年代には、主要道路の改修整備により交通網が充実、さらに各家庭への電話架設も進み、地域の景気は好転し住民の生活圏は拡大しました。

昭和 20 年代まではかつての街道の名残をとどめていた国道 29 号は、昭和 32 年 (1957) から道路拡幅やバイパス化等の改築工事に着手し、昭和 42 年 (1967) の一次改築の完了により、山陽と山陰を結ぶ産業道路として大きな役割を果たしました。さらに、昭和 50 年 (1975) に中国縦貫自動車道山崎インターチェンジが開業し、道路網の高速化が進みました。公共交通は、昭和 4 年 (1929) に山崎町を中心に姫路、新宮、福崎、蔦沢、三方、上野、千種へのバス路線網が整備され、昭和 50 年 (1975) に津山～新大阪間の中国ハイウェイバスが開通し、京阪神との利便性が向上しました。

昭和 30 年代に入ると、木材のトラックによる輸送が主流となり、宍粟の近代林業の象徴的存在であった波賀森林鉄道は、惜しまれながら昭和 43 年 (1968) に廃止となりました。またその頃から、外国産の木材輸入増加の影響等により、林業が停滞していきました。

平成元年 (1989) には、宍粟郡が一体となり観光振興を図るため「しそう森林王国」を建国するなど、郷土愛と連帯感を育んできた 4 町は、それぞれの歴史的背景を大切にしながら、新しいまちづくりを創造すべく、平成 17 年 (2005) 4 月 1 日、合併により宍粟市として今に至ります。



かつての国道29号
(出典:『宍粟のあゆみ』)



宍粟市開庁式

3-2. 災害史

本市は、市域の大部分が揖保川及び千種川の源流域から上流域の急峻な地形に囲まれ、度重なる風水害被害等に見舞われており、自然災害を受けやすい地域です。

以下に、本市が被災した主な自然災害の概要を示します。

(1) 風水害

1) 千種町大水害（昭和 38 年（1963） 7 月）

昭和 38 年（1963） 7 月 10 日夜から降り続いた雨は、翌 11 日になっても降り止まず、千種川は増水、やがて岩野辺川から出た流木が真西橋の橋げたにつきまわり、一気に水が町中へ流れ込みました。千種川本流に架かる橋は全て流失し、小学校や中学校をはじめ、町中が浸水しました。



真西橋の越水（千種町千草付近）
（出典：『実粟のあゆみ』）

2) 山津波（福知の山地崩壊、昭和 51 年（1976） 9 月）

昭和 51 年（1976） 9 月、西日本一帯に停滞していた寒冷前線が、台風 17 号の北上に伴って刺激され、8 日午後から降り始めて西日本一帯に大雨をもたらしました。

揖保川流域では、9 日から 11 日にかけて各地点で連日 150 mm 程度の降雨量を記録し、最大日雨量は下流部で 300 mm、総雨量は 600 mm に達し、揖保川の支川を中心に被害が相次ぎました。

上流部の一宮町福知では、大規模な山崩れ「山津波」が発生し、死者 3 名を出す大災害となりました。その他、家屋浸水 3,034 戸（床上 1,457 戸、床下 1,577 戸）、農地や宅地等の浸水 2,782ha、河川管理施設等の公共土木施設への被害など、影響は多方面に及びました。



「山津波」で押し流された校舎
（一宮町福知付近）
（出典：『月刊兵庫教育』2019年1月号）



山津波伝承碑（一宮町福知）

3) 平成21年台風第9号局地的豪雨（平成21年（2009） 8 月）

平成 21 年（2009） 8 月 9 日から 10 日未明にかけて兵庫県西部及び北部を襲った集中豪雨は、時間雨量 70 mm を超え、市内各所に大きな被害をもたらしました。河川の増水で堤防、護岸が決壊し、家屋浸水やライフラインの寸断、市内主要道路の崩落や土砂崩れが発生し、交通網に大きな打撃を与えました。



一宮町安積 道路の被害状況
（主要地方道養父穴栗線）

表1-5 主な風水害の発生状況

(出典:「宍粟市地域防災計画」「宍粟市強靱化計画」を元に作成)

発生日月	災害名	気象要因	状況(主な被害状況等)
大 15. 7. 25	水害	大雨(雷雨)	宍粟郡山崎町附近浸水家屋10戸。
昭 3. 6. 24	水害	大雨(低気圧)	宍粟郡では橋流出、田畑被害あり。
昭 13. 7. 3～5	水害	大雨(梅雨前線)	千種の諸川著しく氾濫。道路、橋梁、堤防の流失、決壊等。
昭 16. 8. 15	風水害	大雨、強風(台風)	宍粟郡16町歩浸水。
昭 17. 8. 27～28	風水害	大雨、強風(台風)	宍粟郡三方村で橋梁流失1ヶ所、井堰流失2ヶ所。
昭 18. 9. 20	水害	大雨(熱帯低気圧)	宍粟郡戸原村では病舎流失1戸、水田流失5町歩、冠水田76町歩。西谷村では堤防決壊。
昭 19. 9. 4	水害	大雨(低気圧)	宍粟郡三方村では橋梁流失3ヶ所、井堰流失3ヶ所、田畑冠水5町歩。
昭 20. 9. 17～18	風水害	枕崎台風	宍粟郡の各村で堤防決壊や橋梁流失、道路破損、田畑流失・冠水、家屋被害等が発生。神戸村では死者1名、家屋被害298戸、耕地冠水80町歩。神野村では家屋流失6戸、浸水200戸、水稻無収穫7町歩。
昭 20. 10. 8～11	風水害	大雨、強風(低気圧)	宍粟郡城下村では堤防道路決壊7ヶ所、家屋被害32戸。下三方村では橋梁流失6ヶ所、道路決壊22ヶ所。三方村では堤防決壊6ヶ所、田畑埋没4町歩。千種村では家屋流失4戸、倒壊5戸、田畑流失・冠水等。
昭 21. 6. 18～19	水害	大雨(前線)	宍粟下三方村では家屋被害18戸、道路破損5ヶ所等。
昭 22. 7. 9	水害	大雨(熱帯低気圧)	宍粟郡河東村では堤防決壊60ヶ所。下三方村では家屋被害10戸、道路破損3ヶ所、堤防決壊3ヶ所、耕地被害5町歩、橋梁流失2ヶ所等。
昭 23. 9. 10	水害	大雨(雷雨)	宍粟郡河東村では橋梁流失5ヶ所。下三方村では家屋被害7戸、道路井堰破損各2ヶ所、堤防水路決壊2ヶ所。
昭 24. 6. 19～20	水害	大雨(梅雨前線、デラ台風)	宍粟郡下三方村では家屋被害8戸、道路破損4ヶ所、井堰決壊1ヶ所、耕地被害6町歩、橋梁流失2ヶ所。
昭 24. 9. 18～20	水害	大雨、雷(雷雨)	宍粟郡戸原村では家屋流失20戸、同浸水200戸、水田流失7町歩、護岸決壊800米、山崩200町歩。
昭 26. 7. 8～15	水害	大雨(梅雨前線)	宍粟郡戸原村一田畑被害65町歩。三方村井堰流失1。土万村一田畑被害5町歩、倒伏による稔実不良126石。
昭 38. 7. 10～11	水害	大雨(梅雨前線)	梅雨前線の停滞と低気圧の影響による大雨により、県内各地で山崩れや河川の氾濫が発生。千種川に係る橋梁が多数流失した他、県内被害状況は死者4名、家屋被害多数、床上浸水524戸、床下浸水926戸等。
昭 51. 9. 8～13	水害	大雨、強雨(台風第17号)	兵庫県南西部を中心に記録的な大雨(総降水量は県中部で500mmに達する)が降り、一宮町福知地区で大規模な地すべりが発生し死者3名、全壊流失家屋40戸に及ぶ大災害になった。県内被害状況は死者16名、行方不明者3名、負傷者41名、家屋全壊124戸、床上浸水17,042戸、床下浸水57,412戸等。
平 5. 7. 27～28	風水害	強風、大雨(台風第5号、成層不安定)	台風が日本海へ抜けた後、南から暖湿流が入って県南西部を中心に大雨が降った。28日夜半過ぎに千種町で鉄砲水が起こり、車庫兼物置が直撃を受けて跡形もなく壊れた。
平 21. 8. 9～10	洪水害 浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	大雨、強雨(台風第9号、暖気の移流)	台風による南からの暖かく湿った空気が近畿地方に流れ込み、兵庫県西部・北部に大雨をもたらした。宍粟市の被害状況は負傷者4名、住居全壊18戸、大規模半壊26戸、半壊98戸、床上浸水63戸、床下浸水354戸等。 千種町河呂の農村歌舞伎舞台(県指定)では、基礎部の石積の一部と法面が崩落した。また一宮町の閏賀区有文書が水損した。
平 30. 7. 5～8	浸水害 洪水害 山がけ崩れ害	大雨、強雨(梅雨前線)	梅雨前線の影響により県内では5日朝から7日朝にかけて断続的に大雨となった。宍粟市の被害状況は死者1人、住家全壊2戸、大規模半壊1戸、半壊1戸、一部損壊5戸、床上浸水7戸、床下浸水73戸等。 千種町西河内の天児屋鉄山跡(県指定)では、遺跡公園内に土砂が流入、石垣の一部が崩落した。

(2) 雪害

降雪量の多い市北部は、雪害が多くみられます。昭和 38 年（1963）1 月には、「三八豪雪」と呼ばれた北陸地方から兵庫県北部にかけての記録的な豪雪となりました。昭和 51 年（1976）1 月には、昭和 38 年以来の豪雪に見舞われ、波賀町の戸倉峠で 2m 近い積雪がありました。

昭和 59 年（1984）の大雪では、戸倉峠で累加降雪量 13.71m を記録し、家屋の倒壊や死傷者を出すとともに、市内の各所で交通障害が発生しました。平成 7 年（1995）にも累加降雪量が 10m を超える記録的な大雪となり、「平成 8 年西播磨大雪」と名付けられました。

近年では、平成 29 年（2017）2 月に兵庫県北部を中心に大雪となり、県内で死傷者 4 名、家屋の一部損壊 6 棟の他、農林水産施設等の被害や交通機関の乱れ等の大きな被害が発生しました。また、令和 5 年（2023）1 月には県内の広い範囲で降雪となり、農業施設の被害多数の他、一宮町の県道で倒木が発生しました。

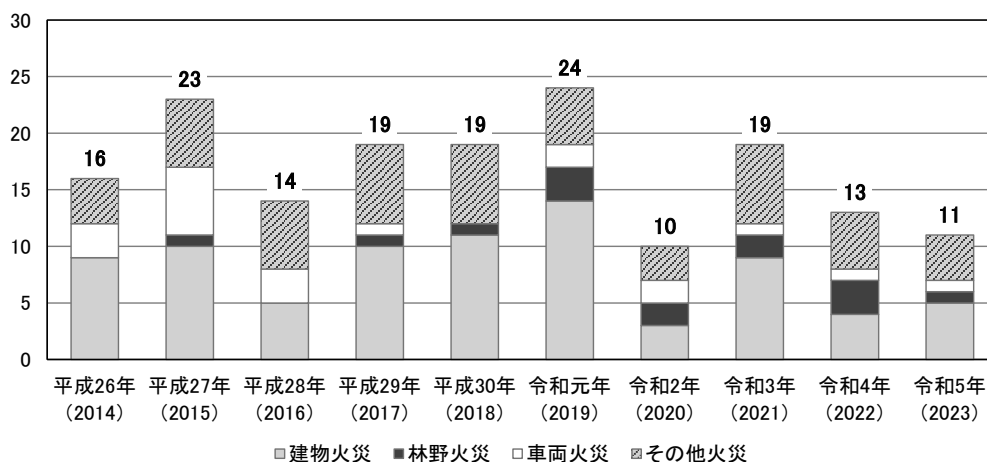


令和5年(2023)大雪の様子
(波賀町道谷)

(3) 火災

本市において発生した火災は、年間 15～20 件程度で推移しており、その半数は建物火災です。近年、市内の文化財建造物等が被災した火災は発生していませんが、文化財の損失を防ぐべく、防火対策の徹底や啓発に取り組む必要があります。

また、全国的に林野火災が増加傾向にあるなか、本市でもたき火の不始末等による林野火災が毎年 1～2 件発生しています。林野火災は、ひとたび燃え広がれば、貴重な森林資源を大量に焼失し、回復には長い年月と多くの労力を要します。動植物をはじめ自然環境への影響は甚大であることから、予防対策の徹底が求められます。



※「その他火災」は空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場等の火災。

図1-30 火災件数の推移
(出典：西はりま消防組合消防年報を元に作成)

(4) 地震

兵庫県の陸域の浅い場所で発生した地震の中で、記録に残る最も古い地震は、貞観10年(868)7月に発生した播磨国地震です。この地震は山崎断層帯を震央とし、マグニチュード7以上と想定され、平安時代の歴史書である『日本三代実録』によると、播磨国司からの報告として「地大いに振動し、諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔、皆ことごとく顛倒す」と記述されています。宍粟防災センターに展示する山崎断層帯のはぎ取り標本には、播磨国地震により動いたとされる断層の跡を見ることができます。

近年では、昭和59年(1984)5月に山崎断層帯主部(北西部)の暮坂峠断層を震源とする震度4の地震が発生しており、地震調査研究推進本部による調査では、今後30年の間に山崎断層帯主部(北西部)において地震が発生する確率を0.1%~1%として、我が国の主な活断層の中ではやや確率が高いグループに属すると評価されています。

表1-6 兵庫県内で震度6以上の揺れがあったと推定される地震

(出典:寺脇弘光『兵庫県地震災害史』及び『宍粟市地域防災計画』『宍粟市強靱化計画』を元に作成)

番号	発生年月日	推定規模 (M)	名称等
1	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7.0 以上	播磨国地震 山崎断層帯主部(北西部)の活動
2	887. 8. 26(仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	仁和(南海)地震
3	1596. 9. 5(文禄 5(慶長 1). 7. 13)	7.5	慶長伏見地震
4	1864. 3. 6(文久 4(元治元). 1. 28)	6 1/4	
5	1916. 11. 26(大正 5)	6.1	
6	1925. 5. 23(大正 14)	6.8	北但馬地震
7	1927. 3. 7(昭和 2)	7.3	北丹後地震
◎ 8	1995. 1. 17(平成 7)	7.3	兵庫県南部地震
9	2013. 4. 13(平成 25)	6.3	淡路島地震

※番号列の◎は県内で震度7と推定される地震。

※「鎮増私聞記」では応永19年(1412)に播磨国で大きな地震が発生したとされています。

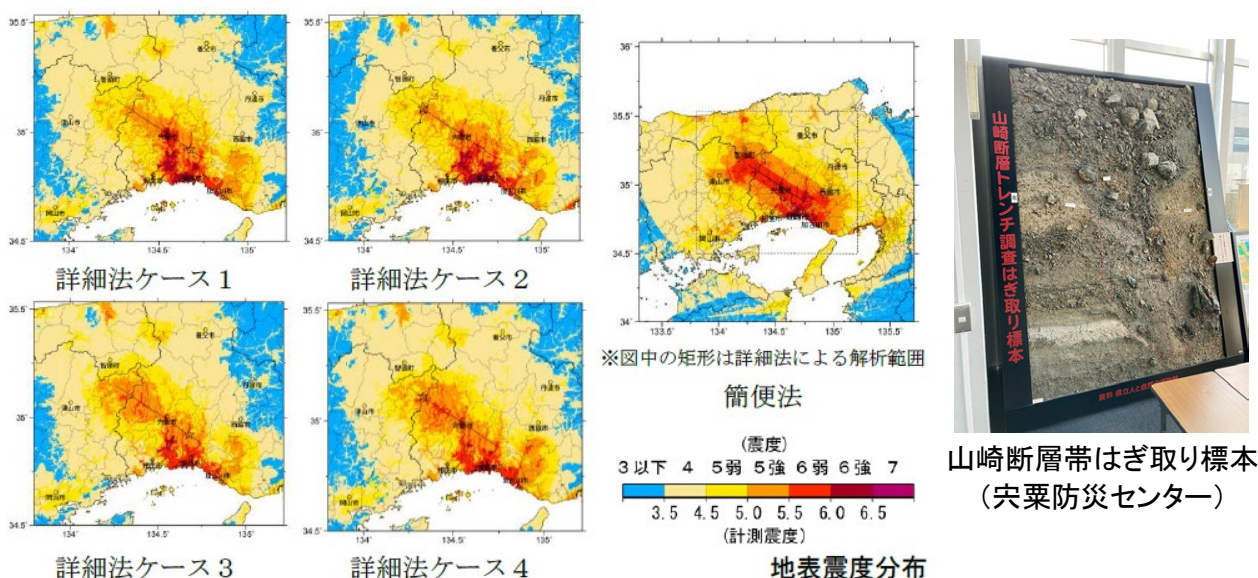


図1-31 山崎断層帯主部(北西部)地震動予測地図

(出典:全国地震動予測地図2020年版「震源断層を特定した地震動予測地図(シナリオ地震動予測地図)」
(地震調査研究推進本部地震調査委員会))

第2章 宍粟市の文化財概況

1. 指定等文化財

(1) 概要

本市の指定等文化財は、令和7年（2025）8月現在、122件です。うち指定・選定は115件（国2件、県22件、市91件）、選択は0件、登録は7件（国4件、県3件）です。

類型別では、有形文化財45件（建造物19件、美術工芸品26件）、民俗文化財17件（有形の民俗文化財9件、無形の民俗文化財8件）、記念物60件（遺跡14件、名勝地5件、動物・植物・地質鉱物41件）です。無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定等はありません。

表2-1 指定等文化財件数

（件、令和7年（2025）8月現在）

類型	国指定・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	県登録	合計
有形文化財	1	－	5	33	4	2	45
建造物	1	－	0	12	4	2	19
美術工芸品	0	－	5	21	0	0	26
絵画	0	－	3	1	0	0	4
彫刻	0	－	1	8	0	0	9
工芸品	0	－	0	4	0	0	4
書跡	0	－	0	1	0	0	1
典籍	0	－	0	0	0	0	0
古文書	0	－	0	6	0	0	6
考古資料	0	－	1	0	0	0	1
歴史資料	0	－	0	1	0	0	1
無形文化財	0	0	0	0	0	－	0
民俗文化財	0	0	3	13	0	1	17
有形の民俗文化財	0	－	2	7	0	－	9
無形の民俗文化財	0	0	1	6	0	1	8
記念物	1	－	14	45	0	－	60
遺跡	0	－	5	9	0	－	14
名勝地	0	－	0	5	0	－	5
動物・植物・地質鉱物	★1	－	9	31	0	－	41
文化的景観	0	－	－	－	－	－	0
伝統的建造物群	0	－	－	－	－	－	0
合計	2	0	22	91	4	3	122
				115		7	

★国指定特別天然記念物（地域を定めず）オオサンショウウオを含む。

※－：制度なし

地域別では、一宮町が40件と最も多く、ついで山崎町32件、千種町29件、波賀町20件です。一宮町は他地域と比べて美術工芸品のうち彫刻及び有形の民俗文化財が多く指定されているのが特徴です。

表2-2 地域別指定等文化財件数

(件、令和7年(2025)8月現在)

類型	山崎町	一宮町	波賀町	千種町	市全域 地域を定めず	合計
有形文化財	18	17	8	2	0	45
建築物	7	6	4	2	0	19
美術工芸品	11	11	4	0	0	26
絵画	3	1	0	0	0	4
彫刻	0	6	3	0	0	9
工芸品	2	1	1	0	0	4
書跡	1	0	0	0	0	1
典籍	0	0	0	0	0	0
古文書	4	2	0	0	0	6
考古資料	1	0	0	0	0	1
歴史資料	0	1	0	0	0	1
無形文化財	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	1	8	4	4	0	17
有形の民俗文化財	0	6	0	3	0	9
無形の民俗文化財	1	2	4	1	0	8
記念物	13	15	8	23	1	60
遺跡	2	3	2	7	0	14
名勝地	2	0	0	3	0	5
動物・植物・地質鉱物	9	12	6	13	★1	41
文化的景観	0	0	0	0	0	0
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0
合計	32	40	20	29	1	122

★国指定特別天然記念物（地域を定めず）オオサンショウウオを含む。

(2) 類型ごとの指定等文化財の特徴

1) 有形文化財

① 建築物

建築物は、国指定1件及び市指定12件、国登録4件及び県登録2件の19件が指定等されています。

御形神社本殿は、室町時代の建造で同時代の建築様式を示す貴重な建築物であり、市内唯一の国指定重要文化財です。

市指定のうち、山崎藩陣屋門（紙屋門）と左右の土塀は江戸時代の陣屋、興国寺山門は山崎城下町の建造物として貴重です。また、一里堂は、



【国指定】御形神社本殿
(一宮町森添)

千種と山崎、三日月を結ぶ峠道の通行や民俗慣行にも関係する貴重な堂宇建築です。

その他、石造物は宝篋印塔8件、五輪塔1件があります。宝篋印塔は但馬地方との関連を示す技法を有するものがあり、特徴的な分布を示しています。

国登録は、城下町山崎の酒蔵通りに建つ江戸時代末の商家である中門前屋主屋及び前野家住宅（本家門前屋）店舗兼主屋・土蔵・西蔵があります。

県登録は、播磨国一宮で、江戸時代後期再建の上質な社殿である伊和神社本殿、及び国内の諸神を祀る総神殿の貴重な遺構である幣殿、また明治時代の司法制度を示す公的施設である山崎歴史民俗資料館があります。



【市指定】山崎藩陣屋門（紙屋門）
と左右の土塀（山崎町鹿沢）



【市指定】一里堂
（千種町下河野）



【国登録】中門前屋主屋
（山崎町山崎）



【県登録】伊和神社本殿
（一宮町須行名）

② 美術工芸品

美術工芸品は、県指定5件、市指定21件の26件が指定されています。

県指定のうち、彫刻の正福寺木造大日如来坐像は、平安時代末期の様式を示します。絵画の絹本著色圓空像、同婦人像、絹本墨画羅漢図はいずれも西光寺所蔵で、中世の仏教絵画の様式を示す例として貴重なものです。考古資料の四区袈裟襷文銅鐸（青木銅鐸）は、市内4例の銅鐸のうちで出土地が調査された稀有な例です。

市指定では、北部の一宮町、波賀町の古代、中世から近世の仏像彫刻群が特筆されま
す。御形神社蔵の絹本著色釈迦三尊十六善神像は、仏教との関係性を示す絵画です。工
芸品は、山崎八幡神社蔵の池田恒元寄進楽器・弓矢は、近世の工芸技術の優品です。古

文書のうち、宍粟安積家文書、田路家中世文書は中世の在地有力者の史料として欠かすことができないものです。山崎八幡神社文書「新町申付書」・「市日の定書」は、山崎城下町の淵源を示す一級史料です。山崎藩覚帳は山崎藩の藩庁日誌で、山崎と江戸日誌に分かれており、藩政のみならず町方や地方の動向等も記され全国的にもきわめて注目度の高い稀有な史料です。



【県指定】絹本著色婦人像
(山崎町御名・西光寺蔵)



【県指定】絹本著色圓空像
(山崎町御名・西光寺蔵)



【県指定】木造大日如来像
(一宮町河原田・正福寺蔵)



【市指定】満福寺木造
薬師如来坐像
(一宮町百千家満・満福寺蔵)



【市指定】新田義貞寄進の梵鐘
(一宮町須行名・
神福寺、須行名自治会蔵)



【市指定】山崎藩覚帳
(山崎町鹿沢・本多記念館蔵)

2) 民俗文化財

① 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、県指定2件、市指定7件の9件が指定されています。

歌舞伎舞台として、県指定では河原田農村芝居堂及び大森神社の農村歌舞伎舞台、市指定では二宮神社及び八重垣神社の農村歌舞伎舞台があります。いずれも廻り舞台や優れた舞台装置を備えており、市北部は歌舞伎舞台が濃密に分布する地域として注目されます。

その他、市指定の伊和神社及び御形神社の絵馬は、神社に対する民俗信仰のみならず江戸時代の絵画技法や作者の活動を知るうえでも貴重な資料です。



【県指定】河原田農村芝居堂
(一宮町河原田)



【市指定】巴御前勇戦図絵馬
(一宮町森添・御形神社蔵)

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、県指定1件及び市指定6件、県登録1件の8件が指定等されています。

県指定では、波賀八幡神社御幸祭があります。播磨内陸部では珍しい「一ツ物」を中心とする祭礼で、随所に中世的な要素を残す貴重な民俗文化財です。

市指定の横山、波賀八幡神社、原八幡神社、鷹巣に伝わるチャンチャコ踊りは、鉦や太鼓を打ち鳴らしながら児童が踊りを繰り広げることが特徴です。唄の歌詞には、中世に遡るものがあるとされ、かつてはさらに広い範囲で行われており、但馬地方と合わせて一大分布地域とされています。獅子舞も市内の各所で伝承されており、水谷明神社の獅子舞をはじめ大神楽系のものが主流で、宇原岩田神社奉納獅子舞は市内唯一の毛獅子かつ梯子獅子の演目があることが特筆されます。

県登録には、御形神社の御当祭があります。毎年3月3日の「開当祭」と同17日の「奉迎祭」で構成され、室町時代末期から伝承されてきたとされる作法が当時から継承されています。



【県指定】波賀八幡神社御幸祭
(波賀町安賀)



【市指定】宇原岩田神社奉納獅子舞
(山崎町宇原)

3) 記念物

① 遺跡

遺跡は、県指定5件、市指定9件の14件が指定されています。

県指定の金谷山部古墳、一つ山古墳はいずれも中期の古墳で地域の盟主墳に位置付けられます。市北部は、鉄生産に関わる遺跡が数多く確認されており、高保木たたら（製鉄）遺跡は全国でも最も早く本格的な発掘調査が行われた製鉄遺跡で、中世の製鉄炉が確認されています。天兒屋鉄山跡は高殿跡を中心に各施設が石積で整然と区画された、市内で最大規模の近世のたたら製鉄遺跡です。

市指定は、揖保川最上流域の縄文時代から鎌倉時代までの拠点集落で各時代の多くの住居跡等が確認された家原遺跡があります。伊和中山古墳群は、播磨国一宮伊和神社の東方の丘陵上に位置し、うち1号墳は全長約62mの前方後円墳で主体部の竪穴式石室の木棺内からは銅鏡1面、素環頭大刀1点、鉄剣3点、鉋1点、碧玉製勾玉1点、同管玉3点、滑石製勾玉3点、同小玉120点、竪櫛8点が、木棺外からは鍮1点、鉄鏃群、鉄斧等が出土しています。製鉄遺跡では、荒尾鉄山跡も天兒屋鉄山跡に匹敵する規模と構造を有するたたら製鉄遺跡であり、森の上鉄穴流場は、原料の砂鉄を選鉱する石組溝の遺構です。



【県指定】天兒屋鉄山跡
(千種町西河内)



【県指定】金谷山部古墳
(山崎町金谷)



【市指定】家原遺跡
(一宮町三方町)



【市指定】伊和中山古墳群
※写真は1号墳（一宮町伊和）

② 名勝地

名勝地は、市指定が5件あります。

比地の滝をはじめとした滝（瀑布）が4件あり、本市の自然環境の特徴を示します。

与位の洞門は、その自然的要素のみならず、明治時代に掘削された洞門が付加されることによって一層の奇勝となっており、また近代の土木遺産としての価値も有しています。



【市指定】与位の洞門
(山崎町与位)

③ 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は、国指定1件、県指定9件、市指定31件の41件が指定されています。

オオサンショウウオは、地域を定めない国の特別天然記念物で、本市の清流を象徴する貴重な動物です。

森林資源が豊かな本市にふさわしく、巨樹・巨木や神社の社叢が多数指定されており、県指定の大歳神社のフジ、山崎八幡神社のモッコク、岩上神社の夫婦スギ、庭田神社のケヤキの大木、安積のカヤの古木、火魂神社の大ムクノキ、小野の大トチノキ、中宮神社の大スギは、いずれも県内屈指の巨樹・巨木として知られています。

市指定の桓武伊和神社、与位神社、日野神社、上野宝殿神社、大森神社、三室神社、八重垣神社の社叢は、地域の精神的象徴である神社とともに、鎮守の森としてその景観が大切に守られてきたものです。その他希少な植物として、塩田明証寺のイワヒバ群生地、倉床カタクリ群生地、横山カタクリ群生地、御形神社のショウフクジザクラ、教福寺のオハツキイチョウ等があります。

市指定の千町岩塊流は、一宮町北東部の朝来市との境付近に位置します。最終氷期の周氷河作用で形成された、全長約600mにも及ぶ全国最大規模の岩塊の堆積地形として特筆されるものです。



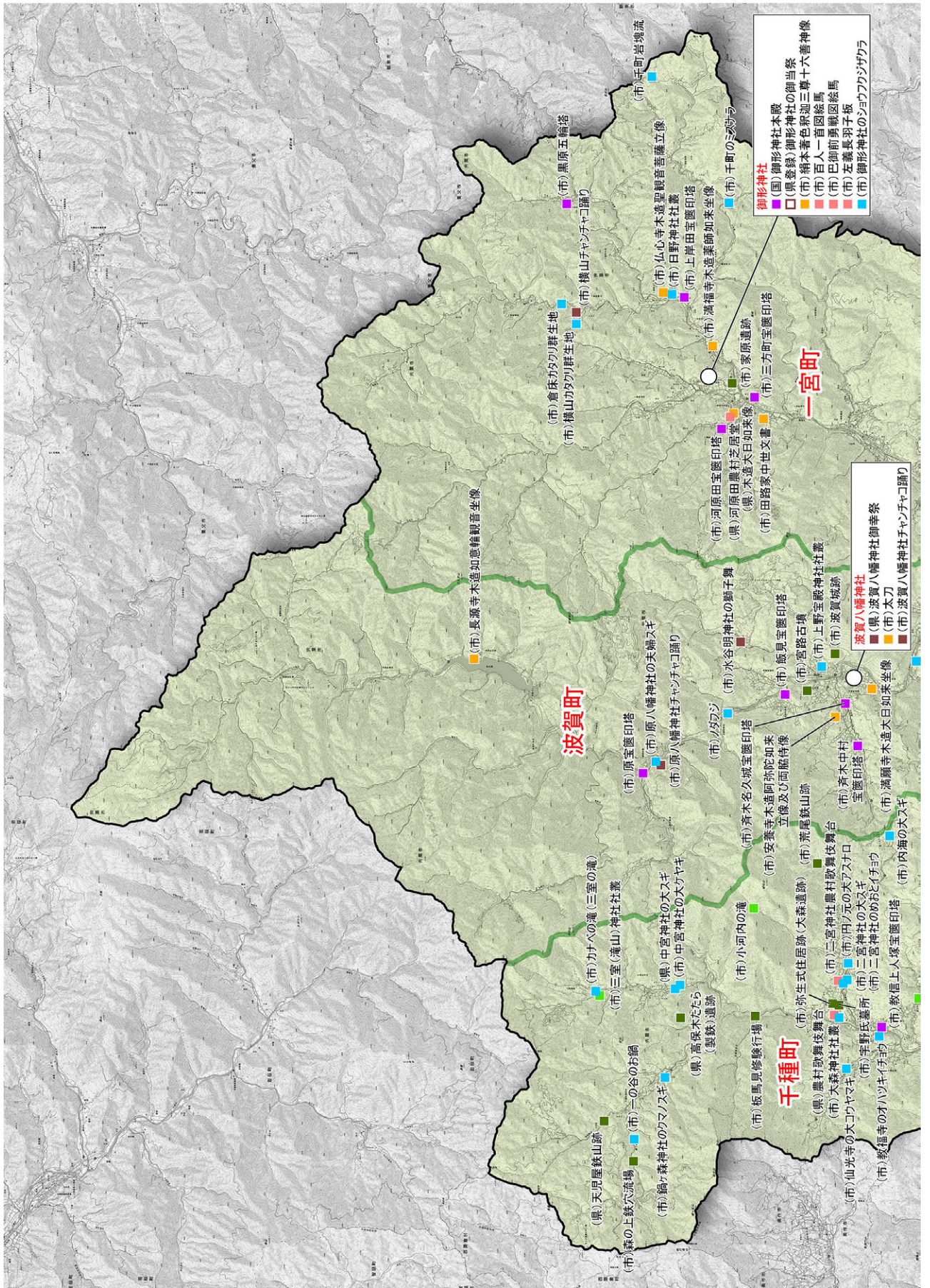
【県指定】大歳神社のフジ
(山崎町上寺)



【市指定】御形神社の
ショウフクジザクラ
(一宮町森添・御形神社)



【市指定】千町岩塊流
(一宮町千町)



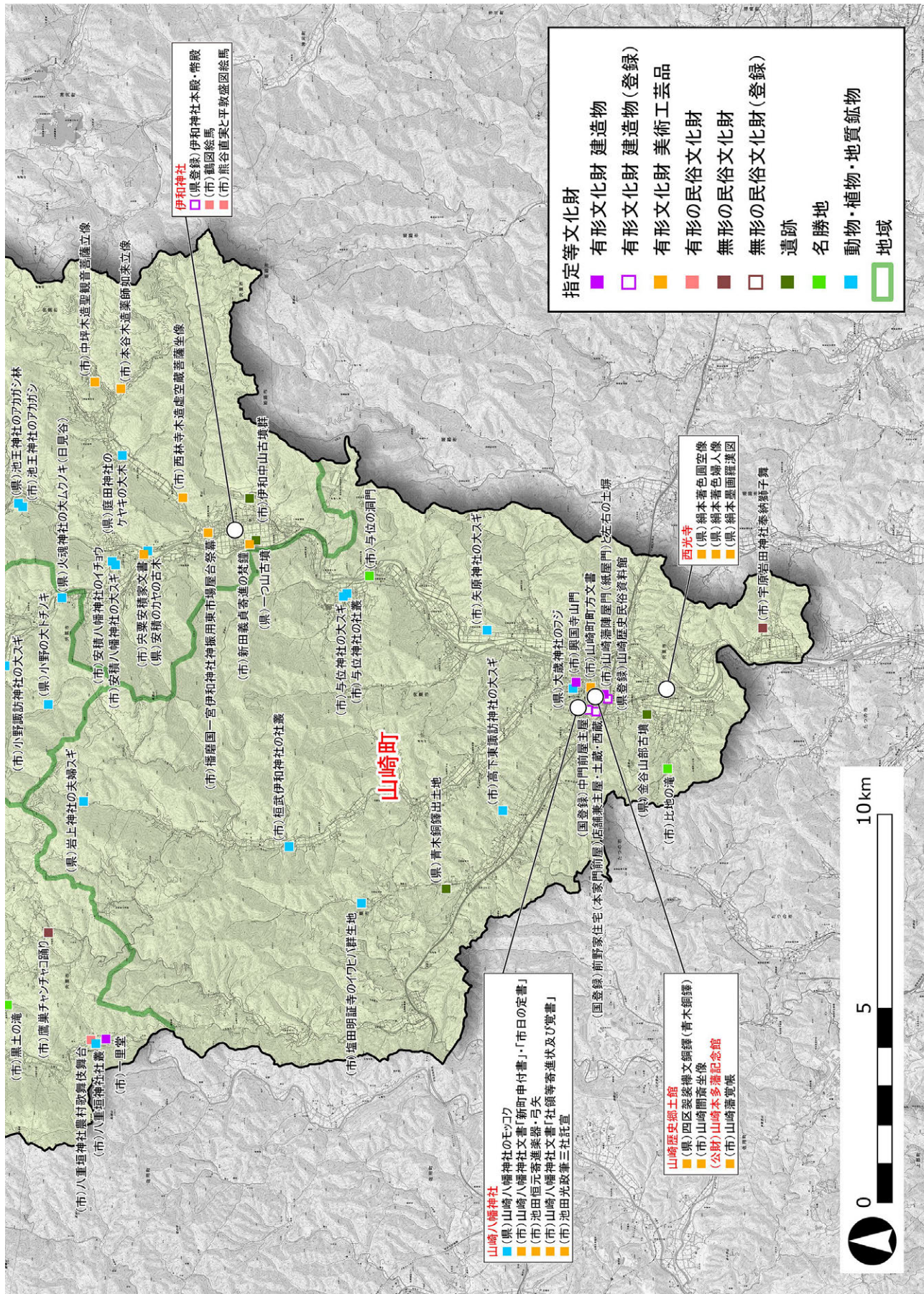


図2-1 央栗市 指定等文化財分布図

(3) 文化財の保存技術

文化財の保存技術は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能であり、国は保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができます。(法第 147 条)

令和 7 年（2025）8 月現在、本市において文化財の保存技術として選定された技術はありません。

2. 未指定文化財

(1) 概要

令和7年(2025)8月現在、把握している本市の未指定文化財は4,270件です。

類型別では有形文化財が2,081件と最も多く、うち建造物1,633件、美術工芸品448件(絵画45件、彫刻110件、工芸品131件、書跡3件、典籍10件、古文書80件、考古資料38件、歴史資料31件)です。

次いで、記念物が1,353件で、うち遺跡931件、名勝地169件、動物・植物・地質鉱物253件です。民俗文化財は708件で、うち有形138件、無形570件です。文化的景観9件、伝統的建造物群1件、その他118件で、無形文化財は把握ができていません。

表2-3 未指定文化財件数

(件、令和7年(2025)8月現在)

類型	山崎町	一宮町	波賀町	千種町	その他	地域を定めず		合計
						市全域	市外	
有形文化財	709	512	428	417	15	10	5	2,081
建造物	477	430	332	394	0	0	0	1,633
美術工芸品	232	82	96	23	15	10	5	448
絵画	38	6	1	0	0	0	0	45
彫刻	26	13	68	3	0	0	0	110
工芸品	95	19	7	10	0	0	0	131
書跡	3	0	0	0	0	0	0	3
典籍	8	1	0	0	1	1	0	10
古文書	32	28	14	3	3	2	1	80
考古資料	17	10	3	6	2	0	2	38
歴史資料	13	5	3	1	9	7	2	31
無形文化財	0	0	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	189	275	136	96	12	12	0	708
有形の民俗文化財	60	51	17	9	1	1	0	138
無形の民俗文化財	129	224	119	87	11	11	0	570
記念物	496	329	300	226	2	2	0	1,353
遺跡	380	178	198	175	0	0	0	931
名勝地	36	64	42	27	0	0	0	169
動物・植物・地質鉱物	80	87	60	24	2	2	0	253
文化的景観	0	5	3	1	0	0	0	9
伝統的建造物群	1	0	0	0	0	0	0	1
その他	46	49	12	11	0	0	0	118
合計	1,441	1,170	879	751	29	24	5	4,270

(2) 類型ごとの未指定文化財の概要

1) 有形文化財

① 建造物

建造物は、兵庫県の歴史的景観形成地区指定を受けた重点文化財活用地区に伴う調査により山崎町山崎地区の旧山崎城下町の社寺、町家等の歴史的建造物が把握されています。多くは近代の建造物ですが、中には江戸時代に建てられ城下町の様子を残すものもあります。

石造物は、宝篋印塔、五輪塔、供養塔等の信仰関係のものがあり、特に宝篋印塔は波賀町、千種町を中心として市内各地に優品が所在しています。供養塔は、六十六部廻国塔、光明真言供養塔、万霊塔等があり、特に六十六部廻国塔は近世の廻国巡礼の実態を知る貴重な石造物です。

土木構造物は、草木ダムや引原ダム、発電所等の本市の近代化を物語るものや、井堰や堤防等の農耕や防災に関わるものがあります。



町家
(山崎町山崎)



草木ダム
(一宮町草木)

② 美術工芸品

美術工芸品は、神社や寺院、個人所有のものがあるほか、多くの貴重な絵画や工芸品等が(公財)山崎本多藩記念館に所蔵されています。

山崎町中野の桓武伊和神社に所蔵されている仏像は、専門家の調査により平安時代後期のものと考えられています。

工芸品は、個人の調査により梵鐘類を把握しています。特に江戸時代の金屋鋳物師の作品が多く残されているのが特徴です。

古文書は、個人、社寺、自治会所蔵のもの等があります。山崎町千草屋平瀬家文書は江戸時代の鉄山経営に関わるものです。一宮町閨賀区有文書は平成21年(2009)の洪水被害の水損から救出された史料です。

考古資料は、各遺跡の発掘調査出土資料や山崎町大沢の円通庵の埴仏、田井遺跡の銅鐸形土製品、一宮町安黒御山古墳群出土の短甲等があ



阿弥陀如来坐像
(山崎町中野・桓武伊和神社蔵)



安黒御山古墳群出土短甲
(宍粟市歴史資料館蔵)

ります。

歴史資料は、江戸時代から明治時代の高札、神社の棟札等が把握されています。大正8年（1911）に創刊された山崎新聞は、三木露風が多くの作品を寄稿するなど、文芸欄を充実させた地方新聞として貴重なものです。

2) 無形文化財

無形文化財は、把握ができていません。

3) 民俗文化財

① 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、神社の境内に建てられた舞台（芝居堂、歌舞伎舞台）があり、かつては村芝居や播磨地域に盛んに行われていた歌舞伎等が演じられていました。一宮町福野の三王神社には廻り舞台が残されています。

神社の拝殿等に掲げられた絵馬は、庶民の信仰や絵師の系譜等を探る貴重な資料です。

力石は市内の全域にみられ、集会所や仏堂等の人が集まる公共的な場所に置かれています。かつて地域の青年たちが一種の通過儀礼として力石を持ち上げて体力を養ったり、力くらべを行ったとされています。

波賀町道谷を生産地とする道谷笠は、周辺の山林に自生するウリハダカエデを原料とし、かつては雪深い地域の生活を支える重要な産業として、主に農閑期に製作されていました。現在は、わずかにその製作品が残されています。

その他、地域に残されていた農業や山林業に使われた道具、生活用具等の民具資料が、市内の収蔵施設に保管されています。



山崎新聞
(宍粟市歴史資料館蔵)



三王神社舞台
(一宮町福野)



力石
(山崎町中広瀬)



道谷笠
(波賀町道谷)

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、年中行事や祭礼、伝承等の風俗慣習が旧町史誌や各機関の民俗文化財調査等により把握されています。年中行事や祭礼は、農作業といった生業や人々の暮らしと密接な関連があります。

伝統芸能は、獅子舞があります。市内で伝承されている獅子舞は、2人1組で舞う大神楽系獅子舞と呼ばれるものです。

民俗技術として稲作、畑作等の農耕や山林業に関わるものがありますが、その多くは記録に残されるのみとなっています。

4) 記念物

① 遺跡

遺跡は、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されているもの（周知の埋蔵文化財包蔵地）が、令和7年（2025）8月現在481件あります。種類は、古墳が167件と最も多く、次いで遺物散布地147件、生産遺跡51件、集落跡38件です。地域別では、山崎町が276件と最も多く、次いで一宮町124件、波賀町41件、千種町40件です。山崎町では遺物散布地や城館跡、一宮町では古墳、波賀町では社寺跡、千種町では生産遺跡が比較的多く分布していることが特徴です。

また、兵庫県及び本市の分布調査によって、製錬・精錬場跡、砂鉄採取跡の製鉄関連遺跡が把握されています。

その他の遺跡は、埋蔵文化財包蔵地として周知されていない社寺跡や、地域をつなぐ古道や峠道、高瀬舟の船着場跡、渡し場跡等があります。波賀森林鉄道の軌道跡は、近代林業の発展を支えた産業遺産として貴重なものです。



御形神社の茅の輪
(一宮町森添)



大歳神社の獅子舞
(一宮町生栖)



塩地峠の古道
(千種町下河野)



船元の渡し場跡
(山崎町船元)

表2-4 周知の埋蔵文化財包蔵地

(出典:『兵庫県遺跡地図』を元に作成)

(件、令和7年(2025)8月現在)

種類	山崎町	一宮町	波賀町	千種町	合計
遺物散布地	123	13	4	7	147
集落跡	20	8	9	1	38
城館跡	15	8	3	4	30
社寺跡	4	0	8	0	12
古墳	84	71	11	1	167
生産遺跡	17	11	1	22	51
上記の複合	5	1	0	0	6
その他の遺跡、墳墓	8	12	5	5	30
合計	276	124	41	40	481

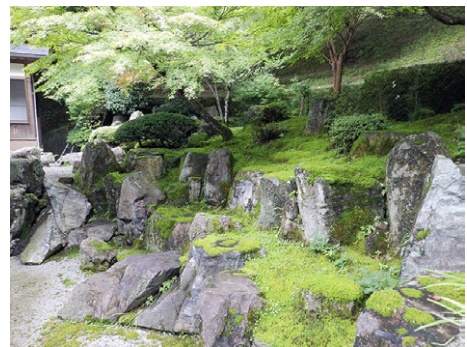
※指定等文化財(県指定、市指定)を除く。

② 名勝地

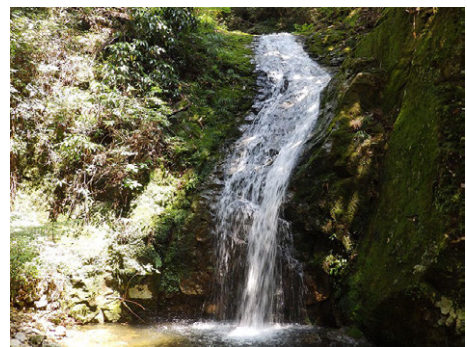
名勝地は、波賀町引原の長源寺の庭園、山崎町上ノの延ヶ滝、一宮町伊和の行者の滝、波賀町原の不動滝、千種町西河内の大釜の滝等、各地域に大小数多くの滝があります。滝は景観の観賞のみならず、信仰の対象としても地域に親しまれてきました。しろう 50 名山に代表される山岳は、景観のみならず、水源や山林資源をもたらす場所として地域の生活や信仰、歴史文化の形成と不可分な関係にあります。

一宮町福知溪谷、波賀町赤西溪谷、音水溪谷、千種町板馬見溪谷、鍋ヶ谷溪谷等も景観美を備えた名勝地です。

その他、各地に湧水があります。本市の豊かな自然環境からもたらされた名水として、地域の生活や信仰、文化を支えてきました。



長源寺の庭園
(波賀町引原)



行者の滝
(一宮町伊和)

③ 動物・植物・地質鉱物

市内には多種多様な動物が生息しています。希少種としてヒメボタルの生息地があります。

植物は、兵庫県や各種団体等の調査によって、巨樹・巨木の主要なものが把握され、鎮守の森として大切に守られてきた神社の社叢には、多様な植物の生育が認められます。

特徴的な地質として、一宮町福知溪谷泥炭層



山崎八幡神社社叢
(山崎町門前)

や百千家満、上岸田の化石出土地、山崎町上ノ、千種町河内の岩塊流等があります。山崎断層帯、山崎町鹿沢段丘、一宮町三方町家原段丘等は地域の歴史文化の形成と密接な関係にある地形です。

5) 文化的景観

文化的景観は、一宮町山田、波賀町飯見の棚田があり、保全が図られています。

波賀町斉木や千種町西河内では、近世のたたら製鉄の原料である砂鉄を採取した跡である鉄穴流し地形が認められます。

6) 伝統的建造物群

山崎町山崎地区は、旧山崎城下町に由来する伝統的な町並みを形成しています。

7) その他

その他、6類型に含まれないものとして、暮らしや生業の中で伝承されてきた各地の伝承や言い伝え、方言等を町史誌や民話集等により把握しています。

3. 関連する制度

(1) つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～

本市は、山麓部の田畑の開発により形成された棚田景観が見られますが、その多くは過疎化による荒廃が進んでいるのが現状です。

農林水産省は、棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対する理解と協力を得ることを目的として、優良な棚田を「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」認定を行っています。

本市では、一宮町山田、波賀町飯見の棚田が認定されています。



鉄穴流し地形
(波賀町斉木)



大神「降臨処」の碑
(一宮町森添)



山田の棚田
(一宮町山田)



飯見の棚田
(波賀町飯見)

(2) 歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区

山崎町山崎地区は、元和元年（1615）の池田輝澄による立藩以来、山崎城下町として繁栄した地区であり、現在も通りや社寺、町家建築に往事を偲ぶことができます。

地区は、県の歴史的景観形成地区（一部は特に景観形成重点区域）及び重点文化財活用地区に指定され、景観形成重要建造物6件、国登録有形文化財4件、県登録有形文化財1件、市指定建造物2件があり、地域の活性化、観光の資源としても活用が図られています。



歴史的景観形成地区
(山崎町山崎)

(3) 推薦産業遺産

大正8年(1919)の開通から、昭和43年(1968)まで国有林の木材運搬に使用された波賀森林鉄道廃線跡には、コンクリート橋脚をはじめゲーター橋、隧道、宿舎跡等が奥深い山中に残されています。波賀元気づくりネットワーク協議会では、地域活性化の活動の一環として波賀森林鉄道を活かした地域づくりを目標に遺構の保全や活用に取り組んでいます。

その活動が評価され、令和6(2024)年度に産業遺産学会(東京)の「推薦産業遺産」に認定されました。



波賀森林鉄道廃線跡の高橋
(波賀町音水)

(4) その他財団等の助成

その他、芸術文化の振興や文化財の保存を目的とした公益財団等の助成制度があります。

令和6(2024)年度、宇原獅子舞保存会が、少子高齢化や人口減少の中での持続可能な継承活動を高く評価され、(公財)ポーラ伝統文化振興財団より「伝統文化ポーラ賞・地域賞」を受賞しました。



伝統文化ポーラ賞の受賞
(宇原獅子舞保存会)

4. 地域ごとの文化財の概況

(1) 山崎町の文化財

山崎町は、市域の南部、揖保川の中流域に位置し、市の扇の要の位置にあたる都市的要素を備えた地域で、その町名は山稜の突き出た「さき」の平野に成立した近世の集落・山崎村に由来します。

河川沿いの河岸段丘上に縄文時代から弥生時代の遺跡が多くあり、昭和 35 年（1960）に青木で発見された四区袈裟襷文銅鐸（青木銅鐸）は、調査によって出土状況が明らかにされています（青木銅鐸出土地（県指定））。須賀沢では江戸時代の寛政 2 年（1790）に袈裟襷紋銅鐸が出土しましたが所在不明となっています。田井遺跡では、銅鐸を模倣して作られたとされる銅鐸形土製品が出土しています。金谷山部古墳（県指定）は長径約 20m、短径約 14mの楕円形墳で、中期の盟主墳と目されます。周辺には、平野部を取り囲むように金谷古墳群、三津古墳群等の多くの後期群集墳が築かれました。播磨千本屋廃寺跡は、市内唯一の奈良時代の寺院跡です。中世に、長水城や篠ノ丸城等が築かれ、宇野氏が地域権力として勢力を伸長していましたが、天正 8 年（1580）に羽柴秀吉により滅ぼされ、その後一時、黒田孝高が宍粟郡を領有した時期があります。西光寺所蔵の絹本着色圓空像、絹本着色婦人像、絹本墨画羅漢図（いずれも県指定）は、中世の仏教絵画として優れた作品であり、地方における宗派のあり方を示す資料でもあります。

山崎八幡神社文書「新町申付書」・「市日の定書」（市指定）は、近世初頭の山崎町^{まち}整備や商業振興策を示す重要な史料です。元和元年（1615）に池田輝澄が宍粟藩を立藩し、山崎城下町の本格的な整備を行いました。揖保川岸の出石に船着場が設けられ、網干まで高瀬舟が通うようになりました。池田輝澄のあと、松井松平氏、池田氏の藩主の変遷を経て、延宝 7 年（1679）に本多忠英が山崎周辺のみので 1 万石で入封して山崎藩を立て、明治維新まで本多氏が藩主を務めることになりました。

山崎藩覚帳（市指定）は天明年間から慶応年間までの藩庁日誌で、国元及び江戸、大坂の日誌が残されています。山崎町町方文書（市指定）は、山崎町の町役人の日誌で町方の情勢を知るうえで貴重な史料です。池田恒元寄進楽器・弓矢附納箱、山崎八幡神社文書「社領等寄進状及び覚書」、池田光政三社託宣附納箱（いずれも市指定）等は、歴代藩主の尊崇が厚かった山崎八幡神社に伝わる美術工芸品です。中門前屋主屋及び前野家住宅（本家門前屋）店舗兼主屋・土蔵・西蔵（いず



【県指定】絹本着色圓空像
（山崎町御名・西光寺蔵）



【市指定】興国寺山門
（山崎町上寺）



【県指定】山崎八幡神社のモッコク
（山崎町門前）

れも国登録)、山崎藩陣屋門(紙屋門)と左右の土塀(市指定)、興国寺山門(市指定)は、江戸時代の山崎城下町の面影を残す貴重な建造物です。

また、山崎歴史民俗資料館(県登録)は、明治22年(1889)に龍野治安裁判所山崎出張所として山崎町門前に建てられた庁舎を昭和47年(1972)に山崎城本丸跡に移築したもので、地方における近代司法の施設として貴重です。

植物には、「千年藤」として地域に親しまれ、貴重な観光資源となっている大歳神社のフジ(県指定)をはじめ、山崎八幡神社のモッコク(県指定)、岩上神社の大スギ(県指定)、矢原神社の大スギ(市指定)、与位神社の大スギ(市指定)、高下東諏訪神社の大スギ(市指定)等があります。

(2) 一宮町の文化財

一宮町は、市域の中部から北東部、揖保川の上・源流域を占め、北東部は旧但馬国と境を接する地域で、その町名は、平安時代末期以来、播磨国一宮として地域から厚い信仰を集めた伊和神社が位置することに由来します。

縄文時代から弥生時代の遺跡は、主に河川沿いの河岸段丘上にあります。家原遺跡(市指定)は、揖保川と公文川の合流地点北方の河岸段丘上に営まれた縄文時代から中世にいたる大規模な複合遺跡で、揖保川の最上流域に位置し、但馬方面との交通の要衝を占める各時代の拠点集落跡です。伊和中山古墳群(市指定)は、全長約62mの揖保川最上流の前方後円墳を含む前期末から中期にかけての古墳群です。銅鏡や素環頭大刀といった多様な副葬品を有し、揖保川上流域の地域首長の古墳と考えられ、『播磨国風土記』に記される伊和大神を祭る伊和君氏に連なる人物の古墳と考えられます。一つ山古墳(県指定)は、長径約22m、短径約18mの円墳で、伊和中山古墳群(市指定)に続く古墳時代中期の盟主墳と目されます。

また、木造大日如来坐像(県指定)、西林寺木造虚空蔵菩薩坐像(市指定)、仏心寺木造聖観音菩薩立像(市指定)、満福寺木造薬師如来坐像(市指定)等の平安時代後期に遡る優れた仏像彫刻が多く残されます。

御形神社本殿(国指定)は、大永7年(1527)に建立された三間社流造、檜皮葺で室町時代後期の建築様式を伝える市内唯一の国指定重要文化財です。その他、中世の文化財として、三方町宝篋印塔(市指定)、河原田宝篋印塔(市指定)、上岸田宝篋印塔(市指



【県指定】一つ山古墳
(一宮町安黒)



【市指定】黒原五輪塔
(一宮町黒原)



【市指定】横山チャンチャコ踊り
(一宮町横山)

定)、黒原五輪塔(市指定)等の石造品、中坪木造聖観音菩薩立像(市指定)、本谷木造薬師如来立像(市指定)、絹本著色釈迦三尊十六善神像(市指定)等の仏像彫刻、絵画が注目されます。

宍粟安積家文書(市指定)、田路家中世文書(市指定)は播但国境域を本拠とする地元有力者の動向を伝える貴重な古文書です。新田義貞寄進の梵鐘(市指定)は、江戸時代の再鑄になりますが、新田義貞と伊和神社の関係を示す歴史資料です。伊和神社は播磨国一宮で、本殿(県登録)は江戸時代後期再建の上質な社殿であり、幣殿(県登録)は国内の諸神を祀る総神殿としての特異な社殿形式を伝えています。

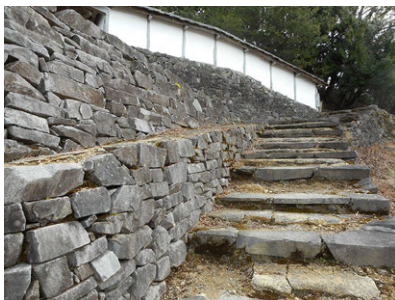
有形の民俗文化財の河原田農村芝居堂(県指定)は、廻り舞台や優れた舞台装置を備える代表的な農村舞台です。鶴図絵馬(市指定)、熊谷直実と平敦盛図絵馬(市指定)、百人一首図絵馬附由緒書(市指定)、左義長羽子板(市指定)、巴御前勇戦図絵馬(市指定)は民間での信仰習俗を示すとともに、絵画作品としても優れた作品です。無形の民俗文化財は、横山チャンチャコ踊り(市指定)及び御形神社の御当祭(県登録)があり、中世的要素を残す民俗芸能として保存継承が図られています。

植物は、庭田神社のケヤキの大木(県指定)、安積のカヤの大木(県指定)、池王神社のアカガシ(市指定)、安積八幡神社の大スギ(市指定)、千町のミズナラ(市指定)等の巨樹・巨木、稀少植物の倉床・横山カタクリ群生地(市指定)、御形神社のショウフクジザクラ(市指定)があります。その他、千町岩塊流(市指定)は、周氷河作用で形成された流紋岩質溶結凝灰岩の岩塊からなる稀少な堆積地形として特筆されます。

(3) 波賀町の文化財

波賀町は、市域の北部、揖保川支流引原川の源流域を占め、北東部は旧但馬国、北西部は旧因幡国と境を接する地域で、その町名は『播磨国風土記』宍粟郡雲筒里「波加村」に由来します。

縄文時代の遺跡は、引原川左岸の河岸段丘上にある皆木神田遺跡で早期、前期の縄文土器、石器等が出土しています。弥生時代から古墳時代の集落跡は明らかではありませんが、上野周辺には宮路古墳(市指定)をはじめいくつかの後期古墳が知られています。中世には、南部に伯可荘、北部に蟾原荘が置かれました。波賀城跡(市指定)は、在地の芳賀氏、次いで武蔵国から西遷した中村氏の居城でした。発掘調査により、市内では珍



【市指定】波賀城跡
(波賀町上野)



【市指定】齊木中村宝篋印塔
(波賀町齊木)



【県指定】小野の大トチノキ
(波賀町小野)

しい石積を持つことが確認されています。波賀八幡神社の太刀（市指定）は、天文9年（1540）に中村氏の同族である大河原氏が、備前長船の刀工勝光に作刀させたものです。

地域には、斉木名久城宝篋印塔（市指定）、斉木中村宝篋印塔（市指定）、飯見宝篋印塔（市指定）、原宝篋印塔（市指定）ほか未指定を含めて宝篋印塔の優品が多く分布しています。また、満願寺木造大日如来坐像（市指定）、安養寺木造阿弥陀如来立像及び両脇侍像（市指定）、長源寺木造如意輪観音坐像（市指定）といった、中世から近世にかけての仏像彫刻が各寺院に残されていることも大きな特徴です。

波賀八幡神社御幸祭（県指定）は、播磨内陸部では稀少な「一ツ物」の祭礼であり、お旅行列の役割構成や行列の中に鼻高、陣ザサラ、獅子頭が含まれるなど、中世的な芸能の要素を伝えています。波賀八幡神社チャンチャコ踊り（市指定）、原八幡神社チャンチャコ踊り（市指定）は、中世に淵源を持つともされる宍粟北部の特徴的な無形の民俗文化財です。

植物は、火魂神社の大ムクノキ（県指定）、小野の大トチノキ（県指定）、原八幡神社の夫婦スギ（市指定）、小野諏訪神社の大スギ（市指定）、野尻のノダフジ（市指定）といった巨樹・巨木があります。その他、波賀森林鉄道や引原ダムといった近代化遺産も多数残されています。

（４）千種町の文化財

千種町は、市域の北西部、千種川の源流域を占め、北は旧因幡国、西は旧美作国と境を接する地域で、その町名は『播磨国風土記』宍粟郡柏野里「敷草村」^{しきくさ}に由来します。

北部の三室山の南麓緩斜面から、縄文時代早期の土器や石器が出土しました。弥生式住居跡（大森遺跡）（市指定）は、千種川と岩野辺川の合流地点に形成された河岸段丘上の弥生時代の拠点的な集落跡で、近傍から岩野辺（穴尾）銅鐸片が出土しています。奈良時代以来、鉄生産が行われたものとみられ、高保木たたら（製鉄）遺跡（県指定）で、中世の製鉄炉跡が確認されています。宍粟北部から産出された鉄は、中世以降「千草鉄」等の名称で、日本刀の原料として最高品質を誇ったといわれます。近世になると、総合的な鉄産業ともいえる「たたら製鉄」が盛んに行われ、天児屋鉄山跡（県指定）や荒尾鉄山跡（市指定）は、高殿を中心に各施設を石垣で区画した「山内集落」を形成する大規模なたたら製鉄遺跡です。森の上鉄穴流場（市指定）は、原料の砂鉄を選鉱する石組み溝



【市指定】荒尾鉄山跡
（千種町岩野辺）



【市指定】一里堂
（千種町下河野）



【市指定】カナベの滝（三室の滝）
（千種町河内）

を良好に遺存する遺跡です。一里堂（市指定）は、千種の鉄を山崎方面に搬出するために整備された塩地峠の登り口に建立され、千種の鉄の流通を見守ってきた堂宇です。

宇野氏墓所（市指定）は、中世の宍粟を支配した地域権力宇野氏の終焉地に建立されています。板馬見修験行場（市指定）は、美作国境の後山の山岳修験行場です。

本市を含む西播磨は、近世以降、地芝居や村歌舞伎が盛んに行われた地域として知られ、大森神社の農村歌舞伎舞台（県指定）、二宮神社及び八重垣神社農村歌舞伎舞台（いずれも市指定）は、廻り舞台や優れた舞台装置を備えています。鷹巣のチャンチャコ踊り（市指定）は、宍粟北部特有の民俗芸能です。

小河内の滝（市指定）、カナベの滝（三室の滝）（市指定）、黒土の滝（市指定）は、千種町域を代表する名勝として特徴的なものです。その他、中宮神社の大スギ（県指定）をはじめ、田ノ元の大アスナロ（市指定）、教福寺のオハツキイチョウ（市指定）、仙光寺の大コウヤマキ（市指定）といった希少な植物も分布しています。

第3章 宍粟市の歴史文化の特性

1. 歴史文化の特性

本市は、市域の大半を占める森林や、揖保川・千種川の清流が織りなす、豊かな自然に恵まれた地域です。この美しく多様な自然環境に加え、近畿と中国、山陽と山陰を結ぶ要地という地理的特性が人々の往来を促し、西播磨内陸部の交通、文化、経済の中心地として発展を遂げてきました。

人々は、こうした自然や地理的環境がもたらす多様な資源の恩恵を受けながら、古来、自然と共生する暮らしを営み、ときには畏敬の念を抱き、地域の個性を大切にしながら伝統や文化を途切れることなく継承し、郷土愛と連帯感を育んできました。

このようにして形作られた本市の歴史文化は、以下の6つの特性に整理することができます。

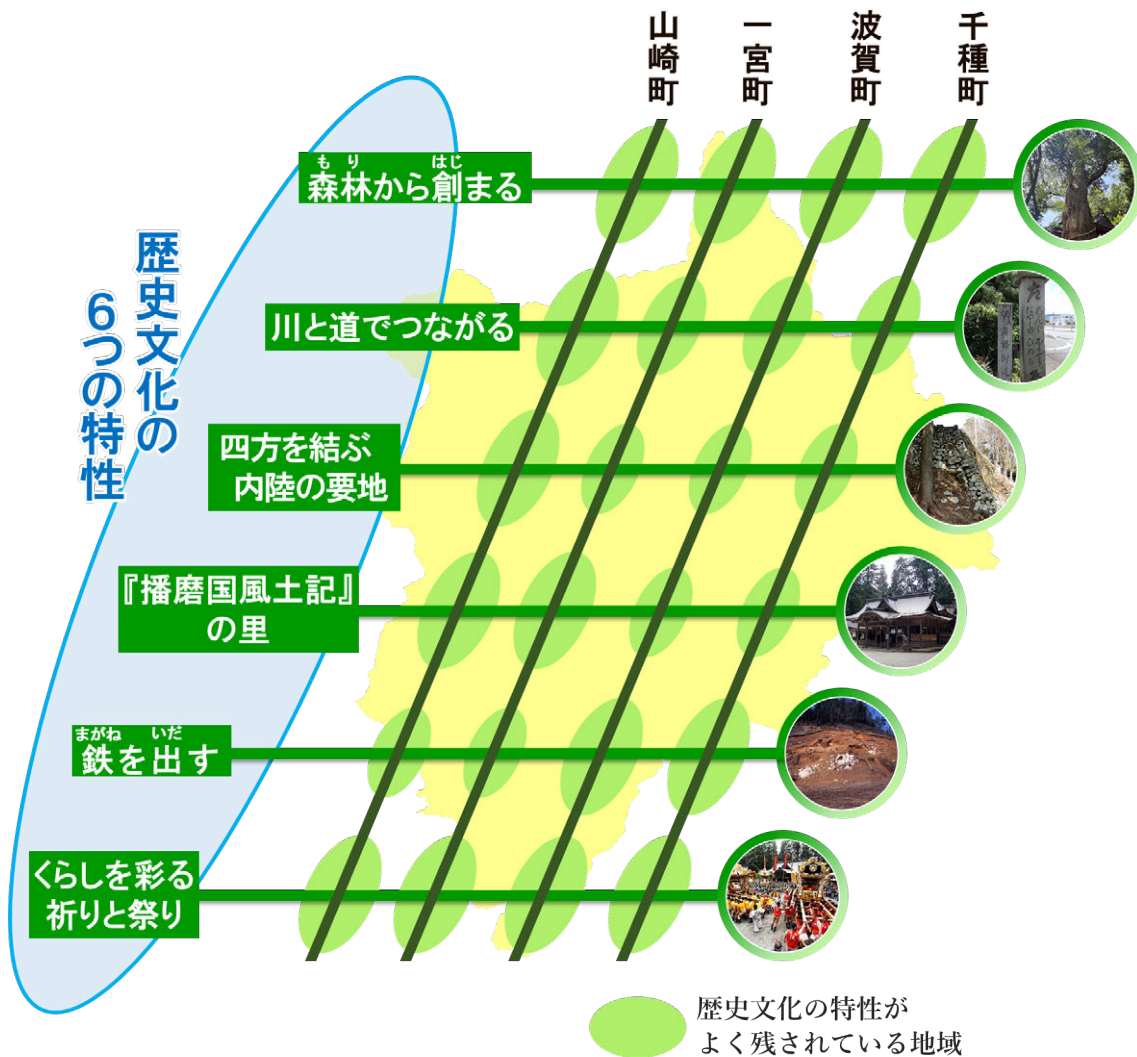


図3-1 宍粟市の歴史文化の特性(概念図)

1-1. 森林から創まる

宍粟の広大な森林は、木材や漆、和紙等原材料の供給源として社寺や住宅等の建造物を生み、地場産業の発展を支えました。森林の恵みが育んだ歴史文化は、現在の暮らしや産業、風習、景観等に受け継がれ、宍粟らしさを形づくっています。

本市は、「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマに掲げ、さまざまな施策に取り組んでいます。本市の文化財や歴史文化を考えるうえで、「森林から創まる」という要素は、最大の特性です。広大かつ豊かな森林がもたらす資源は、建築用材をはじめ山菜、果実、薬草や、木工品、漆、和紙、蠟燭の原材料等の広範囲に及んでいます。

県、市指定の植物、とりわけ巨樹・巨木の多さは、本市の森林資源の多様さ、豊かさを雄弁に物語るとともに、国指定重要文化財の御形神社本殿をはじめ、神社や寺院、住宅等の建造物は、宍粟の森林がもたらした恵みということが出来ます。

特に森林面積が多くを占める宍粟北部は、江戸時代中期以降は幕府領となり、明治時代には国有林へと引き継がれました。当地は製鉄や農業を営むほか、「宍粟スギ」と呼ばれた有数の素材生産地として、木材搬出のための森林鉄道が敷設されるなど、林業を中心に栄えました。

人々は、森林からの類まれなる恩恵を享受し、時には畏怖の念を抱きながら、これに寄り添い、その資源を活かして、現在の生活や産業、経済、風習、景観等に受け継がれる宍粟の歴史文化を育みました。



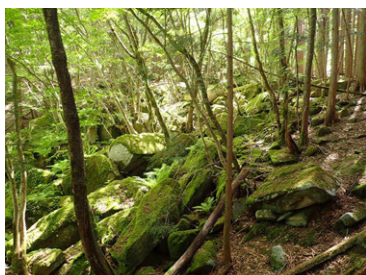
【県指定】大歳神社のフジ
(山崎町上寺)



【県登録】伊和神社幣殿
(一宮町須行名)



【県指定】中宮神社の大スギ
(千種町河内)



【市指定】千町岩塊流
(一宮町千町)



波賀森林鉄道
(波賀町音水)

1-2. 川と道でつながる

宍粟の各地域は、揖保川・千種川や因幡街道等の水陸の交通で古くからつながってきました。河川は内陸水運の基幹となるだけでなく、信仰や自然災害とも深く関わっています。旧街道沿いには道標や地蔵尊が残り、往還のにぎわいを今に伝えています。

本市は、中国山地東端の山間部に位置し、但馬との国境を源流とする揖保川と因幡との国境を源流とする千種川の清流が流れています。地域社会の成り立ちに河川が果たす役割は広範で、生活用水や農耕の灌漑のみでなく、川魚漁等の食糧資源の確保や、水車等の動力資源としても利用されてきました。内陸部に位置する宍粟にあっては、交通路はいち早く川筋に沿って発達したと考えられ、河川の流れを利用した材木の筏流しや、近世以降は高瀬舟の舟運といった産業、流通、交通の面で重要な役割を果たしてきたといえます。

河川は地域や集落を分ける境界でもあり、水神や川神等の民間信仰の対象となる一方で、時に洪水や氾濫によって流域に甚大な被害をもたらす存在でもあることを忘れてはなりません。川沿いに残る供養塔は、その被害と鎮魂の祈りを今に伝えています。

市内及び市外を結ぶ主要な道は、京阪神と中国地方を結ぶ中国縦貫自動車道が山崎断層帯に沿って東西に通じ、山陽と山陰をつなぐ因幡街道を踏襲する国道 29 号が南北に通じるほか、一宮町、波賀町、千種町には国道 429 号が東西に通じています。さらに市内や市外を結ぶ多くの道が網の目のように発達し、それぞれ峠やトンネル、橋等で結ばれています。これらの道沿いの各所に、旅人の指針となった道標、交通や村落の安全を祈願する地蔵尊、近世の霊場巡礼者を供養した廻国塔、地元の力自慢を顕彰した力士塚等の石造物が残されています。



出石の船着場跡
(山崎町中広瀬、須賀沢)



戸原村道路元標
(山崎町川戸)



旧因幡街道道標
(山崎町山田)



洪水供養塔
(一宮町閭賀)



有賀道標
(波賀町有賀)



塩地峠切通し
(千種町下河野)

1-3. 四方を結ぶ内陸の要地

近畿と中国、山陽と山陰を結ぶ内陸の要地として、江戸時代には幕府の西国支配の柱石を担い、藩政の拠点となった城跡が今も残ります。東西南北各地との交流が盛んに行われ、上方（京都や大阪（大坂））の影響を受けた歴史文化が栄えました。

本市は、東西は近畿地方と中国地方、南北は山陽地方と山陰地方との内陸交通の結節点にあたり、各時代を通じて東西南北各地方との交流や文化的影響を受けながら固有の歴史的發展を遂げてきました。

南部の山崎町鹿沢遺跡群をはじめ、北部の家原遺跡（一宮町・市指定）、大森遺跡（千種町）等といった縄文時代から弥生時代、古墳時代、奈良～平安時代にかけての拠点的な集落遺跡や伊和中山古墳群（一宮町・市指定）、金谷山部古墳（山崎町・県指定）等の主要な古墳は、各地域を結ぶ交通の要衝に営まれています。集落遺跡からは、畿内や山陰地方、瀬戸内地方の影響を受けた土器が出土しており、古くから各地方との広範な交流が盛んであったことを示しています。

中世後期に宍粟南部の地域権力として勢威を振るった宇野氏が居城した長水城や篠ノ丸城、北部の在地有力者である安積氏、中村氏、田路氏等の山城群も東西南北の地理的優位性を見据えた位置に築かれています。

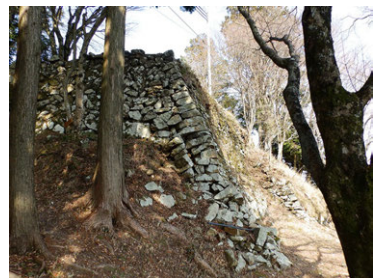
江戸時代になると、元和元年（1615）、池田輝澄が宍粟藩を立藩して山崎城を築き城下町が整備され、延宝7年（1679）には譜代の本多氏が入封して明治維新まで藩主を務めるなど、幕府にとっても宍粟の地は西国に対する戦略拠点として重要視されました。また、京都や大阪（大坂）の文化人が往来し、和歌や俳諧等の上方の影響を受けた文化が栄えました。



山崎城下町酒蔵通り
（山崎町山崎）



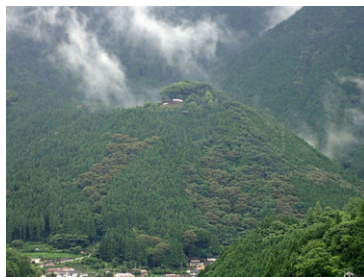
【県指定】四区袈裟襷文銅鐸
（青木銅鐸）（山崎町鹿沢・文化庁蔵）



長水城跡
（山崎町五十波）



【市指定】家原遺跡
（一宮町三方町）



【市指定】波賀城跡
（波賀町上野）



【市指定】弥生式住居跡（大森遺跡）
（千種町河呂）

1-4. 『播磨国風土記』の里

奈良時代に成立した『播磨国風土記』は、古代の「宍禾郡」の7つの里の様相を、伝承を交えて示します。伊和大神を中心とした国造りの神話や、各地に在居した古代氏族の存在は、宍粟の地の重要性を示しています。

奈良時代の初め、和銅6年(713)の官命によって編さんされた『播磨国風土記』は、古代の宍粟の地域社会のようすを知るうえで、欠かすことのできない史料です。

『播磨国風土記』には「宍禾郡」と表され、「比治里」「高家里」「柏野里」「安師里」「石作里」「雲箇里」「御方里」の7つの里が置かれ、郡や里の名の由来、産物、肥沃の状態、山川野の地名の由来、伝承等が記されています。地名には、1,300年以上を経て現在に残されているものも多くあります。また、『播磨国風土記』の記事や奈良県の都城跡から出土した木簡によって、宍粟には伊和君氏、山部氏、丸部氏、神人部氏、出雲部氏、日奉部氏等の古代氏族がいたことが知られています。

『播磨国風土記』では、「宍禾郡」を中心に伊和大神に関わる国造りの神話が播磨国一円にわたって語られています。伊和大神は、この地を本貫とする伊和君氏が奉祭した神格であったといわれ、古代の宍粟が播磨国の中でもきわめて重要な位置を占めていたことを示しています。平安時代の『延喜式』では、伊和神社は名神大社とされ、のち播磨国一宮として広く信仰を集めることとなりました。

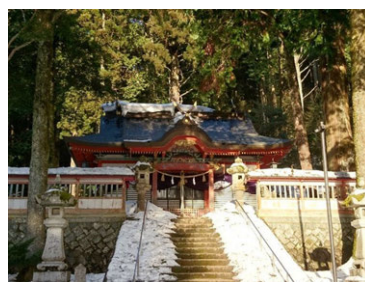
『播磨国風土記』に記された里は、その後も平安時代の『倭名類聚抄』の郷に引き継がれ、各郷を地盤に中世には各地に社寺や公家、国衙領の荘園や保が成立し、のちの近世村落の基盤となっていきます。地名や地域の枠組みなど、現在にいたるまで『播磨国風土記』の世界が継承されています。



【県指定】金谷山部古墳
(山崎町金谷)



播磨千本屋廃寺跡
(山崎町千本屋)



御形神社
(一宮町森添)



伊和神社
(一宮町須行名)



邇志神社
(波賀町皆木)



大森神社社叢
(千種町千草)

1-5. 鉄を出す

『播磨国風土記』に「鉄を出す」と記されるように、奈良時代から鉄づくりが行われ、中世には「千草鉄」が日本刀の原料として珍重されました。鉄づくりは産業や経済だけでなく、文化、信仰にも影響を及ぼし、製鉄遺跡や古文書史料が繁栄を今に伝えています。

『播磨国風土記』宍粟郡柏野里の敷草村の条、御方里の金内川の条に、「鉄を出す」の記述があり、奈良時代の初めには、現在の千種町と一宮町三方地区で鉄を生産していました。安積山遺跡（一宮町）で、平安時代末の大規模な製鉄遺跡が発掘調査で明らかにされたほか、小茅野後山遺跡（山崎町）、小野段林遺跡（波賀町）、高保木遺跡（千種町・県指定）で、中世の製鉄遺跡が調査されています。

中世以降、宍粟で生産された鉄は、「千草鉄」等と呼ばれ、特に日本刀の最高品質の原料として珍重されました。嘉暦4年（1329）に宍粟郡三方西（波賀町南部）で備前長船の刀匠により作刀された太刀は、現在国宝に指定されています。

近世になると、原料の砂鉄を採取する「鉄穴流し」や燃料の木炭生産、製鉄炉地下の防湿設備、炉と作業場を覆う高殿等の技術が飛躍的に発展し、天候や季節に関係なく操業できるたたら製鉄の生産体制が確立されました。宍粟のたたら製鉄は、幕府領である山崎町北部、千種町、波賀町、一宮町北部の山間部一帯で行われ、天児屋鉄山遺跡（千種町・県指定）や荒尾鉄山遺跡（千種町・市指定）等が代表的な遺跡として知られています。

近世以降のたたら製鉄は、はじめ山崎の千草屋、英賀屋、鳩屋といった地元有力商人によって営まれ、幕末には大阪（大坂）の泉屋等が参入し、刀剣だけでなく農具等の生活道具の原料も多く生産しましたが、やがて西洋の製鉄技術の導入とともに衰退して、明治10年代には終焉を迎えます。近世のたたら製鉄は、技術面のみならず経済、流通等にまたがる総合産業であり、文化、信仰等にも影響を与えました。



千草屋寄進の手水鉢
(山崎町門前・山崎八幡神社)



安積山遺跡
(一宮町安積)



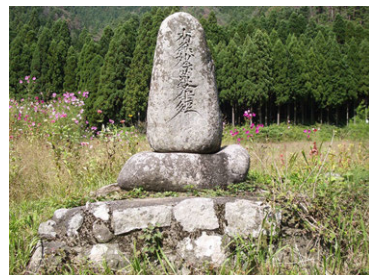
音水鉄山跡
(波賀町音水)



金屋子神降臨の地の碑
(千種町岩野辺)



岩野辺金屋子神社
(千種町岩野辺)



高羅鉄山畳道供養塔
(千種町河内)

1-6. くらしを彩る祈りと祭り

地域ごとに正月行事や秋祭りをはじめ農耕に関わる行事が盛んで、チャンチャコ踊りや獅子舞等の伝統芸能が伝わります。四季折々の祭りや行事が日々の暮らしを彩り、地域の絆を深める大切な歴史文化として受け継がれています。

本市は、播磨国一宮として信仰を集めた伊和神社や市内唯一の国指定重要文化財の本殿を持つ御形神社など、地域ごとに多くの神社が祀られ、境内には有形民俗文化財の農村舞台を備えるところもあります。また仏教各宗派の寺院には仏像彫刻や仏教絵画、書跡、梵鐘等の美術工芸品が伝わります。社寺では春夏秋冬の季節ごとにさまざまな祭礼や行事が執り行われ、地域の社会的な紐帯や精神的な拠り所となっています。

各家庭や地域では、年桶やとんど等の正月行事からはじまり、春は節分、桃の節供、天道花、端午の節句、夏はさなぼり、茅の輪くぐり、七夕、川すそ祭り、夏越しの祓え、お盆、秋は秋祭り、亥の子、冬は師走のすす払い等の年中行事が行われてきました。これらの行事は、農耕、特に水田耕作と密接な関係にあり、正月から春にかけての予祝、夏の病害除けや出穂祈願、秋の収穫の感謝の祭りという年中行事を形成しています。

また、播州は祭りどころといわれ、秋の収穫時には、伊和神社の屋台練りに代表されるように、市内各地の神社は秋祭りで賑わいます。北部の一宮町横山、波賀町安賀及び原、千種町鷹巣では、室町時代に淵源を持つとされるチャンチャコ踊り（市指定）や、南部では市内唯一の毛獅子かつ梯子獅子である宇原岩田神社奉納獅子舞（山崎町・市指定）をはじめとする貴重な伝統芸能が伝えられています。

これら「祈りと祭り」は、地域の人々の日々のくらしや生業を彩る大切な歴史文化として受け継がれています。



【市指定】宇原岩田神社
奉納獅子舞(山崎町宇原)



【市指定】熊谷直実と平敦盛
絵馬(一宮町須行名・伊和神社蔵)



【県登録】御形神社の御当祭
(一宮町森添)



伊和神社秋季大祭
(一宮町須行名)



【市指定】波賀八幡神社
チャンチャコ踊り(波賀町安賀)



【県指定】農村歌舞伎舞台
(千種町河呂)

第4章 文化財の保存・活用の将来像及び基本目標

1. 将来像

宍粟市の名は、奈良時代に編纂された『播磨国風土記』に記された「宍粟郡」に由来し、播磨国の開拓神といわれる伊和大神の伝説や、地名にまつわる数多くの伝承が息づく地です。森林と清流が広がる豊かな自然環境のもと、西播磨内陸部の交通の要衝として発展してきた本市には、多種多様な文化財があり、先人の営みが残したかけがえのない“しそうの宝”として今も大切に受け継がれています。

文化財は、地域の特性や誇りを象徴する資源であり、地域住民の心の拠り所となっています。本市が人口減少や少子高齢化の大きな課題に直面するなかで、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を築くためにも、全市的な視点とともに、山崎町、一宮町、波賀町、千種町の各地域が受け継いできた個性を尊重しながら、文化財の保存・活用を進めることが求められます。こうした取組を通じて、市全体の一体感や魅力を高め、その成果を地域へと還元することで、人々の郷土愛や連帯感を育み、地域に活力と持続可能性をもたらしていきます。

このように、貴重な文化財を守り活かし、市民や地域の共有財産として未来へとつないでいくことは、本市第2次総合計画に示す将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」に通じる、人と地域とのつながりを大切に、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思える魅力ある地域社会の実現につながるものと考えます。

これらをふまえ、本市がめざす文化財の保存・活用の将来像を次のとおり定めます。

**豊かな自然に育まれた「しそう」の歴史が人々をつなぎ
文化財の継承を通じた地域への愛着と誇りにあふれるまち**

2. 基本目標

前項に示す将来像の実現に向けた取組として、文化財の「保存」「活用」「体制」の3つの基本目標を設定します。

文化財の「保存」と「活用」、それらを支える「体制」として取組む多様な措置や活動が相互に関わり合うことで、本市の多様な担い手の活動が相乗的に影響しあい、保存と活用の好循環を生み出す仕組みを構築していくことをめざします。

基本目標 ① (保存) 文化財を知り、確実に守り伝えていく

先人の不断の努力により守られてきた本市の貴重な文化財を、失われることなく後世へ継承すべく、本市に関わる文化財の調査・記録を行い、その価値や背景の理解のもと、それぞれの状況に応じた適切な保存・管理、防災・防犯対策に取り組めます。

基本目標 ② (活用) 文化財の価値や魅力を高め、魅力ある地域づくりに貢献する

文化財は、市民の身近にある、日々の暮らしを豊かにする地域資源であるとの認識のもと、文化財の価値や魅力を活かした地域活性化や広域連携に貢献すべく、市民等が文化財に触れる場や機会を広め、まちづくり活動や観光など様々な活動への活用、情報発信、連携に取り組めます。

基本目標 ③ (体制) 文化財の担い手を育て、その活動を支える仕組みを整える

文化財所有者等の高齢化や後継者不足など、文化財の担い手を取り巻く状況を改善し、様々な主体が文化財の保存・活用に参画する持続可能な担い手環境を整えるべく、文化財を守り活かすための人材を育て、その活動を支える体制整備に取り組めます。

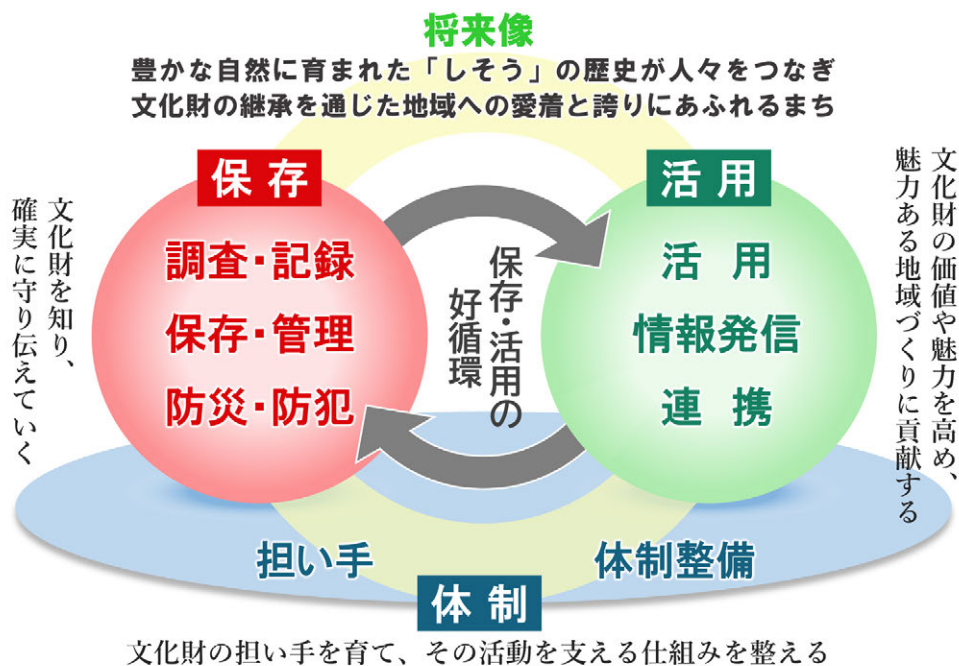


図4-1 保存・活用の将来像及び基本目標(概念図)

第5章 文化財の保存・活用のこれまでの取組

1. 文化財に関する既往の把握状況

本市の文化財に関する既往調査・研究等の把握状況を類型ごとに整理します。

(1) 有形文化財

1) 建造物

- ・兵庫県による歴史的景観形成地区指定に伴い、重点文化財活用地区候補としての『建造物調査』（兵庫県教育委員会・本市教育委員会、令和元(2019)～2(2020)年度)で、山崎町山崎地区(旧山崎城下町)の社寺、町家等の歴史的建造物について把握しています。
- ・その他市内の建造物は、『兵庫県近世社寺建築緊急調査』（兵庫県教育委員会、昭和53(1978)～54(1979)年度)、『兵庫県近代化遺産(建造物等)総合調査』（兵庫県教育委員会、平成15(2003)～17(2005)年度)、『兵庫県近代和風建築総合調査』（兵庫県教育委員会、平成23(2011)～25(2013)年度)、『西播磨の山城をとりまく歴史的建造物選定調査』（兵庫県、令和2(2020)年度)等により、主要なものについて把握しています。詳細調査は未実施です。
- ・神社、寺院建造物は、郡誌、神社誌、各町史誌等により把握しています。
- ・石造物のうち、宝篋印塔、力士塚、各種記念碑、廻国供養塔、道標等は、各旧町の調査、個人研究者の調査等により主要なものについて把握していますが、未だ調査が不足しています。
- ・社寺関係の石造物(鳥居、石灯籠、狛犬等)は、把握調査が不十分です。詳細調査は未実施です。

2) 美術工芸品

- ・仏像彫刻、絵画、工芸品等は、主要なものの把握にとどまっています。寺院や個人所有のものが多く、全域的な詳細調査は未実施です。
- ・梵鐘類は、個人研究者の調査により把握しています。
- ・古文書資料は、市が所蔵、管理する資料について目録作成により把握しています。自治会や個人等が所有する資料は、把握調査が不十分です。詳細調査は未実施です。
- ・考古資料は、主要なものを把握しています。発掘資料には未整理のものもあり、把握は不十分です。

(2) 無形文化財

- ・工芸技術等は、『兵庫県の諸職(兵庫県民俗調査報告11)』（兵庫県教育委員会、昭和63年(1988)刊)において当時の状況を把握していますが、現状確認は未実施です。

(3) 民俗文化財

- ・市域全般の民俗文化財は、『兵庫県緊急民俗文化財分布調査(兵庫県民俗調査報告 10)』(兵庫県教育委員会、昭和 58 年(1983) 刊)の調査研究報告の他、『兵庫探検・民俗編』(神戸新聞社、平成 8 年(1996) 刊)、『日本の民俗 兵庫』(和田邦平、昭和 50 年(1975) 刊)等既刊の関係書籍、町史誌等により把握しています。
- ・千種町域全般の民俗文化財は、『西播奥地民俗資料緊急調査報告』(兵庫県教育委員会、昭和 47 年(1972) 刊)において把握しています。

1) 有形の民俗文化財

- ・神社に付設されている農村歌舞伎舞台は、既存の調査成果等により把握しています。詳細調査は不十分です。
- ・祭礼の屋台、祭具等は、把握調査が不十分です。
- ・民具資料は、資料館等所蔵資料を把握していますが、市全域の把握調査は不十分です。

2) 無形の民俗文化財

- ・伝統芸能(獅子舞、チャンチャコ踊り等)は、『兵庫県の祭り・行事調査』(兵庫県教育委員会、令和 2 年(2020) 刊)等の調査研究報告により概ね把握しています。
- ・祭礼・行事等は、前述の兵庫県の祭り・行事調査及び各町史誌等により概ね把握しています。
- ・民謡は、『兵庫県の民謡(兵庫県民俗調査報告 9)』(兵庫県教育委員会、昭和 56 年(1981) 刊)において当時の状況を把握していますが、現状確認は未実施です。

(4) 記念物

1) 遺跡

- ・遺跡は、指定候補物件について把握しています。その他の一般的な遺跡(埋蔵文化財)は、周知の埋蔵文化財包蔵地(『兵庫県遺跡地図』)として把握しています。
- ・本市に数多く分布する製鉄遺跡は、『製鉄遺跡Ⅱ-波賀町-(兵庫県生産遺跡調査報告 5)』(兵庫県教育委員会、平成 3(1991)年度～5(1993)年度)等により、波賀町域で把握しています。
- ・千種町域では、平成 29(2017)年度から国庫補助事業を活用して製鉄関連遺跡詳細分布調査を実施しています。調査は、町内各地区の谷ごとに現地を踏査し、鉄滓の分布や地形の改変等を手がかりに製錬遺跡、精錬場跡、砂鉄流し場跡等の製鉄関連遺跡の分布状況を確認しています。



製鉄関連遺跡の調査(千種町)

2) 名勝地

- ・滝及び地形、公園等は、『兵庫の貴重な自然 地形・地質・自然景観・生態系（兵庫県版レッドデータブック）』（兵庫県、平成 23 年（2011）刊）及び『名勝に関する総合調査』（文化庁、平成 25 年（2013）刊）等により主要なものについて把握しています。
- ・庭園は、個人所有のものについて把握調査が不十分です。

3) 動物・植物・地質鉱物

- ・動物・植物・地質鉱物は、『兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック）』（兵庫県、平成 7 年（1995）刊、以下続刊）等により主要なものについて把握しています。
- ・巨樹・巨木等は、既存の各種調査により概ね把握しています。深山部にあるものは、現状確認が未実施です。
- ・特別天然記念物オオサンショウウオは、兵庫県自然保護協会の協力のもと、保護、調査を継続して実施しています。

(5) 文化的景観

- ・棚田に関わる景観は、「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」（農林水産省）の認定に伴い、候補を含めて把握しています。
- ・森林に関わる景観等は、国有林を含めて把握調査が不十分です。

(6) 伝統的建造物群

- ・山崎町山崎地区（旧山崎城下町）は、兵庫県歴史的景観形成地区指定に伴い、重点文化財活用地区指定候補としての『建造物調査』（兵庫県教育委員会・本市教育委員会、令和元(2019)～2(2020)年度）で、社寺、町家等の歴史的建造物（国、県登録文化財候補物件含む）及び町並みについて把握しています。

(7) 類型にないもの（その他の文化財）

- ・上記の類型に含まれないものとして、伝承や言い伝え、地名、方言、遊び等は、各町史誌及び地域の民話等に関する刊行物により把握しています。
- ・その他、観光マップや自治会発行のパンフレット等による把握を行うとともに、本計画作成に係る未指定文化財の把握調査及び自治会アンケート等を通じた把握を行いました。

表5-1 宍粟市内文化財の把握状況の概要

※令和7年（2025）8月現在把握しているもの

類型		地域				
		山崎町	一宮町	波賀町	千種町	
有形文化財	建造物		○	△	△	△
	美術 工芸品	彫刻	△	△	○	△
		絵画	△	△	△	△
		工芸品	△	△	△	△
		書跡	△	△	△	△
		典籍	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△
		考古資料	○	○	○	○
		歴史資料	△	△	△	△
無形文化財		△	△	△	△	
民俗文化財	有形の民俗文化財		△	△	△	○
	無形の民俗文化財		○	○	○	○
記念物	遺跡		◎	◎	◎	◎
	名勝地		△	△	△	△
	動物・植物・地質鉱物		△	△	△	△
文化的景観		△	△	△	△	
伝統的建造物群		◎	×	×	×	
その他(上記類型に該当せず)		△	△	△	△	

◎：概ね把握調査できています。一部について詳細調査を実施済。

○：概ね把握調査できています。

△：部分的な把握調査にとどまっています。

×：把握調査の実施ができていません。

2. 文化財の保存・活用のこれまでの取組

2-1. 保存

(1) 保存管理

国、県、市の指定等文化財は、所有者、管理者によって日常的な保存管理が行われています。指定等文化財の保存管理や、劣化、損傷等による修理や修復について、多額の経費を要する場合は、それぞれの指定等に応じた補助金や財団等の助成金を活用した事業を行っています。また、継続的な伝統民俗芸能保存活動補助事業として、市内の獅子舞、チャンチャコ踊りの保存団体に補助金の交付を行っています。

表 5-2 指定等文化財の主な保存管理事業

年度	地域	事業内容	補助金等
平成 16～17 年度	一宮町	御形神社本殿(国指定)檜皮屋根の葺替え修理工事	国・県・市
平成 21 年度	千種町	農村歌舞伎舞台(県指定)の保存修理(石垣、法面の復旧)事業	県・市
	山崎町	山崎八幡神社のモッコク(県指定)の樹勢回復事業	県緑化協会
	一宮町	池王神社のアカガシ(市指定)の樹勢回復事業	県緑化協会
平成 23 年度	山崎町	山崎藩陣屋門(紙屋門)(市指定)の解体修復工事	国交付金
平成 24 年度	一宮町	河原田農村芝居堂(県指定)舞台の修理工事	県・市
	山崎町	塩田明証寺のイワヒバ群生地(市指定)の防護柵の設置工事	市
平成 25 年度	千種町	荒尾鉄山跡(市指定)の立木伐採等環境整備事業	市
	一宮町	安積八幡神社のイチヨウ(市指定)の保護(倒木防止)事業	市
平成 26 年度	一宮町	御形神社のショウフクジザクラ(市指定)の樹勢回復事業	県緑化協会
	山崎町	池田光政筆三社託宣(市指定)の表具修復事業	市
平成 27 年度	一宮町	満福寺薬師如来坐像(市指定)の保存(燻蒸)事業	市
平成 28 年度	山崎町	与位神社の大スギ(市指定)の保護(枯れ枝切除)事業	市
	一宮町	安積のカヤ古木(県指定)の保全(枯れ枝切除、土壌改良)事業	県緑化協会
平成 30 年度	一宮町	百人一首図絵馬(市指定)の保存修理事業	市
令和元年度	千種町	天兒屋鉄山跡(県指定)の保存修理(石垣復元)事業	県
	波賀町	火魂神社の大ムクノキ(県指定)の保存(枝の落下による)事業	県・市
令和3年度	波賀町	ノダフジ(市指定)の保護(柵の設置)事業	市
	一宮町	御形神社のショウフクジザクラ(市指定)の樹勢回復事業	市
	千種町	一里堂(市指定)の茅葺屋根葺替え工事	市
令和4年度	千種町	農村歌舞伎舞台(県指定)保存修理(銅板屋根の塗装)事業	県・市
	一宮町	安積八幡神社の大スギ(市指定)保全(危険枝の切除)事業	市
	一宮町	庭田神社のケヤキの大木(県指定)の保存(枝の落下による)事業	県・市
令和4～5年度	一宮町	伊和神社本殿(県登録)の檜皮屋根葺替工事	県・市



一里堂屋根改修工事説明会

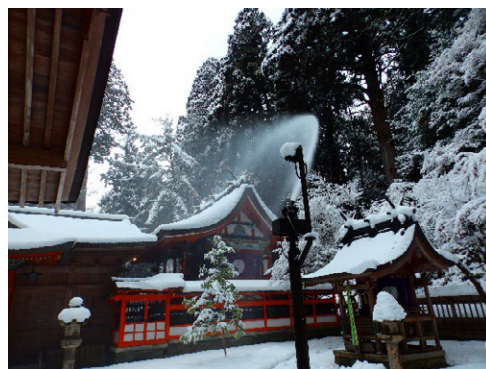


伊和神社本殿屋根葺替工事

(2) 防災・防犯

御形神社本殿（国指定）では、平成 24(2012)年度に防災施設改修事業として、炎センサーの設置、防火水槽の新設、配管の更新等を行いました。次いで、平成 26(2014)～27(2015)年度)には、自動火災報知機の改修や放水銃の設置等を行っています。

例年 1 月 26 日の全国的な文化財防火デーに合わせ、西はりま消防組合宍粟消防署、地元消防団、所有者、市及び市民局担当課の合同で、一宮町の御形神社、河原田農村芝居堂（県指定）、千種町の農村歌舞伎舞台（県指定）、二宮神社及び八重垣神社の歌舞伎舞台、一里堂（いずれも市指定）において、消防設備の査察等を実施しています。また、主要な指定等文化財や関連施設には、文化財愛護のポスターを掲示し、防災・防犯の意識の高揚に努めています。



文化財防火デー(御形神社)

(3) 被災文化財レスキュー

平成 21 年（2009）台風 9 号による一宮町閏賀地区の浸水により、区有文書が水損の被害を受けました。同地区では、近世の古文書を含む所蔵資料を専用の和箆笥に収納し、歴代の区長（現自治会長）が自宅で保管をして来られました。貴重な資料が和箆笥ごと水損し、対応に苦慮されていたところ、新聞で歴史資料ネットワークの活動の記事を見てレスキューの依頼をされました。自治会の集会所で、自治会長と歴史資料ネットワークのスタッフによって、帳簿や冊子類の応急乾燥処置と、泥が付着した明治時代の「山林絵図」の展開作業、消毒、乾燥作業が行われました。

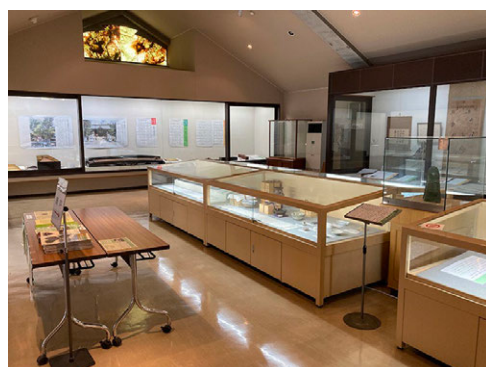


水損した閏賀区有文書のレスキュー
(一宮町閏賀)

2-2. 活用

(1) 展示公開

宍粟市歴史資料館、山崎歴史郷土館、山崎歴史民俗資料館（県登録）、波賀歴史伝承の家、たたら里学習館は、それぞれの収蔵資料を活用した常設展示を行っています。また、山崎歴史郷土館は、(公財)山崎本多藩記念館の協力をいただき、本多家の収蔵品をテーマとする企画展示を開催しています。



山崎歴史郷土館の展示
(山崎町鹿沢)

(2) 遺跡公園等の整備

① 家原遺跡公園

一宮町三方町に所在する縄文時代から中世にかけての大規模な複合集落遺跡。発掘調査を実施した約2.7haについて市指定を行うとともに、各時代の建物を復元し、全体を遺跡公園として整備（平成9年（1997）開設）しました。周辺に旧三方村役場の庁舎を模した宍粟市歴史資料館及び体験工房の他、温泉施設やオートキャンプ場等が整備されています。

遺跡公園全体は現在、指定管理による運営が行われています



家原遺跡公園
(一宮町三方町)

② 波賀城史蹟公園、波賀歴史伝承の家

波賀町上野に所在する中世の山城跡である波賀城跡（市指定）は、発掘調査成果に基づき、郭を区画する石積を復元するとともに、登城路を設置し、模造櫓を建造して一帯を遺跡公園として整備（平成6年（1994）開設）しました。

山麓には、江戸時代末期の茅葺民家（波賀歴史伝承の家）を移築し、民具等を展示、住民向けのイベント等に活用されています。



波賀城史蹟公園
(波賀町上野)

③ 天児屋たたら公園

千種町西河内に所在する市内最大規模の近世たたら製鉄遺跡である天児屋鉄山跡（県指定）を遺跡公園として整備（平成9年（1997）開設）。一帯は石垣により区画され、炉が置かれた高殿跡をはじめ、鉄池、大銅場、大鍛冶場、勘定場、砂鉄小屋、木炭小屋、村下屋敷、山内小屋跡等が整然と配置されます。

隣接して、たたら里学習館があり、たたら製鉄の歴史や鉄づくりの技術等を学ぶことができます。地元の宍粟鉄を保存する会やボランティアガイドの活動も行われています。



波賀歴史伝承の家
(波賀町上野)



天児屋たたら公園
(千種町西河内)

(3) 情報発信、講座

文化財に関する情報は、市広報、ホームページ、しそチャンネル、公式SNS、定例記者懇談会等により発信を行っています。

また、「宍粟学講座」は、広く市内外の方に、本市の歴史や文化について学んでいただく機会として、年間4回程度、地域の歴史文化に関する様々なテーマで開催しています。令和6(2024)年度のテーマは、「播電鉄道・姫新線と播磨電気鉄道」「伊和中山古墳群と伊和大神伝承」「宍粟市の仏像」「宍粟市の祭り」で、毎回多くの参加(定員80名)をいただきました。

その他、本市が所蔵する古文書資料を活用し、市民を対象とした古文書講座を毎年10回開催しています。古文書判読の実習を通じて、先人の暮らしや文化を知ることのできる機会となっています。



宍粟学講座の開催
(宍粟市役所)

(4) 連携

学校教育との連携として、市内の小中学校における総合学習、社会科学習への出前授業、宍粟市歴史資料館、山崎歴史郷土館、山崎歴史民俗資料館(県登録)、波賀歴史伝承の家等の見学や体験活動において担当者の派遣を行っています。

中学2年生を対象とした地域に学ぶ体験活動「トライやる・ウィーク」は、宍粟市歴史資料館で受け入れを行い、文化財の整理作業等の体験活動を行っています。また、千種中学校において、生徒が古来の製鉄技法「たたら製鉄」を体験する授業を行っています。

その他、自治会や各種団体の学習会、民間企業の研修会等において、市職員出前講座を活用した担当者の派遣等を通じて地域との連携を図っています。

県との連携として、兵庫県立歴史博物館等の活動参加と共同調査、講演会への派遣等の連携を図りました。また、西播磨県民局の西播磨山城復活プロジェクトと連携し、西播磨地域の広域的な観光振興の取組を担っています。



トライやる・ウィーク
(宍粟市歴史資料館)



千種中学校「たたら製鉄」体験
(たたら里学習館)

隣接市町の連携として、播磨圏域中枢都市圏において地域間交流の推進や文化財関連情報の相互発信等を行っています。播磨科学公園都市圏域定住自立圏では、特徴的な文化財資料を持ち回りで展示する「一品（逸品）展示」事業等を行っています。

2-3. 自治会等での取組

いくつかの自治会では、まちづくりの行事や生涯学習事業の一環として、地域の文化財や歴史文化を活かした学習会や見学会、探訪会等が行われ、世代間の交流や地元の歴史を知る機会となっています。

波賀町では、全自治会において案内マップの掲示看板が屋外に設置されており、自治会内の文化財や社寺等の所在地が図示され、見学者の利便が図られています。



自治会案内マップ
(波賀町鹿伏)

山崎町戸原地区、一宮町安積地区、染河内地区、閏賀、福知、深河谷、波賀町安賀、日見谷、谷では、地域の沿革や歴史、自然等をまとめた地域誌や自治会史が作成されており、地域の歴史を知るための貴重な資料となっています。



地域誌、自治会史

表5-3 主な地域誌、自治会史

地域	書名	発行団体	発行年
山崎町	『ふるさと戸原』	ふるさと戸原地域づくり委員会	平成 23 年 (2011)
山崎町	『戸原ふれあい探訪』	ふるさと戸原地域づくり委員会	平成 24 年 (2012)
一宮町	『ふるさと福知』	福知自治会	平成 6 年 (1994)
一宮町	『安積村史』	曲里・嵯峨山・中安積・三林自治会	平成 14 年 (2002)
一宮町	『郷土 ふかだに』	深河谷自治会	平成 19 年 (2007)
一宮町	『染河内』	染河内の歴史を知る会	平成 29 年 (2017)
一宮町	『閏賀のあゆみ』	閏賀自治会	平成 30 年 (2018)
波賀町	『やすが再発見』	ふるさと自立推進事業実行委員会	平成 24 年 (2012)
波賀町	『ふるさとの歩み』	日見谷・谷自治会	平成 27 年 (2015)

3. 市民意向等

(1) 自治会アンケート調査（令和5（2023）年度）

市内の自治会（156自治会）を対象に、自治会で管理している文化財の現状を確認するとともに、地域に受け継がれる文化財の掘り起こし及び保存・活用に関する課題や今後の意向等を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

（令和5年11月～12月実施、有効回収数107自治会（回収率68.6%））

主な調査結果

●地域に受け継がれる文化財

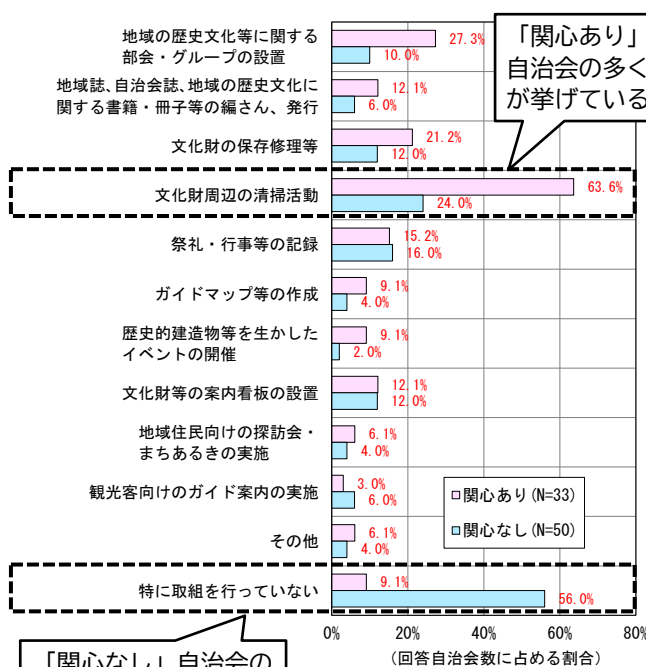
- ・山崎町では社寺や城跡等の〈場所〉、波賀町では祭礼や伝承等の〈こと〉、一宮町では絵画や彫刻、建造物等の〈もの〉及び〈場所〉〈こと〉〈自然〉がまんべんなく、千種町では滝や巨樹等の〈自然〉に関する意見がそれぞれ多く挙げられました。

●文化財の保存・活用への関心と取組

- ・文化財について、「関心はあまり高くない」が46.7%（50自治会）と多数となります。
- ・関心の高い地域では、「文化財周辺の清掃活動」といった取組を実施しています。一方で、関心の低い地域の多くでは文化財に関わる取組を行っていません。

●保存・活用の課題

- ・課題として、「文化財の担い手、後継者が不足している」が最も多く挙げられています。
- ・山崎町では「住民の関心、興味が低い」、一宮町は「修理等のための技術や費用の確保」、波賀町は「担い手、後継者の不足」、千種町は「地域の調査が不十分」「情報が手に入らない」といった意見がそれぞれ多く、地域によって課題と考える内容に差がみられます。



「関心なし」自治会の多くが挙げている

他地域と比べて割合が高い項目

※回答「わからない」及び無回答を除きます。

図5-1 文化財への関心別
保存・活用の取組(回答割合、複数回答)

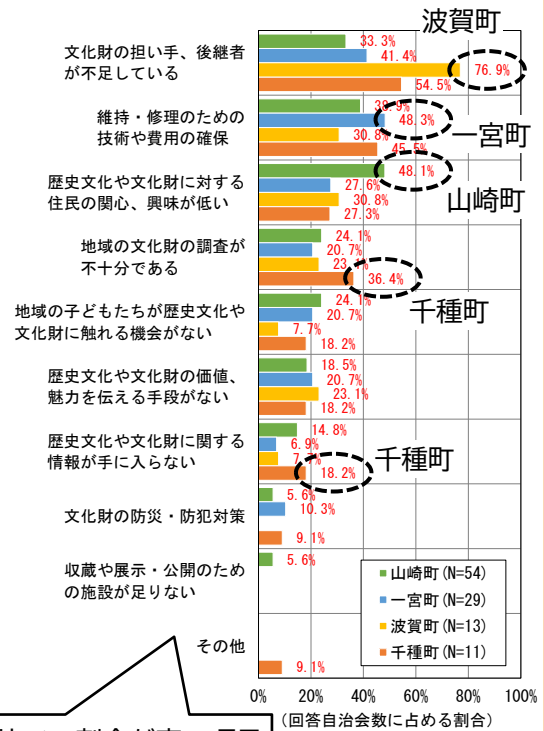


図5-2 地域別 保存・活用の課題
(回答割合、複数回答)

(2) 市民ワークショップ（令和6(2024)年度）

自治会アンケート調査結果をふまえ、地域を対象に、文化財の聞き取り及び保存・活用の課題や取組のアイデア等についての意見交換を行い、地域の魅力の再発見へとつなげるワークショップを実施しました。

市民ワークショップ「みんなで守り活かしたい ～しその文化財 大発掘～」		
地域	日時・会場	参加者
山崎町	令和6年11月14日（木）生涯学習センター学遊館	9名
一宮町	令和6年12月10日（火）宍粟市歴史資料館	7名
波賀町	令和6年12月11日（水）波賀市民局（はがてらす）	10名
千種町	令和6年11月28日（木）千種中学校 ※授業として開催	9名






いただいた主な意見

文化財の保存・活用の課題

- ・地域の歴史を伝える道標が道路改良工事でなくなるかも。
- ・地域の歴史的な道が忘れられつつある。
- ・自治会の少人数化。
- ・地域の歴史を知っている人が少ない、無関心。
- ・子どもが文化財に興味がない。教師が文化財について教えられない。
- ・（獅子舞など）観客が少なく、演者のモチベーションが上がらない。
- ・祭りの後継者が不足している。
- ・文化財維持のための費用が不足している。
- ・宇野氏墓所が汚れている。
- ・道しるべの石が目立たない。
- ・（千種川、城宮神社など）文化財や地域の魅力が知られていない。

保存・活用の取組のアイデア等

- ・ボランティアとともに、実際にその場所を訪れる、歩いてみる。
- ・地元の自治会等に協力してもらい、語り部など、小中学生や地域の人に文化財に興味を持ってもらう。
- ・ガイドの募集、育成。
- ・ゲームアプリ等を通じて、子どもたちが地域の文化財を知る機会をつくる。
- ・地域の文化について授業で教える。
- ・保存会活動の統一や交流、発表の場をつくるなど、地域間の連携を進める。
- ・観光資源として文化財の活用（行事の参加者を広く募集するなど）。
- ・情報発信（SNSの活用、しそチャンネルでの宣伝など）。
- ・学校の授業で文化財周辺の掃除をしたり、看板を立てたりする（募金をして資金を集める）。
- ・行事（イベント）を行う場所を増やしていく。

第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題及び方針

1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

これまでの調査及び保存・活用に関する取組、市民意向等を踏まえて、基本目標①～③に対応する本市の文化財に関する現状と課題を以下に整理しました。

(1) 基本目標①（保存）文化財を知り、確実に守り伝えていく

1) 文化財の調査・記録に関する現状と課題

<現状>

- ・総合的な文化財の把握は、旧町史誌編集時における調査までさかのぼり、合併以降、市全域を対象とした把握調査は実施できていません。
- ・無形文化財や民俗文化財について、過年度の把握調査報告から相当年が経過しており、最新の状況についての追跡調査が実施できていません。
- ・伝統的建造物群の把握調査は一部の地域に偏っています。

課題	市全域を対象に、計画的な文化財の把握調査を行う必要があります。
----	---------------------------------

<現状>

- ・建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形の民俗文化財等について、詳細調査は一部の文化財にとどまっています。
- ・製鉄関連遺跡の詳細調査を実施し、全容解明に向けた調査研究に取り組んでいます。

課題	個別の文化財の詳細調査を進め、文化財の価値を高める調査、研究に継続して取り組む必要があります。
----	---

<現状>

- ・住民の高齢化や過疎化により、地域の伝承や記憶が失われつつあり、地域の歴史文化の調査が難しくなっています。
- ・自治会や個人等が所有する未指定文化財について、把握調査が十分に行われていません。

課題	地域の歴史文化を継承していくため、地域に埋もれている未指定文化財を掘り起こす必要があります。
----	--

<現状>

- ・調査、研究記録が適切に記録、保管されておらず、散逸や劣化のリスクがあります。
- ・合併以前の調査、研究記録等が地域に分散して管理されており、資料の整理や研究、公開、共有に支障が生じています。

課題	地域に分散する調査、研究記録を適切に管理し、研究や公開等に活用する必要があります。
----	---

2) 文化財の保存・管理に関する現状と課題

<現状>

- ・調査により保護の必要性が明らかとなった文化財については、文化財保護法及び兵庫県文化財保護条例、宍粟市文化財保護条例に基づき、制度に則した対応を行い、適切な管理を図っています。
- ・美術工芸品等について、市の所有のほか社寺所有や個人所有など管理状況は多様であり、適切に保管されていない場合、経年劣化等が進行することが懸念されます。
- ・廃止、休止の可能性がある祭礼や行事等の映像等による記録が進んでいません。
- ・原本の貸出や公開が難しい個人所有等の文化財について、研究や教育等への活用が進んでいません。
- ・歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区（山崎町山崎地区）では、開発との調整や住民の意識向上といった、歴史的景観を維持、形成するための対策に取り組んでいます。

課題	保護が必要な文化財や消失・滅失等のおそれのある文化財について、適切な保存対策を講じる必要があります。
----	--

<現状>

- ・一部の指定等文化財については、指定後に相当年が経過していることから、設備の更新や施設改修の時期を迎えつつあります。
- ・国指定御形神社本殿をはじめ、指定等文化財の保存修理を行い、本質的価値を保つ必要があります。
- ・財政的な制約もあり、緊急性に応じて優先順位を定めて事業を実施していく必要があります。

課題	指定等文化財の保存修理、整備等について計画的に取り組む必要があります。
----	-------------------------------------

<現状>

- ・文化財収蔵施設の老朽化が進行し、資料等の適切な保存環境を維持できない可能性があります。
- ・文化財収蔵施設の収容能力が不足しており、新たな収蔵物の受け入れが困難となっています。
- ・施設が地域に分散しており、資料の保管等の効率化や効果的な活用が進んでいません。
- ・市全体の視点から、文化財の保存・活用の拠点となる施設が不足しています。

課題	地域に分散する文化財収蔵施設の機能が低下しており、拠点となる施設が必要です。
----	--

<現状>

- ・文化財所有者等の高齢化や地域の担い手の減少と、経済的負担もあり、文化財の適切な管理が困難となっています。
- ・文化財の保存や管理に必要な知識や技術を所有者が知らないことにより、適切な対応が図られていない状況が懸念されます。
- ・支援制度について制度が十分に活用されてないため、周知を図る必要があります。

課題	文化財所有者等への継続的な助言、支援、情報提供等に取り組む必要があります。
----	---------------------------------------

3) 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

<現状>

- ・激甚化、頻発化する自然災害（地震、風水害等）、火災による文化財の災害リスクが高まっています。
- ・自然災害等による文化財への被害の危険性が十分に把握されていません。
- ・文化財の所在や状態に関する情報が関係者や市民に共有されておらず、発災時の対応が遅れることが懸念されます。

課題	文化財に対する災害リスク（被災の可能性や損壊の想定等）を、行政及び市民が認識する必要があります。
----	--

<現状>

- ・指定等文化財の火災対策、防犯設備等について、一部は整備（設置）後相当年が経過しており、劣化や故障等により機能が低下しているおそれがあります。

課題	文化財の防災・防犯設備の保守点検を定期的を実施し、防災・防犯機能の低下を防ぐ必要があります。
----	--

<現状>

- ・「宍粟市地域防災計画」における文化財保護に関する対策等の記載が部分的であり、災害時の全庁的な文化財救出手順や責任分担が明確になっていません。
- ・文化財の防災・防犯に関わる文化財所有者等及び関係機関（行政及び消防、警察）等の連携体制が十分ではありません。
- ・大規模災害時における市外との広域救援体制が十分ではありません。

課題	文化財の防災・防犯に対する予防や救援時における体制を整える必要があります。
----	---------------------------------------

<現状>

- ・文化財の価値や重要性に対する市民の興味や関心が低く、防災・防犯の必要性が十分に伝えられていません。
- ・文化財の防災・防犯活動への市民参加の機会が少なく、身近な課題として意識が醸成されていません。

課題	文化財の防災・防犯対策の必要性を市民等が認識する必要があります。
----	----------------------------------

<現状>

- ・文化財所有者等の高齢化や地域活動の低下等に伴い、文化財の防災・防犯対策が脆弱化しています。
- ・文化財所有者等が対策の重要性を認識していても、技術面や財政面の支援が不十分なため、対策の実施に至らない場合があります。
- ・文化財の防災・防犯に関する情報提供や相談の機会が不足しており、対策が十分に行われていない状況が懸念されます。

課題	文化財所有者等の防災・防犯対策に対する支援、助言等の充実が求められます。
----	--------------------------------------

(2) 基本目標②（活用）文化財の価値や魅力を高め、魅力ある地域づくりに貢献する

1) 文化財の活用に関する現状と課題

<現状>

- ・社寺や城下町の歴史的建造物の価値や魅力を来訪者や市民に伝える機会が不足しており、観光振興や地域活性化に十分に活用できていません。
- ・歴史的建造物等を活かしたイベント、コンテンツやプログラムが不足しており、来訪者や市民の興味を惹く魅力として提供できていません。

課題	歴史的建造物の魅力を高め、観光振興や地域活性化に活かす必要があります。
----	-------------------------------------

<現状>

- ・市内各地の展示公開施設（山崎歴史郷土館・山崎歴史民俗資料館、宍粟市歴史資料館・家原遺跡公園、波賀城史蹟公園・波賀歴史伝承の家、天児屋たたら公園・たたら里学習館）は、地域の歴史文化や文化財の活用拠点として機能維持を図っています。
- ・文化財に設置する現地案内板、解説板の一部に老朽化して内容が判読できないものがあり、来訪者等の利便を損なう状況がみられます。また、地域にとって重要な文化財であっても案内板、解説板がなく、周知できていないものがあります。
- ・市内の歴史や自然等を案内する観光ボランティアガイドの高齢化が進んでおり、なり手の確保が困難な状況にあります。

課題	来訪者等の受入のため、施設等の機能維持向上に向けたハード、ソフト両面における基盤強化と充実を図る必要があります。
----	--

<現状>

- ・歴史文化や文化財をテーマとした地域の取組は一部の自治会等に限られており、各地に所在する多種多様な文化財がまちづくり活動に十分に活かされていません。
- ・歴史的建造物での店舗運営等の文化財の活用に関心のある担い手に対する支援の仕組みが十分ではありません。

課題	地域や個人による歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動を応援する体制を整える必要があります。
----	---

<現状>

- ・波賀元気づくりネットワーク協議会が主体となり、かつての森林鉄道を蘇らせる波賀森林鉄道復活プロジェクトが進められています。
- ・宍粟市が主体となり、宍粟の発酵文化を多くの人に発信し、市民の健康維持や交流人口の増加をめざす発酵のまちづくり事業に取り組んでいます。

課題	文化財を活かした観光振興等の展開に向けて、既存観光施策等との連携を強化していく必要があります。
----	---

2) 文化財の情報発信に関する現状と課題

<現状>

- ・文化財に関する講座や講演会等の参加者が関心層に偏る傾向があり、より多くの市民や来訪者等の関心や参加に広がっていません。
- ・発掘調査説明会等は不定期開催であり、参加者の継続的な関与が難しくなっています。
- ・市民や来訪者が、現地で文化財に触れ、体験する場が不足しています。
- ・アンケート調査では、歴史文化や文化財に対する関心があまりないとする自治会が多数を占めています。

課題	文化財に関する周知・啓発のための講座や学習の場を広げ、市民等の参加の機会を増やしていく必要があります。
----	---

<現状>

- ・歴史文化や文化財に関する情報の提供手段が紙媒体になることが多く、デジタル技術をはじめ多様な媒体を十分に活用する必要があります。
- ・若者世代（市民や来訪者）に向けての情報提供が不十分です。
- ・観光情報等として歴史文化情報を正確に伝える必要があります。

課題	歴史文化情報をより幅広い層や世代に届けるための提供手段を充実させる必要があります。
----	---

<現状>

- ・ふるさと学習や自然学校といった、子どもたちが地域の歴史文化や文化財に触れる機会を提供していますが、その効果が教員や保護者にまで広がっていません。

課題	子どもたちが歴史文化や文化財に触れ、体験する機会を広げていく必要があります。
----	--

3) 文化財の連携に関する現状と課題

<現状>

- ・文化財の保存・活用に向けた地域間の連携が不足しています。
- ・アンケート調査では、歴史文化や文化財に対する意識や興味、関心の地域差がみられます。
- ・地域間の集落をつなぐ旧道の存在など、活かされていない文化財や地域資源があります。

課題	地域の個性と関係性を活かした市内の地域間連携の取組を通じて、地域全体の活性化を図る必要があります。
----	---

<現状>

- ・播磨圏域連携中枢都市圏(8市8町)や播磨科学公園都市圏域定住自立圏(2市2町)といった自治体との連携の枠組みが、文化財の保存・活用に十分に活かされていません。
- ・市外との連携による観光振興や地域活性化の取組は、西播磨地域(4市3町)の山城や伝統文化体験を活かした事業など一部にとどまっています。

課題	市外との連携の枠組みを活かして、文化財の保存・活用を広域で進める必要があります。
----	--

(3) 基本目標③(体制)文化財の担い手を育て、その活動を支える仕組みを整える

1) 文化財の担い手に関する現状と課題

<現状>

- ・若者世代や子育て世代が文化財に触れる機会が不足しており、歴史文化や文化財に対する興味、関心が希薄となっています。
- ・世代間の交流の場が少なく、高齢世代が持つ知識や技術等の次世代への継承が進んでいない状況にあります。

課題	若者世代等が文化財に触れる機会や世代間交流の場を増やし、高齢世代が持つ知識や技術等の継承を進める必要があります。
-----------	--

<現状>

- ・アンケート調査では、文化財の担い手、後継者の不足が課題として多く挙げられています。
- ・関係団体や担い手同士の横のつながりが薄く、情報共有や連携が生まれにくい状況です。
- ・文化財調査、研究等に関わる人材に出会う機会が少なく、担い手の確保が難しい状況です。
- ・担い手の育成に向けた研修や支援のための制度が不足していることに加え、既存の制度に関する認知度も低く、十分に活用されていません。
- ・関係団体や個人の活動にはボランティア的な働きの部分も多く、持続的な運営が難しい場合があります。
- ・文化財の保存・継承における専門的な建築資材等の調達が困難となっています。

課題	文化財の関係団体や担い手が連携し、人材の確保、育成や運営、資材の調達等に持続的に取組めるよう支援や対策を講じる必要があります。
-----------	---

<現状>

- ・地域の祭礼、民俗芸能等の担い手の高齢化が進み、後継者が不足しています。
- ・市内各地の獅子舞等について、後継者が確保できず廃止、休止となったものが近年増えています。
- ・後継者育成のための指導、研修等に係るプログラム等が整備されていません。
- ・祭礼・伝統行事等に必要な用具や材料の確保が困難となっています。

課題	地域の祭礼、民俗芸能等の継承のため後継者育成及び用具や材料の確保等の支援に取組む必要があります。
-----------	--

2) 文化財の体制整備に関する現状と課題

<現状>

- ・文化財に関わる多様な主体（行政及び文化財所有者、地域、関係団体、専門家等）の連携、調整等を担う中心的組織が整備されていません。
- ・市外の関係機関等との協力、連携の枠組みを文化財の保存・活用の推進に活かすための体制が整えられていません。

課題	文化財の保存・活用を推進するため市内外の連携体制を構築、強化する必要があります。
----	--

<現状>

- ・本市文化財担当課の職員が少なく、調査や保存・活用に関わる業務負担が大きくなっています。
- ・文化財の専門知識を持つ職員が限られており、継続的な人材育成、資質向上が求められます。
- ・文化財行政と他分野（観光、学校教育、まちづくり等）の連携が十分に取れておらず、効果的な対策が取り難い状況となっています。

課題	文化財行政に係る専門職員の確保、資質向上とともに、保存・活用に全庁的に取り組む体制を整える必要があります。
----	---

<現状>

- ・文化財行政に係る市の財源（資金）が限られるなか、文化財に関する長期的な事業推進にあたり費用面の負担を軽減する必要があります。
- ・企業、団体、個人等の多様な資金提供者からの支援を得るための仕組み（ふるさと納税、クラウドファンディング、基金、民間団体等の助成金活用等）が文化財の保存・活用に十分に活用できていません。

課題	文化財の保存・活用のための財源の安定的な確保が求められます。
----	--------------------------------

2. 文化財の保存・活用に関する方針

前項の課題を克服し、文化財の保存・活用の将来像を実現するため、基本目標①～③に対応する保存・活用の方針をそれぞれ以下に設定します。

基本目標① (保存) 文化財を知り、確実に守り伝えていく

文化財の【調査・記録】

(方針1) 文化財を「知る」

宍粟市を形作る歴史文化や文化財を明らかにするため、地域や関係者と連携しながら、計画的な文化財の把握調査及び詳細調査を進めるとともに、成果の適切な記録や整理に継続して取り組みます。

①計画的な文化財の把握調査の推進

・市全域を対象に、有形文化財や民俗文化財等の類型ごとの計画的な文化財の把握調査に取り組みます。

②文化財の詳細調査、研究の推進

・これまで把握されているものの、詳細未調査の文化財について、その価値を明らかにし、保存・活用の方向性を定めるために必要な詳細調査、研究に継続して取り組みます。

③地域に埋もれている未指定文化財の掘り起こしの推進

・地域と連携して、地域に埋もれている伝承記録や自治会や個人等が所有する文化財等の把握調査に取り組みます。

④調査、研究記録の適切な管理の推進

・地域ごとに分散管理されている調査、研究記録を一括管理し、記録の目録作成や文化財データベースの更新を図り、資料の研究や公開等を念頭においた適切な管理に取り組みます。

文化財の【保存・管理】

(方針2) 文化財を「保つ」

宍粟市の貴重な文化財を後世へ伝えるため、指定等文化財及び未指定文化財の適切な保存・管理を計画的に実施します。

①文化財保護の推進

・文化財の指定や登録、収集・保存、埋蔵文化財の保護、歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区（山崎町山崎地区）の保存対策に継続して取り組むとともに、廃止、休止や劣化等のおそれのある文化財のデジタルアーカイブ化等を通じて、文化財の保護の取組を推進します。

②指定等文化財の計画的な保存修理、整備等の推進

・指定等文化財に係る保存修理や整備を円滑に実施するため、管理状況を把握した上で必要な対策を検討し、対策の緊急度や財政的制約等も考慮して対策の優先順位を付けるなど、計画的な保存対策に取り組みます。

③文化財収蔵施設の集約、機能強化及び拠点施設整備の検討

- ・地域に分散する文化財収蔵施設の集約を図り、施設の機能強化に取り組むとともに、文化財の保存・活用の拠点となる施設の整備を図ります。

④文化財所有者等に対する助言、支援等の充実

- ・文化財所有者等への助言及び指導、情報提供等の支援に継続して取り組みます。

文化財の【防災・防犯】

(方針3) 文化財を「守る」

自然災害や人的被害により貴重な文化財が失われないよう、文化財所有者等や関係機関等と連携し防災・防犯対策の一層の充実を図ります。

文化庁が示す「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にしながら、平常時、発災時、復旧・復興等の各段階における対策の検討を進めます。

①災害リスク等の把握及び周知

- ・文化財の所在等と災害リスクを重ね合わせた危機リスト及び文化財ハザードマップを作成し、身近な文化財の被害の危険性について市民への周知を図ります。

②文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修の着実な実施

- ・文化財の防災・防犯設備の保守点検を定期的に行い、機能が低下している場合は必要な対策を講じます。

③文化財の防災・防犯の体制整備

- ・平時における防災・防犯の予防体制や、発災時における文化財の救援体制等について、関係者間の連絡体制を整備します。災害発生時や盗難等の被害確認時における、文化財の救援体制や関係機関の連絡体制を整えます。

④文化財の防災・防犯に関する市民理解の醸成

- ・文化財の価値や防災・防犯対策の重要性等に関する啓発活動に継続して取り組み、市民の文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。文化財の価値や防災・防犯対策の重要性等に関する啓発活動に継続して取り組み、市民の文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。

⑤文化財所有者の防災・防犯対策に対する支援、助言等の推進

- ・防災設備等について所有者等に助言、指導等を行うとともに、定期的な文化財の見回りに取り組みます。

基本目標②（活用）文化財の価値や魅力を高め、魅力ある地域づくりに貢献する

文化財の【活用】

（方針4）文化財を「みがく」

多様な人々が歴史文化や文化財に触れ、体験できる場や機会を提供するとともに、地域のまちづくりや観光との連携を図りながら、文化財の魅力を最大限に引き出し、持続可能な地域づくりに寄与していきます。

①歴史的建造物の魅力を活かした観光振興、地域活性化の推進

- ・歴史的建造物等を活かした歴史文化の体感の場（ユニークベニュー）を通じて、文化財の新たな魅力の創出に取り組めます。

②文化財の活用、来訪者等の受入のための基盤強化と充実

- ・展示公開施設の適切な管理運営や案内板、解説板の設置、観光ボランティアガイドの育成支援等のハード、ソフト両面における基盤強化、充実に取り組めます。

③歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動への支援の充実

- ・自治会活動との連携や歴史的建造物を活用した店舗運営への支援等を通じて、文化財を活かした地域や個人の活動を支える取組や体制を整えます。

④観光施策等との連携強化

- ・波賀森林鉄道復活プロジェクトや発酵のまちづくり事業など、文化財との関わりのある観光施策等との連携を強化し、文化財を活かした観光振興を推進します。

文化財の【情報発信】

（方針5）文化財を「広める」

宍粟市の歴史文化や文化財が持つ価値や魅力を正しく市内外に発信し、幅広い層や世代の興味、関心を高めることで、定住人口や関係人口の増加につなげていきます。

①市民等の文化財に関する学習機会の拡充

- ・市民向け講座や文化財関連施設での展示、公開、発掘調査等現地説明会の開催等に継続して取組み、市民や来訪者等が文化財への関心を高める学習機会の拡充を図ります。

②歴史文化情報の提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上

- ・歴史文化や文化財に関する情報を幅広い層や世代に分かりやすく、正しく伝えるため、提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上に取り組めます。

③学校教育と連携した文化財を活かした学びの推進

- ・学校教育との連携を通じて、子どもたちが歴史文化や文化財に触れ、学ぶ機会の拡充に取り組めます。

文化財の【連携】

(方針6) 文化財を「つなぐ」

地域の個性や相互の関係性を活かしながら、市内の地域間連携及び市外との連携による文化財の活用を推進していきます。

①市内の地域間連携による文化財活用の推進

- ・市内の地域間の地理的、歴史的な関係性に着目した歴史文化周遊ルート開発やイベント、PR等に取り組み、地域全体の活性化を促進します。

②市外との連携の枠組みを活かした広域の文化財の保存・活用の推進

- ・播磨圏域連携中枢都市圏事業及び播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想連携事業、西播磨山城復活プロジェクトといった市外との連携の枠組みを活用して、広域での文化財の保存・活用を推進します。

基本目標③（体制）文化財の担い手を育て、その活動を支える仕組みを整える

文化財の【担い手】

（方針7）文化財を「受け継ぐ」

文化財の持続可能な継承を図るため、宍粟市の歴史文化や文化財に対する市民の愛着及び誇りの醸成に努めるとともに、次世代の担い手となる人材の確保及び育成を推進します。

①文化財に親しむ世代間交流の推進

- ・世代間の交流を促進し、幅広い世代が文化財に親しめる体験型交流イベントの開催等に取り組めます。

②文化財の関係団体や担い手の連携促進を通じた人材確保、育成及び運営等の支援

- ・関係団体や担い手の情報共有及び協力を進めるためのプラットフォームづくりに取り組めます。
- ・各主体との連携のもと、文化財調査、研究等に関わる人材の確保・育成に取り組むとともに、文化財の持続的な保存・活用に向けた団体の運営や資材調達に係る支援を推進します。

③地域の祭礼、民俗芸能等の継承の支援

- ・地域の祭礼、民俗芸能等の継承のため、保存活動団体における後継者育成や用具や材料の確保等に係る支援に取り組めます。

文化財の【体制整備】

（方針8）文化財を「支える」

文化財の保存・活用を着実に推進するため、必要な組織や体制を整備するとともに、その基盤となる財源の確保に取り組めます。

①保存・活用を推進する主体の組織化及び市内外の連携体制の構築、強化

- ・本計画の実施に係る主体（文化財保存活用地域計画協議会）を設置、運営するとともに、市外の関係機関等を含む連携関係の強化による地域課題解決の体制を整えます。

②文化財専門職員の確保、資質向上及び庁内連携体制の構築

- ・本市の文化財専門職員の確保、資質向上を図るとともに、文化財行政担当部局のみならず、文化財の保存・活用に全庁的に取り組む体制を整えます。

③安定的な財源確保に向けた仕組みづくり

- ・各種補助、基金、ふるさと納税の活用など、保存・活用のための安定的な財源確保に向けた手段の多角化に取り組めます。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第4章で掲げた将来像「豊かな自然に育まれた「しそう」の歴史が人々をつなぎ文化財の継承を通じた地域への愛着と誇りにあふれるまち」の実現に向けて、第4章及び第6章に示す3つの基本目標並びに8つの方針に位置付ける計画期間内に取組む保存・活用の措置を設定します。

■措置一覧の見方

[方針]

第6章に示す方針の番号に対応。

[区分]

継続：既存の取組を継続実施します。

拡充：既存の取組を拡充して実施します。

新規：本計画に基づき新たに実施します。

[措置名及び概要]

措置の名称及び内容を記載。（※措置名に通し番号を記載）

[実施主体（所管主体、協力主体）]

行政(文)：宍粟市 文化財担当課

行政(関)：宍粟市 庁内関係課（文化財担当課以外）

行政(他)：兵庫県、関係自治体、その他関係機関

所有者：文化財所有者、管理者

自治会：自治会等の地縁組織

団体：関係団体、民間事業者等

専門家：審議委員会、大学、研究機関等

[期間]

前期：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度 1～5年目

後期：令和13(2031)年度～令和17(2035)年度 6～10年目

措置の実施期間を実線で示します。破線は措置の実施に向けた検討を行う期間を示し、本計画期間中の実施にこだわらず、継続して検討を進めて実現を図ります。

■財源について

以下の措置については、多様な主体と連携し、様々な方法で予算の確保に努め、市費、県費（県補助金）、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、負担金（播磨圏域連携中枢都市圏事業等）、その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

方針1 文化財を「知る」～文化財の【調査・記録】に関する措置

宍粟市を形作る歴史文化や文化財を明らかにするため、地域や関係者と連携しながら、計画的な文化財の把握調査及び詳細調査を進めるとともに、成果の適切な記録や整理に継続して取り組めます。

(1)-① 計画的な文化財の把握調査の推進
(1)-② 文化財の詳細調査、研究の推進
(1)-③ 地域に埋もれている未指定文化財の掘り起こしの推進
(1)-④ 調査、研究記録の適切な管理の推進

■措置一覧:文化財を「知る」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(1)-①	継続	1 宍粟市文化財把握調査の推進 ・庁内の関係部署及び専門家等と連携し、有形文化財（建造物・美術工芸品等）及び有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財等の市内の文化財の把握調査を実施します。	行政(文)	行政(関) 専門家		
(1)-②	継続	2 個別の文化財の詳細調査、研究の推進 ・有形文化財（建造物・美術工芸品等）及び有形の民俗文化財（民具や農村歌舞伎舞台等）について、専門家等と連携した詳細調査、研究を推進します。 ・製鉄関連遺跡の詳細調査を継続して全容解明に向けた調査研究に取り組んでいきます。	行政(文)	行政(関) 団体 専門家		
(1)-③	新規	3 地域と連携した伝承記録や文化財等の把握調査の推進 ・自治会や市民への聞き取り調査等を通じて、地域の伝承や記録、明らかとなっていない文化財の掘り起こしを行い、地域を特徴づける歴史文化や文化財の把握を推進します。	行政(文)	自治会 団体 専門家		
(1)-④	拡充	4 調査、研究記録の適切な管理の推進 ・地域で分散管理されている既往の文化財調査、研究記録や収集資料（紙媒体、出土物）等について、一括管理し、記録の目録を作成します。	行政(文)	行政(関) 専門家		
(1)-④	継続	5 宍粟市文化財データベースの更新 ・本計画の作成に伴い整備した文化財データベースについて、把握調査成果の反映等によるリストの継続的な更新及び一元的な管理を行います。	行政(文)	専門家		

方針2 文化財を「保つ」～文化財の【保存・管理】に関する措置

宍粟市の貴重な文化財を後世へ伝えるため、指定等文化財及び未指定文化財の適切な保存・管理を計画的に実施します。

(2)-① 文化財保護の推進
(2)-② 指定等文化財の計画的な保存修理、整備等の推進
(2)-③ 文化財収蔵施設の集約、機能強化及び拠点施設整備の検討
(2)-④ 文化財所有者等に対する助言、支援等の充実

■措置一覧:文化財を「保つ」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(2)-①	継続	6 文化財の指定・登録等の推進 ・調査、研究の成果等を基に、文化財所有者等と協力し、文化財の指定・登録等を推進します。	行政(文)	所有者 専門家		
(2)-①	継続	7 有形文化財等の収集・保存 ・調査、研究の成果とあわせ、有形文化財等の文化財収蔵施設への収集・保存を進めます。	行政(文)			
(2)-①	継続	8 埋蔵文化財の保護 ・埋蔵文化財包蔵地の開発等に伴う試掘や発掘調査等を行い、埋蔵文化財の保護に継続して取り組みます。	行政(文)			
(2)-①	拡充	9 文化財のデジタルアーカイブ化の推進 ・絵画や古文書、歴史資料等の劣化等のおそれのある文化財のデジタル化を推進し、実物の確実な保管と研究や教育への活用の両立を図ります。 ・廃止、休止の可能性がある無形の民俗文化財を映像等で記録し、その継承と廃止等した場合の復活に備えます。	行政(文)	行政(関) 所有者 専門家		
(2)-①	継続	10 歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区(山崎町山崎地区)の保存対策の推進 ・関係者と連携し、歴史的景観形成地区及び重点文化財活用地区(山崎町山崎地区)における町並みの景観の維持、形成を図ります。 ・兵庫県登録文化財制度により、重点文化財活用地区における兵庫県登録文化財の修理を支援します。	行政(文) 行政(関)	行政(他) 所有者		
(2)-②	拡充	11 指定等文化財の管理状況の確認及び対策 ・指定等文化財について、設備の劣化状況や管理状況の確認を行い、必要な対策を講じます。	行政(文)	団体 専門家		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(2)-②	継続	12 指定等文化財の保存修理等の推進 ・国指定文化財御形神社本殿をはじめ、指定等文化財の本質的価値を保つために必要な修復、修理及び環境整備等について、対策の緊急度や財政的制約等も考慮した上で優先順位を定め、計画的に対策を実施します。	行政(文)	所有者		
(2)-③	継続	13 文化財収蔵の拠点施設の整備 ・宍粟市公共施設マネジメントの取組と連携し、博物館機能を備えた文化財収蔵施設の整備を検討します。	行政(文)	行政(関)		■■■■■
(2)-③	拡充	14 文化財収蔵施設の整備と拡充 ・地域の施設に分散する文化財収蔵施設の収蔵物の再整理、集約化を行い、必要に応じて、収蔵スペース確保のための改修等の機能強化を図ります。	行政(文)	行政(関)		
(2)-④	継続	15 文化財所有者等への助言、支援 ・文化財所有者等との連携を密にし、必要な助言や指導、情報提供等に継続して取組み、文化財の保存・継承を支援します。	行政(文)	所有者		

方針3 文化財を「守る」～文化財の【防災・防犯】に関する措置

自然災害や人的被害により貴重な文化財が失われないよう、文化財所有者等や関係機関等と連携し防災・防犯対策の一層の充実を図ります。

(3)-① 災害リスク等の把握及び周知
(3)-② 文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修の着実な実施
(3)-③ 文化財の防災・防犯の体制整備
(3)-④ 文化財の防災・防犯に関する市民理解の醸成
(3)-⑤ 文化財所有者の防災・防犯対策に対する支援、助言等の推進

■措置一覧:文化財を「守る」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(3)-①	新規	16 文化財ハザードマップの作成及び周知 ・文化財の所在等の情報及び災害履歴や総合防災ハザードマップ等をもとに、災害リスクが相対的に高い文化財の危機リストの作成を検討します。 ・危機リストを地図上に展開した文化財ハザードマップの作成を検討し、身近な文化財	行政(文)	行政(関)	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
		の災害リスクについて市民への周知を図ります。				
(3)-②	継続	17 指定等文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修事業 ・防火設備や監視カメラ等の保守点検を定期的実施し、必要に応じて交換、改修等の対策を行います。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 所有者 団体		
(3)-③	継続	18 宍粟市地域防災計画等との連携 ・「宍粟市地域防災計画」等における文化財の災害対策（予防、保護、復旧等）に係る事項について連携を図ります。	行政(文) 行政(関)			
(3)-③	継続	19 文化財の防災・防犯体制の構築 ・「兵庫県文化財災害対応マニュアル」等を参考に、大規模災害発生時における文化財防災センター及び国、県、周辺自治体等の外部支援機関との協力体制を整え、文化財救援体制を構築します。 ・文化財の盗難、破損等による被害確認時の連絡体制を強化します。	行政(文) 行政(関)	行政(他) 所有者 専門家		
(3)-④	拡充	20 文化財の防災・防犯に関する啓発活動の推進 ・文化財防火デーにおける啓発活動等を継続し、文化財に対する防災・防犯意識の向上を図ります。 ・市民参加の防災訓練等を通じて、文化財所有者等や地域の文化財を守る意識を啓発します。	行政(文) 行政(関)	行政(他) 自治会		
(3)-⑤	継続	21 文化財所有者等の防災・防犯対策に対する支援及び助言、指導等の推進 ・消防署と連携して防火査察を実施し、防災設備等について文化財所有者等に助言、指導等を行います。 ・文化財所有者等と連携し、定期的な文化財の見回りを行います。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 所有者		

方針4 文化財を「みかく」～文化財の【活用】に関する措置

多様な人々が歴史文化や文化財に触れ、体験できる場や機会を提供するとともに、地域のまちづくりや観光との連携を図りながら、文化財の魅力を最大限に引き出し、持続可能な地域づくりに寄与していきます。

(4)-①	歴史的建造物の魅力を活かした観光振興、地域活性化の推進
(4)-②	文化財の活用、来訪者等の受入のための基盤強化と充実
(4)-③	歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動への支援の充実
(4)-④	観光施策等との連携強化

■措置一覧:文化財を「みかく」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(4)-①	拡充	22 歴史的建造物の活用の推進(ユニークバニユー) ・社寺や登録文化財の歴史的建造物等を活用し、歴史文化を体感できる特別な空間を提供することで文化財の新たな魅力を創出し、観光振興や地域活性化を図ります。	行政(文) 行政(関)	所有者 団体		
(4)-②	継続	23 山崎歴史郷土館・山崎歴史民俗資料館の管理運営 ・山崎町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文)			
(4)-②	継続	24 穴栗市歴史資料館・家原遺跡公園の管理運営 ・一宮町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文) 行政(関)	団体		
(4)-②	継続	25 波賀城史蹟公園・波賀歴史伝承の家の管理運営 ・波賀町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文) 行政(関)			
(4)-②	継続	26 天児屋たたら公園・たたら里学習館の管理運営 ・千種町の歴史文化及び文化財の活用拠点となる同施設の機能維持のため適切な管理運営を継続します。	行政(文) 行政(関)	団体		
(4)-②	継続	27 文化財の案内板、解説板の更新及び新設 ・老朽化が顕著な文化財の案内板、解説板の更新を計画的に行います。 ・自治会等と連携し、説明等が必要な文化財への案内板、解説板の設置を検討します。	行政(文)	自治会	■■■■■	
(4)-②	継続	28 観光ボランティアガイドの育成支援 ・しろう森林王国観光協会等と連携し、市内の歴史や自然等を案内する活動を継続していくための体制づくりを支援します。	行政(文)	行政(関) 団体		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(4)-③	継続	29 自治会活動との連携 ・自治会で取組む生涯学習活動やコミュニティ活動に対して、地域の歴史文化や文化財に関する情報提供や講師派遣等の支援を行います。	自治会 行政(文)	行政(関)		
(4)-③	拡充	30 自治会誌、ガイドマップ等作成事業の支援 ・地域の情報を抽出した文化財データベースの提供等を通じて、自治会が独自に取組む冊子やマップ等の作成を支援します。	自治会 行政(文)	行政(関)		
(4)-③	継続	31 歴史的建造物を活用した店舗運営への助言、支援 ・市内の関係部署と連携し、歴史的建造物での飲食店など店舗運営を希望する事業者と所有者のマッチングを図り、改修方法や手続き等に係る助言や支援を行います。	行政(文) 行政(関)	所有者 団体		
(4)-④	拡充	32 波賀森林鉄道復活プロジェクトとの連携 ・波賀元気づくりネットワーク協議会と連携し、波賀森林鉄道を活かした観光振興及び地域活性化を図ります。	団体 行政(文)	行政(関)		
(4)-④	継続	33 発酵のまちづくり事業（「日本酒発祥の地」「発酵のふるさと」関連事業）との連携 ・市内の関係部署及び発酵のまちづくり推進協議会と連携し、宍粟市の発酵文化の醸成と普及活動を行います。	行政(文) 行政(関)	団体		

方針5 文化財を「広める」～文化財の【情報発信】に関する措置

宍粟市の歴史文化や文化財が持つ価値や魅力を正しく市内外に発信し、幅広い層や世代の興味、関心を高めることで、定住人口や関係人口の増加につなげていきます。

(5)-① 市民等の文化財に関する学習機会の拡充
(5)-② 歴史文化情報の提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上
(5)-③ 学校教育と連携した文化財を活かした学びの推進

■措置一覧:文化財を「広める」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(5)-①	継続	34 市民向け講座等の開催 ・ふるさと宍粟の歴史文化や自然に対する市民の理解と関心を深めるため、宍粟学講座や古文書講座、講演会、職員出前講座等を継続して実施します。	行政(文)	行政(関) 専門家		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(5)-①	拡充	35 歴史資料館等における展示、公開の実施 ・宍粟市歴史資料館をはじめ市内の展示公開施設における常設展示の改善、企画展の開催を継続して実施します。 ・県登録有形文化財である山崎歴史民俗資料館の定期的な公開を行います。	行政(文)	専門家		
(5)-①	継続	36 発掘調査等現地説明会の開催 ・発掘調査等の成果について、調査現場での現地説明会を開催し、地域の文化財の価値を市民等に紹介します。	行政(文)	専門家		
(5)-①	拡充	37 文化財の見学会等を通じた学習体験の拡充 ・地域の文化財の見学会や歴史探訪イベント等を開催し、歴史文化や文化財に関する関心を高め、現地で文化財に触れる学びの機会を提供します。	行政(文)	行政(関) 団体		
(5)-②	拡充	38 歴史文化情報の提供手段の多角化 ・広報及びホームページ、公式 SNS、ケーブルテレビ「しそうチャンネル」等を活用し、市の歴史文化や文化財の価値、魅力を幅広い層や若者世代（市民や来訪者）に発信します。	行政(文)	行政(関)		
(5)-②	拡充	39 観光等の他分野と連携した歴史文化情報発信力の向上 ・市内の関係部署等と連携し、観光振興等の分野に対して、正確性や信頼性のある歴史文化情報を提供し、来訪者等に正しく情報が伝わるように発信力の向上を図ります。	行政(文) 行政(関)	専門家		
(5)-③	拡充	40 学校教育との連携 ・市内学校における総合学習や体験活動を通じて、児童及び生徒が地域の歴史文化や文化財を身近に感じ、誇りを持てるふるさと教育を推進します。 ・ふるさと教育の効果を、教員や保護者へ広げるプログラム等を検討します。 ・自然学校の受入等を通じて、市の歴史文化や自然の価値、魅力を他地域の子どもたちへ発信します。 ・社会科のデジタル教材として文化財のデータ活用を推進します。	行政(文)	行政(関) 専門家		

方針6 文化財を「つなぐ」～文化財の【連携】に関する措置

地域の個性や相互の関係性を活かしながら、市内の地域間連携及び市外との連携による文化財の活用を推進していきます。

(6)-① 市内の地域間連携による文化財活用の推進

(6)-② 市外との連携の枠組みを活かした広域の文化財の保存・活用の推進

■措置一覧:文化財を「つなぐ」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(6)-①	拡充	41 宍粟市歴史文化周遊ルートの開発 ・市内各地の観光拠点等と連携し、地域をつなぎ文化財を巡る歴史文化周遊ルートを開発し、観光や教育へ活用を図ります。	行政(文)	行政(関) 団体		
(6)-①	拡充	42 地域間関係性に着目したイベント等の開催 ・『播磨国風土記』やたたら製鉄、中世山城や古道、池田氏・本多氏等をテーマとして、地域間関係性に着目した展示やイベント、PRを企画、開催し、地域全体の活性化を図ります。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 団体 専門家		
(6)-②	継続	43 播磨圏域連携中枢都市圏事業 ・播磨圏域連携中枢都市圏（8市8町）が連携して取組む、圏域の魅力づくりに資する文化財の保存・活用を推進します。	行政(文)	行政(関) 行政(他)		
(6)-②	継続	44 西播磨山城復活プロジェクトの推進 ・県及び西播磨地域（4市3町）が連携し、山城等の史跡や伝統文化体験を活かして、体験ツアーやモデルコースの開発、観光ガイドの養成など、西播磨への誘客を図る広域観光の取組を推進します。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 団体		
(6)-②	継続	45 播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想連携事業 ・定住自立圏形成協定に基づき、播磨科学公園都市圏域（2市2町）の自治体間連携による文化財の保存・活用を推進します。	行政(文)	行政(関) 行政(他)		

方針7 文化財を「受け継ぐ」～文化財の【担い手】に関する措置

文化財の持続可能な継承を図るため、宍粟市の歴史文化や文化財に対する市民の愛着及び誇りの醸成に努めるとともに、次世代の担い手となる人材の確保及び育成を推進します。

- (7)-① 文化財に親しむ世代間交流の推進
 (7)-② 文化財の関係団体や担い手の連携促進を通じた人材確保、育成及び運営等の支援
 (7)-③ 地域の祭礼、民俗芸能等の継承の支援

■措置一覧:文化財を「受け継ぐ」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(7)-①	新規	46 幅広い世代が文化財に親しむ体験型交流イベントの開催 ・関係団体等と連携し、現役世代や若者向けのワークショップや体験プログラムを実施し、高齢の担い手から地域の歴史文化を直接学ぶことで担い手となるきっかけづくりに取組みます。	行政(文)	行政(関) 所有者 団体 専門家		
(7)-①	継続	47 伝統文化親子教室事業 ・関係団体等と連携し、次代を担う子ども及び親世代に伝統文化を伝える教室等を継続的に開催します。	行政(文)	団体		
(7)-②	新規	48 担い手とのつながりや関係を育む機会の提供 ・地域の関係団体等の様々な担い手が集い、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取組を進めるプラットフォームづくりを推進します。	行政(文)	団体 専門家		
(7)-②	新規	49 文化財調査、研究等に関わる人材の確保、育成 ・関係団体及び専門家等と連携し、生涯学習や観光イベント等の機会を的確に捉え、歴史文化や文化財に興味、関心のある人材の発掘やボランティアの育成に努めます。 ・ヘリテージマネージャー等と連携し、新たな担い手候補に対する研修や実地調査等の情報を提供し、人材の確保、育成及びつながりづくりを支援します。	行政(文)	行政(他) 団体 専門家		
(7)-②	新規	50 文化財保存活用支援団体の認定 ・宍粟市の文化財の保存・活用を推進する団体を認定し、活動資金助成や専門家の派遣等の持続的な運営の支援を行います。	行政(文)	団体 専門家		
(7)-②	新規	51 「ふるさと文化財の森」設定地の検討 ・宍粟市の豊富な森林資源を活かし、文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる文化庁「ふるさと文化財の森」への申請を検討します。	行政(文)	行政(関) 専門家		

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(7)-③	継続	伝統民俗芸能保存活動補助事業 ・地域で受け継がれてきた貴重な伝統民俗芸能の保存・活用及び後継者育成に資する保存活動団体の運営や活動への支援を行います。	行政(文)	団体		
(7)-③	継続	祭礼、民俗芸能等の後継者育成支援 ・保存活動団体と連携し、必要に応じて若者等への興味喚起と技術継承に係る研修や専門家の派遣等に関する情報提供を行い、後継者の育成を支援します。	行政(文)	団体 専門家		
(7)-③	継続	祭礼、民俗芸能等の継承支援（用具や材料の確保等） ・保存活動団体に対して、祭礼・民俗芸能等に必要用具や材料の確保に関する補助制度等の情報提供を行い、継承のための支援を行います。	行政(文)	団体		

方針8 文化財を「支える」～文化財の【体制整備】に関する措置

文化財の保存・活用を着実に推進するため、必要な組織や体制を整備するとともに、その基盤となる財源の確保に取り組めます。

(8)-① 保存・活用を推進する主体の組織化及び市内外の連携体制の構築、強化
(8)-② 文化財専門職員の確保、資質向上及び庁内連携体制の構築
(8)-③ 安定的な財源確保に向けた仕組みづくり

■措置一覧:文化財を「支える」

方針	区分	措置名及び概要	実施主体		期間	
			所管主体	協力主体	前期	後期
(8)-①	継続	55 宍粟市文化財審議委員会の開催 ・宍粟市の文化財行政全般に関わる専門家の諮問機関として、文化財の指定や保存・活用に関する事項等の審議を行います。	行政(文)	専門家		
(8)-①	新規	56 宍粟市文化財保存活用地域計画協議会の設置、運営 ・本計画の実施に係る協議や進捗管理、見直しを図る文化財保存活用地域計画協議会を設置、運営します。	行政(文)	所有者 専門家 団体		
(8)-①	拡充	57 市外の関係機関等との連携関係の強化 ・市外の関係機関等との協力関係を継続、拡充し、包括的な連携による地域課題の解決を図る体制を整えます。	行政(文)	行政(関) 行政(他) 専門家		
(8)-②	拡充	58 文化財専門職員の確保、資質向上 ・埋蔵文化財や美術工芸など、文化財専門職員の確保及び人員配置の適正化を図ります。 ・専門分野の研修会等に参加し、職員の資質向上に努めます。	行政(文)	行政(関)		
(8)-②	継続	59 文化財行政担当部局の体制整備 ・本計画の実施に必要な文化財の保存・活用を担う組織の体制を整備します。	行政(文)	行政(他) 団体 専門家		
(8)-②	拡充	60 全庁的な連携体制の構築 ・文化財の保存・活用の取組を全庁的に進めるため、関係部署との連携を密にして、情報共有及び課題解決に取り組めます。	行政(文)	行政(関)		
(8)-③	継続	61 財源確保のための取組の推進 ・各種補助、基金、ふるさと納税等を効果的、柔軟的に活用して、財源の確保に務めます。	行政(文)	行政(関)		

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画を実行するにあたっては、本市文化財担当課（本市教育委員会社会教育文化財課 ※令和7年（2025）8月現在）を中心に、庁内関係課等と連携を図りながら保存・活用の取組を推進します。

また、社会環境の変化に伴い、文化財を取り巻く環境は大きく変化している中で、文化財を次世代に受け継いでいくためにも、行政のみならず本市に関わる多様な主体が一体となり、文化財の保存・活用の取組を推進していくことが必要不可欠です。そのため、市民や地域（自治会、文化財関係団体、文化財所有者等）、専門家等がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、相互に連携、協力し合うことができる体制を整えます。

なお、本計画の取組を推進し、その効果の検証や各主体の連携、調整を図る場として、市及び関係機関、文化財所有者、専門家、文化財関係団体、地域の代表等から構成される「宍粟市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、「協議会」という。）を設置します。

■文化財保存活用地域計画協議会

宍粟市文化財保存活用地域計画協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宍粟市文化財保存活用地域計画の実施に係る協議、情報提供、連絡調整、その他必要な事業の推進 ・ 宍粟市文化財保存活用地域計画の進捗管理及び評価、計画の見直し等

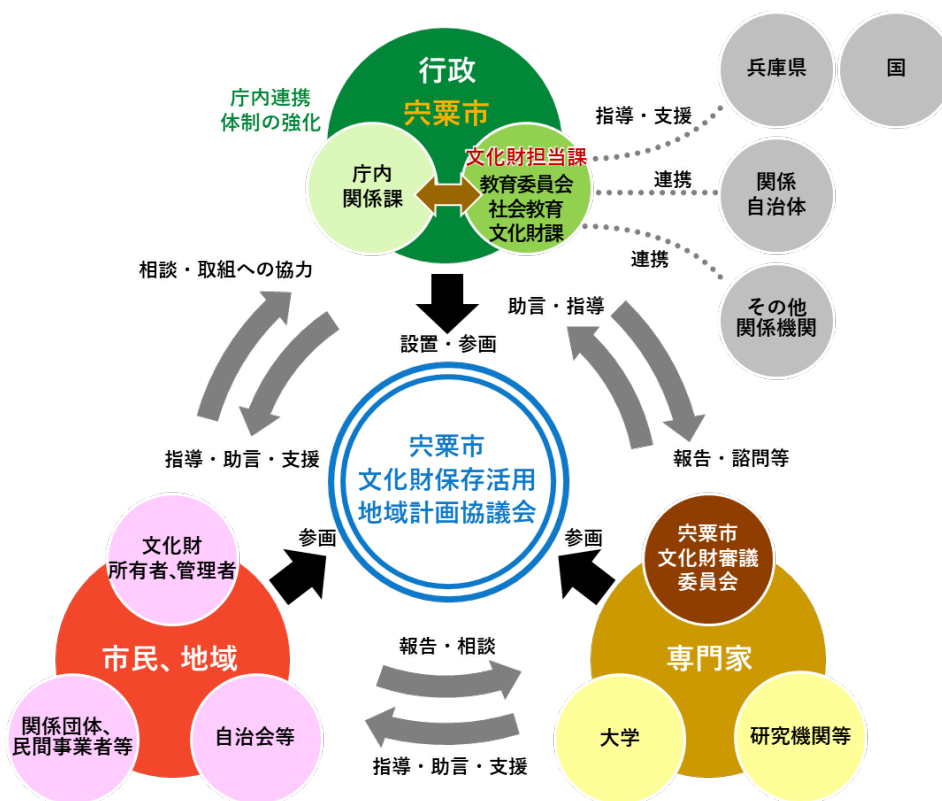


図8-1 推進体制図

2. 各主体の役割及び連携体制

(1) 行政

文化財を適切かつ確実に保存し、本計画に定める措置を有効に機能させていくためには、法的規制や各種制度のもと、行政の立場として講じる取組が必要不可欠です。また、地域の活動を支える制度や仕組みづくり等、本市が総がかりで取組む文化財の保存・活用に向けた下地作りについても、行政の果たす重要な役割となります。

そのため、文化財の保存・活用に取組む各主体がその力を十分に発揮できるよう、協議会の設置をはじめとした推進体制の整備及び連携の構築に取り組めます。

また、市が一体的な文化財行政に取り組むためにも、本市文化財担当課を中心に庁内関係課と連携、協力し、これまで以上に、連動した取組の推進を行います。

さらに、通常時の国（文化庁）や兵庫県、関係自治体、市外の関係機関等との連携だけではなく、大規模災害時には独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターへの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を県を經由して要請するなど、緊急時に備えた連携体制の強化を図ります。

表8-1 文化財行政の主たる体制(宍粟市)

区分※1		主な役割等※2
宍粟市 文化財担当課		
教育委員会	社会教育文化財課	文化財の調査、保護、管理、活用、普及啓発事業の実施等 【所管施設等】 市立図書館、宍粟市歴史資料館、山崎歴史郷土館、山崎歴史民俗資料館、たたらの里学習館、家原遺跡公園、波賀城史蹟公園、波賀歴史伝承の家、宍粟市山崎文化会館
宍粟市 庁内関係課		
市長公室	秘書政策課	文化財に関する発酵のまちづくり等
	地域創生課	文化財に関する地域創生、企画調整、総合計画、行政改革、ふるさと納税等
	危機管理課	文化財に関する危機管理、消防、防災、防犯等
総務部	総務課	文化財に関する条例、人事、情報公開等
	財務課	文化財に関する予算決算、入札検査等
	広報情報課	文化財に関する広報等
市民生活部	まちづくり推進課	文化財に関する市民の参画と協働、自治会活動、生涯学習事業等
産業部	森林環境課	文化財に関する宍粟材利用促進、地籍調査等
	商工観光課	文化財に関する商工業振興、観光事業等
農業委員会事務局		文化財に関する農地の許認可等
建設部	建設課	文化財に関する管内の把握調査等
	住宅土地政策課	山崎地区歴史的景観形成地区及び景観形成重点区域に関する景観形成等

区分※1		主な役割等※2
市民局	一宮市民協働センター 「いちのぴあ」 まちづくり推進課	文化財に関する市民の参画と協働、自治会活動、生涯学習事業等
	波賀市民協働センター 「はがてらす」 まちづくり推進課	
	千種市民協働センター 「ライブリーちくさ」 まちづくり推進課	
教育委員会	学校教育課	文化財に関する学校教育との連携等
	施設整備課	文化財施設の整備・維持補修に係る連携等

※1 令和7年(2025)8月現在

※2 文化財行政に関わる内容を記載

表8-2 文化財行政の主たる体制(兵庫県、関係自治体、その他関係機関)

区分※1		主な役割等※2
兵庫県	兵庫県教育委員会事務局文化財課	文化財の調査・活用・保存・整備、埋蔵文化財に関する手続きに関する事
	兵庫県立考古博物館	遺跡や考古資料の調査・研究・成果を活用した展示、講演会・研究会の開催等に関する事
	兵庫県立歴史博物館	郷土の歴史、城郭に関する資料の収集・保管・展示、講演会・研究会の開催等に関する事
	兵庫県立美術館	美術品の展示、公開、普及啓発に関する事
	兵庫県立人と自然の博物館	自然史に関する調査・研究資料の収集・保管・展示、調査・研究、講演会・研究会の開催等に関する事
	兵庫陶芸美術館	陶芸文化の継承と振興、陶芸美術の収集・展示に関する事
	西播磨県民局	山城復活プロジェクト等の史跡を活用した広域連携に関する事等
関係自治体	播磨圏域連携中枢都市圏 兵庫県姫路市、高砂市、相生市、加古川市、加西市、たつの市、赤穂市、宍粟市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	関連する文化財の一体的な活用、地域間交流の推進、文化財関連情報の相互発信
	播磨科学公園都市圏域定住自立圏 兵庫県たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町	
その他関係機関	西はりま消防組合 消防本部 宍粟消防署	文化財の防火等に係る連携(消防訓練、消防査察等)
	宍粟警察署	文化財の防犯に係る連携(盗難、き損時の通報)、埋蔵物発見届、鉄砲刀剣類の登録

※1 令和7年(2025)8月現在

※2 文化財行政に関わる内容を記載

(2) 市民、地域

(文化財所有者、管理者)

文化財所有者及び管理者（関係団体）は、文化財の適切な保存・管理を行い、防災・防犯・防火の対策等に取り組めます。文化財が損傷等により修理の必要が生じた場合には、速やかに教育委員会に届け出を行い、修理方法等についての指示を受ける必要があります。また、社会全体での連携を図り、行政や地域等が協力して、市民の学びや地域の活性化に資する公開、活用に取り組めます。

(自治会等)

文化財の保存・活用に向けて、市民一人一人が地域の担い手としての自覚を持ち、文化財を活かしたまちづくりへ主体的に参画することが重要となります。そのため、地域の特性を活かしたまちづくりの中核を担い、地域住民にとっても身近な地縁組織である自治会をはじめ、学区（小学校区、中学校区）のまとまり等を活かした取組を通じて、市または地域の歴史文化に親しむとともに、次世代への継承に取り組めます。

表8-3 自治会の役割

区分	主な役割
宍粟市連合自治会 地区（町連合）自治会（4連合自治会） 自治会（156自治会）	各種自治会活動を通じた地域ぐるみの文化財を活かしたまちづくりへの取組

表8-4 その他地域のまとまりと役割

区分	主な役割
旧町（山崎町、一宮町、波賀町、千種町）	各地域の文化財を活かした地域活性化の取組
学区（10小学校区、7中学校区）	各学区の文化財を活かした地域活性化の取組及びふるさと学習の推進

(関係団体、民間事業者等)

関係団体は、文化財の調査研究、保存継承等の文化財に直接的に関わる組織だけでなく、観光振興やまちづくり活動の組織など、幅広い分野から文化財を活かした取組のプレイヤーとしての役割が期待されます。これまで培ってきた知識や経験を活かし、行政や専門家等とも連携し、地域の歴史文化の担い手のリーダーとして、文化財を活かした地域づくりを支え、取組をけん引します。

民間事業者においては、事業者の得意とする分野から行政や市民の活動を支援するとともに、文化財を活かした新たな事業展開による経済効果等、地域社会への貢献が期待されます。

表8-5 主な関係団体

区分	団体名
文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統民俗芸能保存会（獅子舞、チャンチャコ踊り等） ・ 公益財団法人山崎本多藩記念館 ・ やまさきまち歩きガイドの会 ・ 宍粟山崎手づくり甲冑の会 ・ 宍粟鉄を保存する会 等
文化振興 観光振興 まちづくり 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山崎郷土研究会 ・ 立葵の会 ・ 山崎闇斎研究会 ・ 宍粟市文化協会 （山崎文化協会、一宮文化協会、波賀文化協会、千種文化協会） ・ 公益財団法人しそ森林王国観光協会 ・ 宍粟市商工会 ・ NPO 法人奥播磨夢倶楽部 ・ 波賀元気づくりネットワーク協議会 等

表8-6 連携が想定される民間事業者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社官民連携事業研究所 ・ 文化財関連施設の指定管理者 等
--

（3）専門家

本市では、宍粟市文化財審議委員会を設置し、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し、必要と認める事項を教育委員会に建議することになっています。委員は文化財に関する学識経験を有する者から構成され、文化財の保存及び活用に関して適切な措置を講じることができるよう指導、助言等を行います。

また、大学や研究機関等は、各主体に対して、文化財の保存・活用に関する取組が適切に行われるよう、専門的な見地から支援するとともに、本市の文化財に関する調査・研究を実施し、歴史文化についての情報発信を行います。

表8-7 審議委員会

<ul style="list-style-type: none"> ・ 宍粟市文化財審議委員会 <p>（審議事項）文化財の指定及び解除に関する事項 文化財の保存及び活用に関する専門的技術事項 等</p>

表8-8 大学、研究機関等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸大学 ・ 大手前大学 ・ 兵庫県立山の学校 ・ 兵庫県立考古博物館 ・ 播磨学研究所 ・ ひょうごヘリテージ機構H²O ・ 兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会 ・ 兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会 ・ 兵庫県無形民俗文化財ヘリテージマネージャー会 ・ NGO歴史資料ネットワーク（史料ネット）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県立大学 ・ 兵庫県立森林大学校 ・ 兵庫県立歴史博物館 ・ 兵庫県立人と自然の博物館 ・ 一般社団法人兵庫県自然保護協会
--	---

3. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画に位置付ける措置や取組を計画的に実施し、その効果を発揮させるためには、進捗管理を的確に行う必要があります。進捗の過程においてはP D C Aサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもと、計画的に事業を実施し、各事業の実施状況や進捗状況、実施体制等の課題を把握、評価し、その結果を改善等につなげます。

計画の進捗管理及び自己評価は、本市教育委員会事務局社会教育文化財課が行い、本市の文化財の保存・活用に係る多様な視点から計画に基づく措置の実施状況及び効果検証を協議会において行います。

なお、効果検証のための評価指標は、歴史文化に関する専門的な内容や社会教育的な影響等も考慮する必要があることから、今後、協議会において検討していきます。

<年次評価>

毎年の進捗管理として、本市教育委員会事務局社会教育文化財課が当該年度に実施した措置の自己点検・評価を行い、必要に応じて協議会で効果検証を行います。

<中間評価>

計画期間の中間年となる令和 12(2030)年度における中間評価では、協議会において、それまでの期間に実施した措置の進捗確認を行います。評価結果に基づき、必要に応じて審議委員会の意見もふまえて、今後の計画推進に必要な更新、修正を加え、計画の中間見直しを行います。

<最終評価>

計画期間の最終年となる令和 17(2035)年度における総括として、協議会において期間中の全ての措置に対して進捗確認及び最終評価を行います。評価結果に基づき、審議委員会の意見もふまえ、また社会状況の変化等も考慮しつつ計画の全体見直しを行い、次期計画へと反映します。

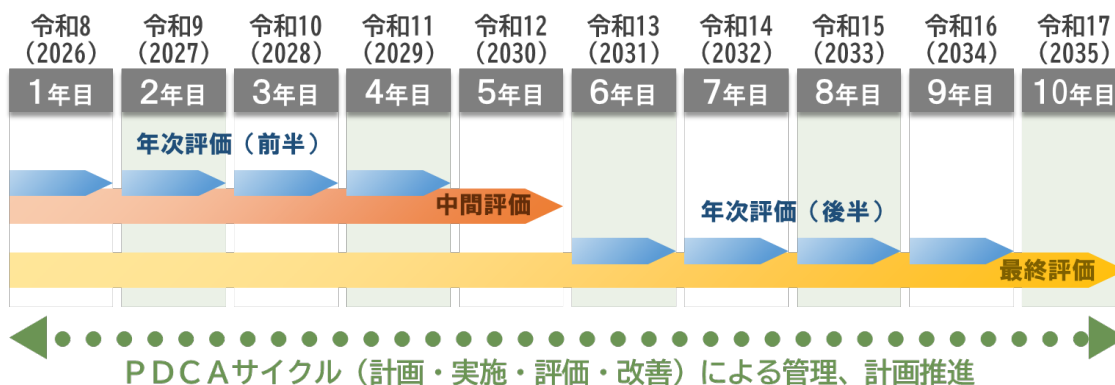


図8-2 計画の進捗管理

宍粟市文化財保存活用地域計画

資料編

1. 宍粟市指定等文化財一覧（令和7年（2025）8月現在）
2. 宍粟市文化財保存活用地域計画作成に向けた各種調査実施概要
 - 2-1. 自治会アンケート調査
 - 2-2. 市民ワークショップ
3. 調査報告書、参考文献一覧

1. 宍粟市指定等文化財一覧（令和7年（2025）8月現在）

■国指定文化財

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
御形神社本殿・附棟札	1棟・4枚	一宮町	御形神社	昭和42年6月15日	有形文化財	建造物
オオサンショウウオ		地域を定めず		昭和26年6月9日 昭和27年3月29日特別	記念物	天然記念物

■県指定文化財

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
絹本著色圓空像	1幅	山崎町	西光寺	平成27年3月10日	有形文化財	美術工芸品 (絵画)
絹本著色婦人像	46.0 cm× 29.4 cm,1幅	山崎町	西光寺	平成27年3月10日	有形文化財	美術工芸品 (絵画)
絹本墨画羅漢図	2幅	山崎町	西光寺	平成27年3月10日	有形文化財	美術工芸品 (絵画)
四区袈裟禪文銅鐸 (青木銅鐸)	1口・全高 31.7cm	山崎町	文化庁 (宍粟市保管)	昭和52年3月29日	有形文化財	美術工芸品 (考古資料)
青木銅鐸出土地	1,256 m ²	山崎町	個人	昭和52年3月29日	記念物	史跡
金谷山部古墳	1基 414.5 m ²	山崎町	宍粟市	昭和53年3月17日	記念物	史跡
大歳神社のフジ	1本・ 約 500 m ²	山崎町	大歳神社	昭和47年3月24日	記念物	天然記念物
山崎八幡神社のモッコク	1本	山崎町	山崎八幡神社	昭和52年3月29日	記念物	天然記念物
岩上神社の夫婦スギ	1本	山崎町	岩上神社	昭和61年3月25日	記念物	天然記念物
木造大日如来像	1軀・ 高さ 131 cm	一宮町	河原田自治会	昭和49年3月22日	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
河原田農村芝居堂	1棟	一宮町	河原田自治会	昭和44年3月25日	民俗文化財	有形民俗
一つ山古墳	1基	一宮町	伊和神社	昭和46年4月1日	記念物	史跡
庭田神社のケヤキの大木	1本	一宮町	庭田神社	昭和60年3月26日	記念物	天然記念物
安積のカヤの古木	1本	一宮町	曲里自治会	昭和60年3月26日	記念物	天然記念物
池王神社のアカガシ林	2,425 m ²	一宮町	池王神社・ 深河谷自治会	昭和61年3月25日	記念物	天然記念物
波賀八幡神社御幸祭		波賀町	波賀八幡神社御 幸保存会	令和7年3月25日	民俗文化財	無形民俗
火魂神社の大ムクノキ	1本	波賀町	日見谷自治会	昭和63年3月22日	記念物	天然記念物
小野の大トチノキ	2本	波賀町	小野自治会	平成3年3月30日	記念物	天然記念物
農村歌舞伎舞台	1棟	千種町	河呂自治会	昭和45年3月30日	民俗文化財	有形民俗
天児屋鉄山跡	13,771.03 m ²	千種町	宍粟市	平成14年4月9日	記念物	史跡
高保木たたら(製鉄)遺跡		千種町	宍粟市	昭和45年3月30日	記念物	史跡
中宮神社の大スギ	1本	千種町	中ノ宮神社	昭和40年3月16日	記念物	天然記念物

■市指定文化財

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
山崎藩陣屋門(紙屋門)と 左右の土堀	1棟	山崎町	宍粟市	昭和60年2月14日	有形文化財	建造物
興国寺山門	1棟	山崎町	興国寺	平成25年6月5日	有形文化財	建造物
山崎閻斎坐像	1 軀	山崎町	宍粟市	平成23年6月29日	有形文化財	美術工芸品 (工芸品)

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
池田恒元寄進楽器・弓矢附納箱	7種 15点	山崎町	山崎八幡神社(宍粟市寄託)	平成24年7月26日	有形文化財	美術工芸品(工芸品)
池田光政筆三社託宣附納箱	1幅・125.0×47.0 cm	山崎町	山崎八幡神社(宍粟市寄託)	平成25年3月22日	有形文化財	美術工芸品(書跡)
山崎八幡神社文書「新町申付書」・「市日の定書」	各1通	山崎町	山崎八幡神社(宍粟市寄託)	昭和60年2月14日	有形文化財	美術工芸品(古文書)
山崎藩覚帳	82冊	山崎町	(公財)山崎本多藩記念館	昭和60年3月9日	有形文化財	美術工芸品(古文書)
山崎八幡神社文書「社領等寄進状及び覚書」附納箱	15通	山崎町	山崎八幡神社(宍粟市寄託)	平成24年7月26日	有形文化財	美術工芸品(古文書)
山崎町町方文書	22点	山崎町	個人・山崎八幡神社(宍粟市寄託)	平成27年3月10日	有形文化財	美術工芸品(古文書)
宇原岩田神社奉納獅子舞		山崎町	宇原岩田神社獅子舞保存会	昭和62年10月8日	民俗文化財	無形民俗
比地の滝		山崎町	上比地自治会	昭和60年2月14日	記念物	名勝
与位の洞門		山崎町	与位生産森林組合	昭和60年2月14日	記念物	名勝
矢原神社の大スギ	1本	山崎町	矢原神社・矢原自治会	昭和60年2月14日	記念物	天然記念物
与位神社の大スギ	1本	山崎町	与位神社・与位自治会	昭和60年2月14日	記念物	天然記念物
桓武伊和神社の社叢	11,144 m ²	山崎町	桓武伊和神社・中野自治会	昭和60年2月14日	記念物	天然記念物
高下東諏訪神社の大スギ	1本	山崎町	東諏訪神社・高下自治会	昭和60年2月14日	記念物	天然記念物
与位神社の社叢	15,000 m ²	山崎町	与位神社・与位自治会	平成12年5月31日	記念物	天然記念物
塩田明証寺のイワヒバ群生地	300 m ²	山崎町	明証寺	昭和60年2月14日	記念物	天然記念物
三方町宝篋印塔	1基	一宮町	個人	昭和57年11月15日	有形文化財	建造物
河原田宝篋印塔	1基・110cm	一宮町	個人	昭和57年11月15日	有形文化財	建造物
上岸田宝篋印塔	1基	一宮町	個人	昭和57年11月15日	有形文化財	建造物
黒原五輪塔	2基	一宮町	個人	昭和57年11月15日	有形文化財	建造物
絹本著色釈迦三尊十六善神像	1幅・12.8cm×49.5cm	一宮町	御形神社	平成25年3月22日	有形文化財	美術工芸品(絵画)
西林寺木造虚空蔵菩薩坐像	1躯	一宮町	西林寺	昭和59年12月3日	有形文化財	美術工芸品(彫刻)
中坪木造聖観音菩薩立像	1躯	一宮町	中坪自治会	昭和59年12月3日	有形文化財	美術工芸品(彫刻)
本谷木造薬師如来立像	1躯	一宮町	本谷自治会	昭和59年12月3日	有形文化財	美術工芸品(彫刻)
仏心寺木造聖観音菩薩立像	1躯	一宮町	仏心寺	昭和59年12月3日	有形文化財	美術工芸品(彫刻)
満福寺木造薬師如来坐像	1躯	一宮町	満福寺	昭和59年12月3日	有形文化財	美術工芸品(彫刻)
播磨国一宮伊和神社神振用東市場屋台祭幕	1枚	一宮町	東市場自治会	昭和62年5月1日	有形文化財	美術工芸品(工芸品)
宍粟安積家文書	58点	一宮町	個人	平成30年7月12日	有形文化財	美術工芸品(古文書)
田路家中世文書	8点	一宮町	個人	平成30年7月12日	有形文化財	美術工芸品(古文書)
新田義貞寄進の梵鐘	1口	一宮町	神福寺・須行名自治会	平成14年11月20日	有形文化財	美術工芸品(歴史資料)
鶴図絵馬	1面	一宮町	伊和神社	昭和62年3月30日	民俗文化財	有形民俗
熊谷直実と平敦盛図絵馬	1面	一宮町	伊和神社	昭和62年3月30日	民俗文化財	有形民俗
百人一首図絵馬附由緒書	17面2面	一宮町	御形神社	昭和62年3月30日	民俗文化財	有形民俗
左義長羽子板	1面	一宮町	御形神社	昭和62年3月30日	民俗文化財	有形民俗

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
巴御前勇戦図絵馬	1面	一宮町	御形神社	昭和62年3月30日	民俗文化財	有形民俗
横山チャンチャコ踊り		一宮町	横山チャンチャコ踊り保存会	平成3年6月14日	民俗文化財	無形民俗
伊和中山古墳群	19基	一宮町	宍粟市	昭和59年6月18日	記念物	史跡
家原遺跡	26,993㎡	一宮町	宍粟市	平成5年10月25日	記念物	史跡
日野神社社叢	2,383㎡	一宮町	日野神社・ 上岸田自治会	昭和56年11月3日	記念物	天然記念物
安積八幡神社の大スギ	2本	一宮町	八幡神社	昭和56年11月3日	記念物	天然記念物
倉床カタクリ群生地	約300㎡	一宮町	個人	平成6年3月1日	記念物	天然記念物
横山カタクリ群生地	約600㎡	一宮町	個人	平成6年3月1日	記念物	天然記念物
千町のミズナラ	1本	一宮町	千町自治会	平成11年1月1日	記念物	天然記念物
安積八幡神社のイチヨウ	1本	一宮町	八幡神社	平成11年1月1日	記念物	天然記念物
御形神社のショウフクジザクラ	1本	一宮町	御形神社	平成12年4月18日	記念物	天然記念物
千町岩塊流	63,714㎡	一宮町	宍粟市・個人	平成23年2月22日	記念物	天然記念物
池王神社のアカガシ	1本	一宮町	池王神社・ 深河谷自治会	昭和56年11月3日	記念物	天然記念物
斉木名久城宝篋印塔	1基	波賀町	安養寺	昭和61年8月28日	有形文化財	建造物
斉木中村宝篋印塔	1基	波賀町	個人	昭和61年8月28日	有形文化財	建造物
飯見宝篋印塔	1基	波賀町	個人	昭和61年8月28日	有形文化財	建造物
原宝篋印塔	1基	波賀町	個人	昭和61年8月28日	有形文化財	建造物
満願寺木造大日如来坐像	1躯	波賀町	満願寺	昭和61年8月28日	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
安養寺木造阿弥陀如来立像及び両脇侍像	3躯	波賀町	安養寺	昭和61年8月28日	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
長源寺木造如意輪観音坐像	1躯	波賀町	長源寺	昭和61年8月28日	有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
太刀	1振	波賀町	波賀八幡神社	平成7年10月12日	有形文化財	美術工芸品 (工芸品)
波賀八幡神社チャンチャコ踊り		波賀町	波賀八幡神社	昭和61年8月28日	民俗文化財	無形民俗
原八幡神社チャンチャコ踊り		波賀町	原八幡神社・ 原自治会	昭和61年8月28日	民俗文化財	無形民俗
水谷明神社の獅子舞		波賀町	水谷自治会・ 水谷獅子舞保存会	昭和61年8月28日	民俗文化財	無形民俗
波賀城跡		波賀町	宝殿神社・ 上野自治会	昭和61年8月28日	記念物	史跡
宮路古墳	1基	波賀町	個人	平成7年10月12日	記念物	史跡
原八幡神社の夫婦スギ	2本	波賀町	原有賀自治会・ 原自治会	昭和61年8月28日	記念物	天然記念物
小野諏訪神社の大スギ	2本	波賀町	小野自治会	昭和61年8月28日	記念物	天然記念物
上野宝殿神社社叢		波賀町	宝殿神社・ 上野自治会	昭和61年8月28日	記念物	天然記念物
ノダフジ	1本	波賀町	野尻自治会	平成16年1月27日	記念物	天然記念物
教信上人塚宝篋印塔	1基	千種町	西蓮寺	昭和57年3月5日	有形文化財	建造物
一里堂	1棟	千種町	宍粟市	昭和57年3月5日	有形文化財	建造物
二宮神社農村歌舞伎舞台	1棟	千種町	二宮神社	昭和57年3月5日	民俗文化財	有形民俗
八重垣神社農村歌舞伎舞台	1棟	千種町	八重垣神社・ 下河野自治会	昭和57年3月5日	民俗文化財	有形民俗
鷹巣チャンチャコ踊り		千種町	鷹巣自治会	昭和57年3月5日	民俗文化財	無形民俗

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
宇野氏墓所	8基	千種町	千草自治会	昭和57年3月5日	記念物	史跡
板馬見修験行場		千種町	板馬見保存会	昭和57年3月5日	記念物	史跡
森の上鉄穴流場		千種町	個人	昭和57年3月5日	記念物	史跡
弥生式住居跡(大森遺跡)		千種町	宍粟市	昭和57年3月5日	記念物	史跡
荒尾鉄山跡		千種町	個人	昭和57年3月5日	記念物	史跡
小河内の滝		千種町	宍粟市	昭和57年3月5日	記念物	名勝
カナベの滝(三室の滝)		千種町	滝山神社・河内自治会	昭和57年3月5日	記念物	名勝
黒土の滝		千種町	黒土自治会	昭和57年3月6日	記念物	名勝
二宮神社の大スギ	1本	千種町	二宮神社	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
二宮神社のめおとイチョウ	2本	千種町	二宮神社	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
円ノ元の大アスナロ	1本	千種町	二宮神社	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
内海の大スギ	1本	千種町	二宮神社	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
鍋ヶ森神社のクマノスギ		千種町	西河内自治会	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
教福寺のおハツキイチョウ	1本	千種町	教福寺	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
一の谷のお鍋		千種町	西河内自治会	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
大森神社社叢		千種町	大森神社	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
中宮神社の大ケヤキ	1本	千種町	河内自治会	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
仙光寺の大コウヤマキ	1本	千種町	奥西山自治会	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
三室(滝山)神社社叢		千種町	三室神社・河内自治会	昭和57年3月5日	記念物	天然記念物
八重垣神社社叢		千種町	八重垣神社・下河野自治会	昭和59年6月25日	記念物	天然記念物

■国登録文化財

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
中門前屋主屋	1棟	山崎町	個人	令和3年10月14日	有形文化財	建造物
前野家住宅(本家門前屋)店舗兼主屋	1棟	山崎町	個人	令和6年8月15日	有形文化財	建造物
前野家住宅(本家門前屋)土蔵	1棟	山崎町	個人	令和6年8月15日	有形文化財	建造物
前野家住宅(本家門前屋)西蔵	1棟	山崎町	個人	令和6年8月15日	有形文化財	建造物

■県登録文化財

名称	員数等	地域	所有者等	指定登録年月日	類型	
山崎歴史民俗資料館(旧龍野治安裁判所山崎出張所)	1棟	山崎町	宍粟市	令和4年2月17日	有形文化財	建造物
伊和神社本殿・幣殿	2棟	一宮町	伊和神社	平成24年2月28日	有形文化財	建造物
御形神社の御当祭		一宮町	御形神社氏子責任役員会	令和6年9月5日	民俗文化財	無形民俗

2. 宍粟市文化財保存活用地域計画作成に向けた各種調査実施概要

2-1. 自治会アンケート調査

(1) 調査の目的

市内自治会を対象に、地域に所在する文化財の情報を提供いただくとともに、地域で受け継いでいきたい歴史文化や文化財についての現状や課題等について意見を聴取し、文化財保存活用地域計画検討の基礎調査として活用を図りました。

(2) 調査概要

調査名称	宍粟市の歴史文化と文化財に関する地域アンケート調査
調査範囲	宍粟市全域
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・宍粟市内の自治会 計 156 自治会<ul style="list-style-type: none">・山崎町連合自治会 (85 自治会)・一宮町連合自治会 (39 自治会)・波賀町連合自治会 (19 自治会)・千種町連合自治会 (13 自治会)・各自治会の自治会長または地域の歴史等に詳しい方に回答を依頼
調査期間	・令和5年(2023)11月～12月
配布、回収方法	<ul style="list-style-type: none">・市及び連合自治会を通じた直接配布、回収・調査に関する事前説明を実施(令和5年10月)
配布物	<ul style="list-style-type: none">・案内文・アンケート調査票(A4サイズ4ページ)・別紙:地域計画について、宍粟市の文化財について・指定等文化財一覧
設問構成	<ol style="list-style-type: none">①基本情報(自治会名、記入者情報)②地域に所在する文化財等の把握 (問1)地域で把握(所有・管理)している未指定文化財の情報 (問2)次世代に受け継ぎたい『しその文化財』の情報③文化財の保存・活用に関する現状と課題 (問3)文化財の保存・活用に対する地域の関心 (問4)保存・活用の取組の実施状況 (問5)保存・活用の課題④その他意見(自由記述)⑤追加情報(地域の歴史等に精通された方の情報)

(3) 調査結果概要

① 回収状況

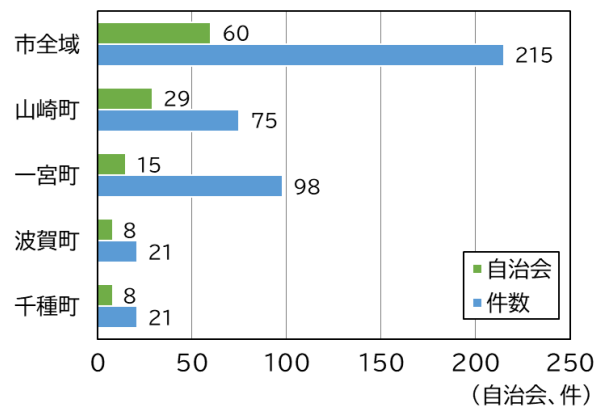
- ・宍粟市の全 156 自治会に調査票を配布し、107 自治会より回答をいただきました。
(回収率 68.6%)

② 地域に所在する文化財等の把握

(問1) 地域で把握(所有・管理)している未指定文化財

- ・地域が把握する未指定文化財について、60 自治会より計 215 件の情報をいただきました。
- ・類型別では、遺跡や古墳、社寺などの「記念物(遺跡)」が 74 件と最も多くなります。次いで、仏像や仏画、遺跡出土品などの「有形文化財(美術工芸品)」63 件、祭礼・行事などの「民俗(無形)」34 件と続きます。

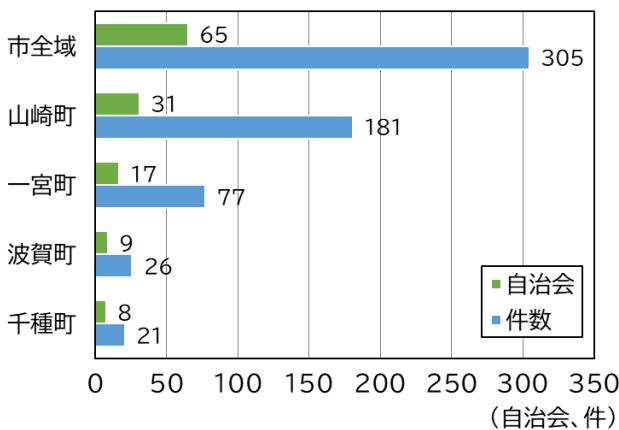
情報提供いただいた未指定文化財件数



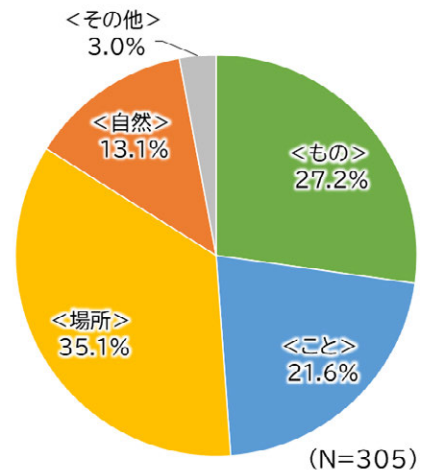
(問2) 次世代に受け継ぎたい『しその文化財』

- ・地域が誇る、これからも大切にしていきたいと思う『しその文化財』として、65 自治会より計 305 件の情報をいただきました。
- ・分類別では、社寺や城跡などの<場所>(107 件)が最も多く挙げられ、次いで、絵画や彫刻、建造物などの<もの>(83 件)、祭礼や伝承などの<こと>(66 件)、滝や巨樹などの<自然>(40 件)と続きます。
- ・山崎町では<場所>に関する意見が約 4 割を占め、また波賀町では<こと>、千種町では<場所>や<自然>に関する意見が多いなど、地域ごとに大切と考える文化財の捉え方に差がみられます。

情報提供いただいた『しその文化財』件数



『しその文化財』分類別割合

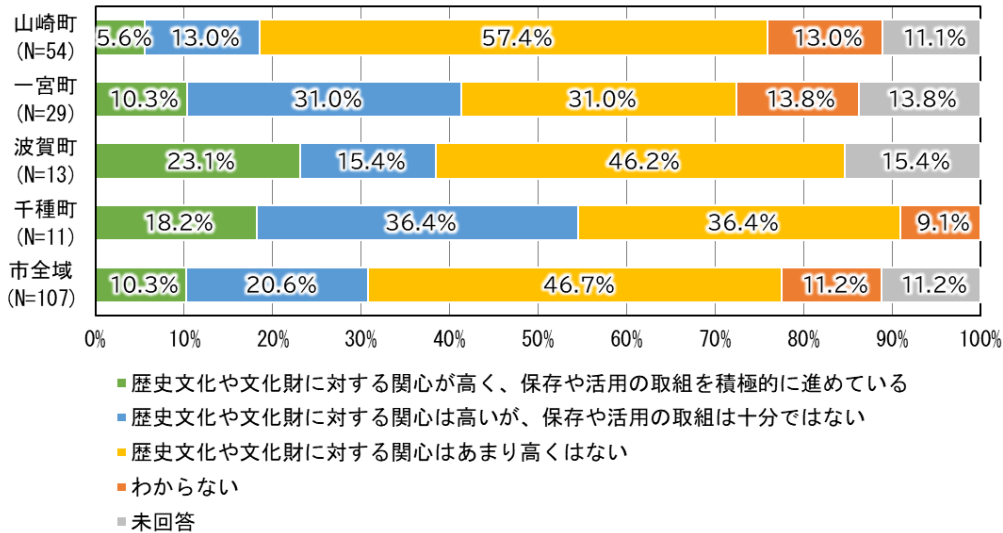


③ 文化財の保存・活用に関する現状と課題

(問3) 文化財の保存・活用に対する地域の関心

- ・文化財の保存・活用について、「関心が高い」とする自治会は約3割(33自治会)に上る一方、「関心はあまり高くない」が半数近く(50自治会)を占めています。
- ・地域別では、山崎町は「関心はあまり高くない」とする自治会が6割近くを占める一方、千種町は「関心が高い」とする自治会が過半数を超えています。

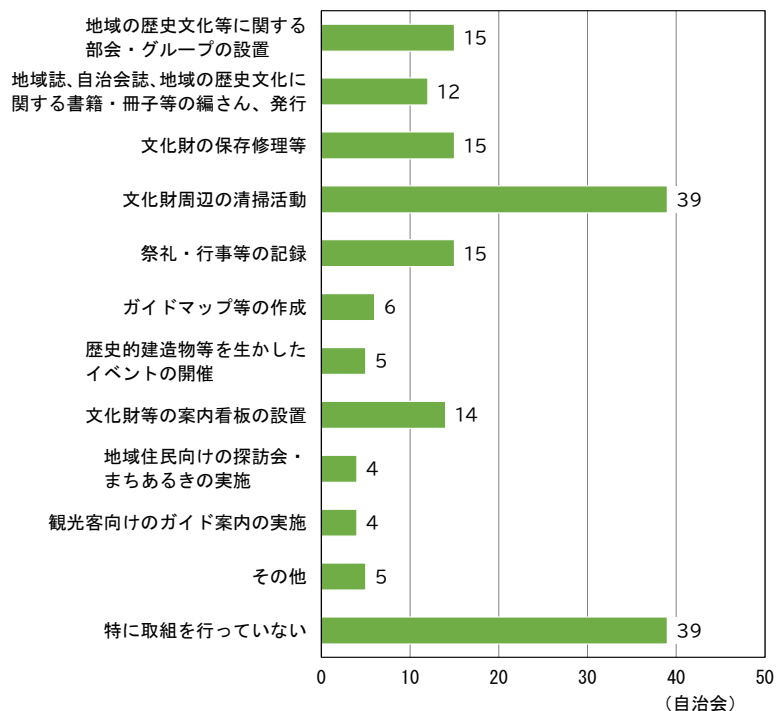
地域別保存・活用に対する地域の関心(回答割合)



(問4) 保存・活用の取組の実施状況

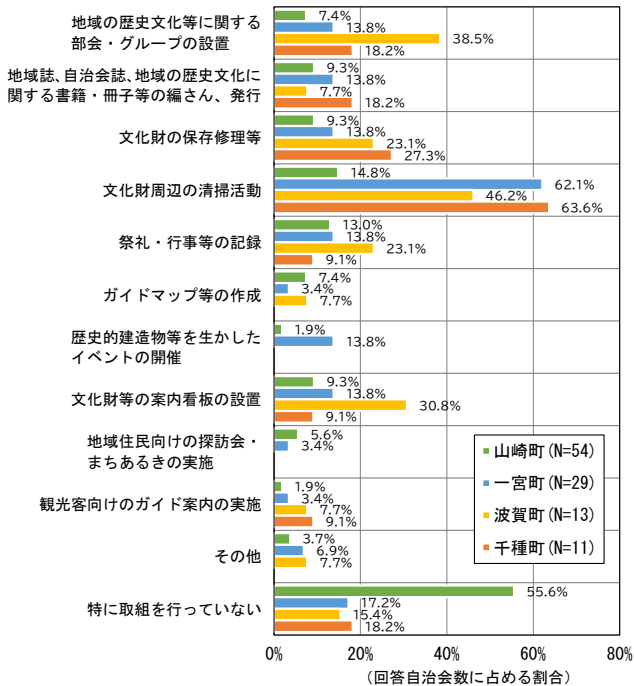
- ・地域で行っている保存・活用の取組として、「文化財周辺の清掃活動」が最も多く挙げられます(39自治会)。

保存・活用の取組(複数回答)

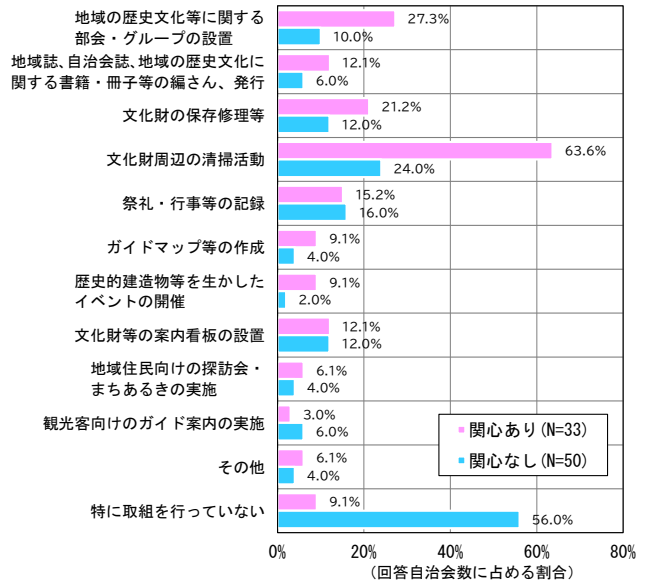


- ・地域別では、山崎町では「取組を行っていない」を挙げる割合が過半数を超えています。一宮町では「清掃活動」や「イベントの開催」、波賀町では、「部会等の設置」や「案内看板の設置」、千種町では「保存修理等」などの割合が高く、それぞれの地域によって取組内容に特徴がみられます。
- ・関心の有無（問3）別にみると、『関心あり』の自治会では過半数が「清掃活動」を挙げる一方、『関心なし』の自治会の過半数が「取組を行っていない」としています。

地域別保存・活用の取組(回答割合)



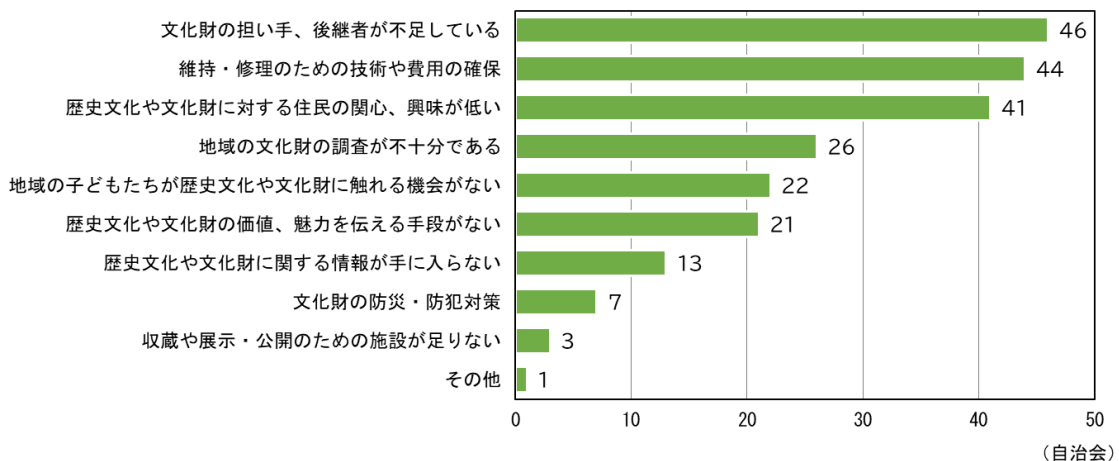
関心の有無別保存・活用の取組(回答割合)



(問5) 保存・活用の課題

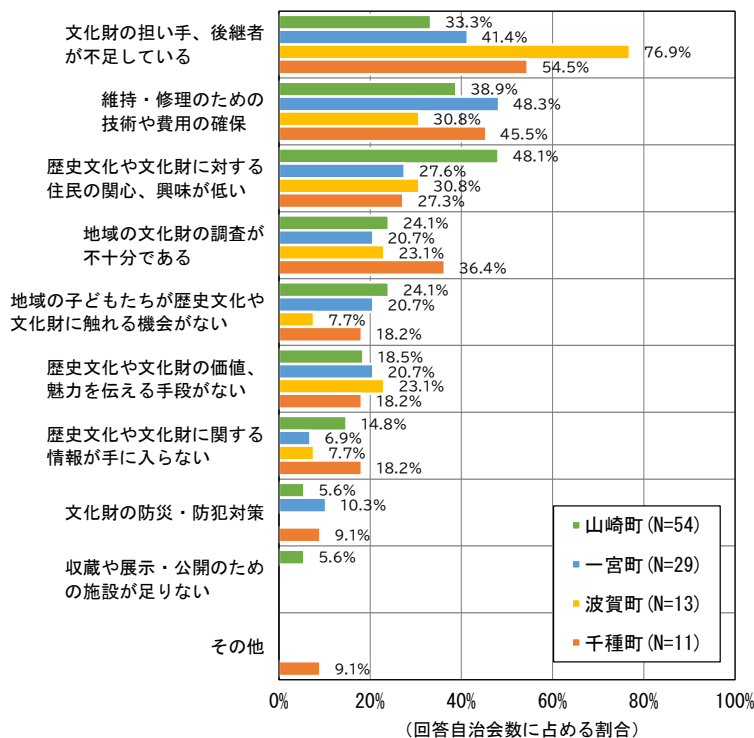
- ・保存・活用の課題として、「文化財の担い手、後継者が不足している」(46自治会)及び「維持・修理のための技術や費用の確保」(44自治体)、「歴史文化や文化財に対する住民の関心、興味が低い」(41自治体)などが挙げられます。

保存・活用の課題(複数回答)

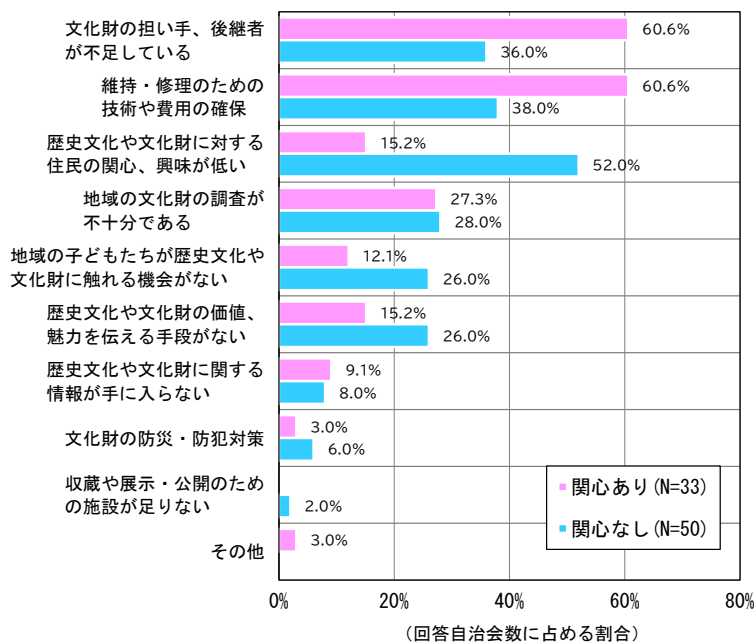


- ・地域別では、山崎町は「住民の関心、興味が低い」、一宮町は「技術や費用の確保」、波賀町は「担い手、後継者の不足」、千種町は「地域の調査が不十分」などが挙げられており、地域によって課題と考える内容に差がみられます。
- ・関心の有無（問3）別にみると、『関心あり』の自治会では、「担い手、後継者の不足」「技術や費用の確保」を挙げる一方、『関心なし』の自治会では「住民の関心、興味が低い」を挙げています。

地域別保存・活用の課題(回答割合)



関心の有無別保存・活用の課題(回答割合)



2-2. 市民ワークショップ

(1) ワークショップの目的

- ・自治会アンケート調査結果をふまえ、地域に所在する文化財の状況及びその保存・活用における課題や取組の意向等について、具体的な意見の把握を行います。
- ・大切にしたい・受け継いでいきたい『しその文化財』について、参加者が理解を深め共有していくことで、地域の魅力の再発見につなげます。
- ・宍粟市の歴史文化等について知り、学び、考えることを通じて、参加者が地域に対する誇り・愛着を育み、市民とともに取り組む「文化財を活かしたまちづくり」の第一歩として、主体的に行動していくきっかけづくりの場としていきます。
- ・宍粟市文化財保存活用地域計画の検討にあたり、ワークショップで得られた文化財の情報や取組アイデアなど、地域の意見や価値観を計画に反映します。

(2) 開催概要

調査名称	みんなで守り活かしたい ～しその文化財 大発掘～ in ○○ (地域)			
開催日時 会場	地域	日時	会場	
	山崎町	令和6年11月14日(木) 13:30～15:10	生涯学習センター学遊館 研修室	
	一宮町	令和6年12月10日(火) 13:30～15:10	宍粟市歴史資料館 視聴覚室	
	波賀町	令和6年12月11日(水) 13:30～15:10	波賀市民局(はがてらす) 研修室1	
	千種町 千種中学校	令和6年11月28日(木) 13:10～15:00 ※中学校授業(総合学習)として開催	千種中学校 3階被服室	
参加者	地域・地区	参加者	参加人数	有識者 ◆協議会委員 ◇文化財審議委員
	山崎町蔦沢	文化財関係の講座受講者、 関係団体メンバー、地域住民等	9名	◆大谷委員 ◆高橋委員
	一宮町北部	文化財関係の講座受講者、 関係団体メンバー、地域住民等	7名	◆進藤委員 ◆松下委員 ◆西山委員
	波賀町(全域)	文化財関係の講座受講者、 関係団体メンバー、地域住民等	10名	◆岩井委員 ◇小林委員
	千種町(全域) 千種中学校	千種中学校8年生(中学2年生)	9名	◆土佐委員 ◆清水委員 ◇鳥居委員 ◇堂場委員
※事務局：宍粟市教育委員会社会教育文化財課、株式会社パスコ(委託業者)				

■プログラム

所要時間	実施内容（担当）
5分	開会
10分	講話（出席委員より地域の文化財の特性についてお話）
10分	概要説明（宍粟市文化財保存活用地域計画の作成について、宍粟市の歴史や文化財の特徴等について等）
しその文化財 大発掘ワークショップ	
55分程度	<ul style="list-style-type: none"> ■説明等（10分） ■ワーク① 地域の文化財マップづくり（20分） ■休憩（5分） ■ワーク② 地域の文化財を守り活かすためにできること（20分）
15分程度	発表及び講評
5分	閉会

※千種町（千種中学校）は、授業時間に合わせて実施。

（3）開催記録

ワーク① 地域の文化財マップづくり

地域	班	地域の文化財	場所	コメント等
山崎町	A	延ヶ滝	山崎町上ノ	
		水剣山	山崎町大谷	海が見える
		桓武天皇の御陵	山崎町中野	桓武伊和神社の上の山
		長水城	山崎町五十波	長水城の歴史をNHK大河に！
		長水山信徳寺	山崎町五十波	保全
		東西の道	山崎町与位～青木	
		薦沢村道路元標	山崎町上牧谷	ぜひ残す！
		塩田への道（町石道）	山崎町塩田	
		生谷温泉	山崎町生谷（伊沢の里）	
		水晶が出る谷	山崎町下町付近	
	B	紅葉橋	山崎町小茅野（小茅野川）	
		延ヶ滝	山崎町上ノ	
		水車小屋	山崎町上ノ下	
		紅花畑	山崎町上ノ下付近	
		屋根の煙出し	山崎町上ノ	
		ジギタリスの花	山崎町上ノ（野々隅原）	別名「きつねの手袋」 花畑が美しい
		岩上神社の狼の狛犬	山崎町上ノ	
		不動明王の洞窟	山崎町上ノ	
		こりとりぶち	山崎町上ノ	垢離取淵
		長水山 長水城跡	山崎町五十波	
		岩淵神社のムクノキ	山崎町生谷	
		巖石神社	山崎町下町	ピンクの大岩がある
		石水観音	山崎町下牧谷	石水山の御水
	山崎アウトドアランド	山崎町小茅野		
	アイビードーム	山崎町東下野	生涯学習センター 学遊館	
	C	紅葉橋	山崎町小茅野（小茅野川）	
		延ヶ滝	山崎町上ノ	
		力士塚	山崎町上ノ	県道の脇
		桓武伊和神社の古墳跡	山崎町中野	
		薦沢村道路元標	山崎町上牧谷	
		長水山頂	山崎町五十波	網干港が見える

地域	班	地域の文化財	場所	コメント等
		家原遺跡公園から見える夕日の風景	一宮町三方町	
		常楽寺	一宮町百千家満	
		福知溪谷	一宮町福知	
		(地名) 金山	一宮町安積 (中安積)	
		西深の桜	一宮町西深	
		獅子舞 (西深)	一宮町西深	
		獅子舞 (生栖)	一宮町生栖	
		歴史書 (深河谷)	一宮町深河谷	
		川裾祭り (深河谷)	一宮町深河谷	
		遊歩道の整備	—	
		獅子舞の活用	—	
波賀町	A	相撲塚 (川風塚)	波賀町鹿伏	
		力石	波賀町鹿伏	相撲塚の横にあった
		引原ダムの水没集落	波賀町引原	
		中音水林道	波賀町音水	森林鉄道跡
		朝日嶽さんの化粧廻し	波賀町上野	波賀市民協働センターに保存
		垣内古墳	波賀町上野	
		名畑遺跡	波賀町上野	
		宝殿神社	波賀町上野	
		奉納相撲	波賀町上野	(宝殿神社)
		四十塚	波賀町上野	
		段林遺跡	波賀町小野	たたら跡
		難波彦六の墓	波賀町小野	諏訪神社
		B	ばんしゅう戸倉スキー場	波賀町戸倉
	新戸倉スキー場跡		波賀町道谷	(廃止)
	阿於意神社		波賀町道谷	土台部分が変わった組み方としている (雪対策?)
	鹿伏公会堂		波賀町鹿伏	かつて芝居小屋であった
	ちゃんちゃこ踊り (引原)		波賀町引原	八幡神社 いまは行われていない
	引原ダム		波賀町引原	湖底に村跡あり
	金山神社の石碑		波賀町音水	鉄山があったとの記述
	明神滝		波賀町音水	
	赤西溪谷		波賀町音水	
	インクライン跡		波賀町音水	
	隧道跡		波賀町音水	
	原不動滝		波賀町原	別名「幸福の滝」
	鍋ヶ森神社		波賀町有賀	
	大甲山(おおこうざん)		波賀町齊木	
	行者堂		波賀町齊木	大甲山登山道
	白龍の滝		波賀町水谷	
	宝殿神社の奉納相撲		波賀町上野	大人による相撲
	白馬伝説		波賀町上野	波賀城
	谷不動滝		波賀町谷	
	御旅所		波賀町安賀 (櫃原)	御幸 (波賀八幡神社)
	三嶺神社	波賀町谷		
	C	旧々戸倉トンネル	波賀町戸倉	戦前に掘られたトンネル
		平家?の木	波賀町道谷	
		道谷笠	波賀町道谷	
		ダンダカおどり	波賀町道谷	
		川風塚	波賀町鹿伏	
		鹿伏公会堂	波賀町鹿伏	
		秀吉の靴脱ぎ石	波賀町引原	
		旧引原小学校跡	波賀町引原	
湖底の笛		波賀町引原	音水湖	
コンクリートプラト跡		波賀町引原	ダム建設時	
鬼子母神		波賀町音水		

地域	班	地域の文化財	場所	コメント等
		たたら	波賀町音水	
		中音水遺構	波賀町音水	
		波賀森林鉄道	波賀町音水～日ノ原	
		サイクリングロード	波賀町音水～上野	
		そうめん滝	波賀町原	
		カンカケ林道遺構	波賀町原	レールの活用
		原不動滝	波賀町原	
		川そそ祭り	波賀町原	
		(野尻の) 橋	波賀町野尻	関西電力による設置
		水谷の獅子舞	波賀町上野	
		旧朝鮮人住宅跡地	波賀町上野	
		東山市道から見る中国山地と夕日	波賀町上野	
		天垣内古墳	波賀町上野	
		宝殿相撲	波賀町上野	
		名馬伝説	波賀町上野	波賀城
		行者山の石仏	波賀町齊木	
		中村城	波賀町有賀	
		三振の刀	波賀町小野	
		大トチ	波賀町小野	
		千種町	A	キャンプ場
スキー場	千種町西河内			(ちくさ高原スキー場)
クリン草(群生地)	千種町西河内			
三室鉄山(跡)	千種町河内			
名水こうち広場	千種町河内			
妙見祭り	千種町千草			(妙見夏祭り(千種小学校))
ししまい	千種町黒土			(城宮五社神社)
百八灯	千種町黒土			
別所池	千種町鷹巣(別所)			
精霊流し	千種町鷹巣?			(鷹巣八幡神社?)
宵宮祭	千種町鷹巣?			(鷹巣八幡神社?)
ゴルフ場	千種町鷹巣			(千種カントリークラブ)
ししまい	千種町岩野辺?			
盆踊り	(各地)			
千種川	-			きれい
アサギマダラ	-			
ハッチョウトンボ	-			
B	ラドン水		千種町西河内	(ラドンの和泉)
	クリン草(群生地)		千種町西河内	
	神輿を川に落とす祭?		-	多分
	河呂農業用水遺跡		千種町河呂	
	いろは滝		千種町河呂	
	観音寺		千種町河呂	もみじがきれい
	城宮五社神社		千種町黒土	
	ししまい		千種町黒土	城宮五社神社
	百八灯		千種町黒土	
	新四国霊場第17番極楽庵		千種町七野	
	鷹巣と山道の道しるべ		千種町鷹巣	(県道154号沿い)
	かやぶきの家		千種町鷹巣	
	ゴルフ場近くのお墓		千種町鷹巣?	
	(ゴルフ場) 夕日がきれい		千種町鷹巣	(千種カントリークラブ)
	鹿のお風呂(池)		千種町岩野辺?	ずっと水あり
	中洲(千種川)	-	人の家あり	
丘みどりの出身地	-			

ワーク② 地域の文化財を守り活かすためにできること

山崎町

A班 歴史文化の特徴 有名でない 忘れられそうなもの			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・旧蔦沢村の道路起点の石標が県道改良工事で無くなりそう	・市と県で調整し残す	・管理は地区自治会
	・蔦沢版歴史街道が忘れられている	・実際に歩いてみようよ	・先ず、ボランティアを募集しよう
文化財を活かす	・歴史的な事、いにしへの物を知る機会がうすれている	・小学生、中学生、地域の人に話して興味を持ってもらう →知ることが郷土愛につながる	・地元の自治会等に協力してもらう ・文化財グループを立ち上げ語り部をつくっていく

B班 歴史文化の特徴 山も水もきれい			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・自治会の少人数化 ・知られていない ・ほったらかし	・発信	・既存団体をつなげる
文化財を活かす	—	・自然、景観いいところツアー ・ジキタリスツアー ・有料ガイドツアー	—

C班 歴史文化の特徴 桓武伝説が残る地域 長水城 落城の名残り			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・(地域の) 関心がない ・後継者の問題	・子どもに伝える ・価値を知らせる	・地域で担う (でもお金が)
	・管理されていない	・新しい技術を活用	・専門家に調査(してもらう)
文化財を活かす	・地域の歴史を知っている人が少ない	・ガイドさんを育成	—

一宮町

A班 歴史文化の特徴 祈りが守った文化財、未来に伝える先人の心			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・文化財とは何かを知らない人が多い ・関心が薄い ・(文化財というもの)が日常生活に合わない	・地域の文化財を知る機会をつくる(教育等) ・子どもたちに文化財の歴史とこれからを教える(断片的でなく) →ゲーム感覚で学ぶアプリ開発(VR、ARとか) →トライやる・ウィークで体験する	・市など ・アプリ開発会社 ・子どもたち
	・子どもが文化財に興味がない ・教師が文化財に興味がなく、教えられない		

B班 歴史文化の特徴 地域に伝わる伝統民俗芸能 獅子舞 を活かし受け継ぐしそう			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・人口減少 ・若者の減少 ・地域からエネルギーがなくなる	・地域間の連携 ・獅子舞のみでなく祭り全体を楽しむ ・保存会活動の統一 ・地域における発表の場	・自治会の枠を超えての参加(現実的不可)
文化財を活かす	・自治会毎でしか奉納していないから ・観客が少ないからモチベーションが上がらない	・発表の場をつくる ・獅子舞関係者との交流 ・イベントの参加	・獅子舞の関係者 ・保存会の統一

波賀町

歴史文化の特徴 伝統を守り 地域・住民の活性化			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・後継者不足（祭り）	・分担して担う （決まった家でなくとも） ・新しい役（分担）を作る ・伝統を少し変更 ・古い形も残す	・氏子さん（5カ村）伝統 ・消防団など子ども会（不安）
文化財を活かす	・祭りが継続できなくなる	・後継者不足のため、合議の継続 （反対はなかった） ・よその自治会と協力する ・集落の活気を生む	

歴史文化の特徴 珍しい祭、行事が体験できるまち（お旅、ちゃんちゃこ踊り、相撲(大人)）			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・ちゃんちゃこ踊りの子ども・踊り手が少ない ・お旅、祭りの担い手が少ない ・氏子の数が減ってきている ・文化財の維持費用の不足	・ちゃんちゃこ踊り5ヶ村（自治会）をまとめる ・ちゃんちゃこ、お旅を観光資源で町外の方にしてもらう ・行事の参加者を募集する ・文化財の維持費用を増やす	・市外の人 ・町外の人 ・都市部の人 ・行政 ・クラウドファンディング
文化財を活かす	・祭りとして、文化として活かしていく （宗教としてではなく）	・観光資源として活用 ・餅まきで都市部の方に来てもらう ・しろうチャンネルで放送発信していく ・宣伝、PRをしていく	・行政 ・インフルエンサー ・SNSに詳しい方 ・若者

歴史文化の特徴 地域をよくするために 波賀と歴史を知るぞ！！好きになるぞ！！			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・住民が知らない ・土地所有者が不明、理解不足 ・住民の（守る）意識が低い ・文化財の大切さに気付いていない	・発表の場を設ける ・地域の文化を授業で教える ・クラウドファンディング ・（出やすい）雰囲気づくり	・地域の人
文化財を活かす	・チャンチャコ踊りの踊り子（子ども）がいない ・人手不足 ・少子高齢化	・チャンチャコ踊りをビデオ上映にする（すでに行っている） ・SNSの活用 ・ボランティアを全国から集める ・（出やすい）雰囲気づくり	・〇〇好きの人 （例：城好きの人）

千種町

A班			
歴史文化の特徴 自然豊かで人と人が関わる行事がいろいろ行われている			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・管理する人がいなくなっている	・偉い人に相談する ・市長(おえらいさん)に相談する ・ポスター(作成)	・その土地の人 ・偉い人
	・ちゃんちゃこ踊りの存在がなくなっている	・PRする	・鷹巣保存会 ・各自治会
文化財を活かす	・千種川の魅力が伝わっていない	・魚釣り ・使われていない場所をキャンプ場にする	・地域の人

B班			
歴史文化の特徴 自然が豊かな町			
テーマ	課題	取組・アイデア	担い手
文化財を守る	・宇野氏墓所が汚れている	・掃除(タケノコ取り、虫の駆除) ・見えるように周りの竹や草をきれいにする	・中学生が授業でする
	・道しるべの石を見やすくする	・看板を立てたり、まわりを掃除したりする ・看板は目立ちやすく明るい色夜でも見やすく	・地元の方や中学生が行う ・市民局の方に協力してもらう ・募金をして看板のためのお金を集める
文化財を活かす	・城宮神社があまり知られていない	・ポスター掲示(市民局など、ホームページ、スキー場、ゴルフ場)	・老人会の方、中学生、高校生 ・スキー場、ゴルフ場の運営の方
	・百八灯などの形がないものが知られていない	・写真と文字を掲示(上のポスターと同じ場所) ・百八灯を行う場所を増やす	・地元の農家の方たち

3. 調査報告書、参考文献一覧

(1) 調査報告書等

文献名	編著者等	刊行年等
名勝に関する総合調査 -全国的な調査(所在調査)の結果- 報告書	文化庁文化財部記念物課	2013
近代遺跡調査報告書 -鉱山-	文化庁文化財部記念物課	2014
近代遺跡調査報告書 エネルギー産業	文化庁文化財部記念物課	2016
兵庫の民家 播磨地区調査概報	兵庫県教育委員会	1969
千種 -西播磨地民俗資料緊急調査報告(兵庫県民俗調査報告 4)	兵庫県教育委員会	1972
兵庫の民俗芸能(兵庫県民俗調査報告 7)	兵庫県教育委員会	1976
中国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財調査報告書(宍粟郡編)(兵庫県文化財調査報告 11)	兵庫県教育委員会	1976
兵庫県の近世社寺建築 -兵庫県近世社寺建築緊急調査報告書-	兵庫県教育委員会	1980
兵庫県の民謡 -兵庫県民謡緊急調査報告書-(兵庫県民俗調査報告 9)	兵庫県教育委員会	1981
兵庫県の中世城館・荘園遺跡 -兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告-	兵庫県教育委員会	1982
兵庫県民俗地区図 -兵庫県緊急民俗文化財分布調査報告書-(兵庫県民俗調査報告 10)	兵庫県教育委員会	1983
兵庫県の諸職 -兵庫県諸職関係民俗文化財調査-(兵庫県民俗調査報告 11)	兵庫県教育委員会	1985
製鉄遺跡 I (佐用郡)(兵庫県生産遺跡調査報告 1)	兵庫県教育委員会	1992
製銅遺跡 I (兵庫県生産遺跡調査報告 4)	兵庫県教育委員会	1994
製鉄遺跡 II -波賀町-(兵庫県生産遺跡調査報告 5)	兵庫県教育委員会	1994
兵庫県の民俗芸能 -民俗芸能レッドデータブック-(兵庫県民俗調査報告 12)	兵庫県教育委員会	1997
生栖遺跡 -県道八鹿山崎線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(兵庫県文化財調査報告 280)	兵庫県教育委員会	2005
兵庫県の近代化遺産-兵庫県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書-	兵庫県教育委員会	2006
川戸遺跡 - (主)宍粟香寺線県単独道路改良事業に伴う発掘調査報告書(兵庫県文化財調査報告 314)	兵庫県教育委員会	2007
小茅野後山遺跡 - 中世製鉄遺跡の調査(兵庫県文化財調査報告 343)	兵庫県教育委員会	2007
兵庫県登録文化財調査報告書	兵庫県教育委員会	2007
兵庫県登録文化財調査報告書2	兵庫県教育委員会	2010
上比地森ノ上遺跡 - (主)相生宍粟線道路等活力基盤整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(兵庫県文化財調査報告 373)	兵庫県教育委員会	2010
兵庫の貴重な自然 2011 兵庫県版レッドデータブック 地形・地質・自然景観・生態系	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課	2011
兵庫の貴重な自然 2012 兵庫県版レッドデータブック 昆虫類	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課	2012
兵庫の貴重な自然 2013 兵庫県版レッドデータブック 鳥類	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課	2013
神谷戒現行遺跡 - (一)田井中広瀬線道路改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(兵庫県文化財調査報告 449)	兵庫県教育委員会	2013
兵庫県の近代和風建築 -兵庫県近代和風建築総合調査報告書-	兵庫県教育委員会	2014
兵庫の貴重な自然 2014 兵庫県版レッドデータブック 貝類・その他無脊椎動物	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課	2014
宇野構遺跡 - (砂)長水川通常砂防事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(兵庫県文化財調査報告 477)	兵庫県教育委員会	2015
兵庫の貴重な自然 2017 兵庫県版レッドデータブック 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課	2017
兵庫県の祭り・行事 -兵庫県の祭り・行事調査事業報告書-	兵庫県教育委員会	2020
兵庫の貴重な自然 2020 兵庫県版レッドデータブック 植物・植物群落	兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課	2020
近世播磨のたたら製鉄史料集	兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室	2020

文献名	編著者等	刊行年等
兵庫県遺跡地図	兵庫県教育委員会	2020
広域に所在する文化財群の調査と活用 (播磨国風土記関連文化財群の調査研究 1~4)	兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会	2013 ~ 2016
長谷山遊鶴寺跡確認調査概要(宍粟市文化財調査報告 1)	宍粟市教育委員会	2009
宇原第4散布地発掘調査報告書(宍粟市文化財調査報告 2)	宍粟市教育委員会	2011
三方の光-昭和五年十一月 宍粟郡三方尋常高等小学校- (宍粟市郷土資料集 1)	宍粟市歴史資料館	2014
播磨国宍粟郡広瀬宇野氏の史料と研究(宍粟市郷土資料集 2)	宍粟市歴史資料館	2014
千種町内製鉄関連遺跡分布調査報告 I (宍粟市文化財調査報告 3)	宍粟市教育委員会	2021
千種町内製鉄関連遺跡分布調査報告 II (宍粟市文化財調査報告 4)	宍粟市教育委員会	2022
しその文化財-指定文化財-	宍粟郡文化協会連絡協議会	1998
播磨千本屋廃寺跡	千本屋廃寺跡発掘調査団	1982
山崎町の文化財(文化財シリーズ 2)	山崎町史編集委員会	1985
三津群集墳-統合中学校建設に伴う発掘調査概要報告- (文化財シリーズ 3)	山崎町教育委員会	1987
鹿沢城跡六軒町遺跡群-公立宍粟郡民病院増改築に伴う発掘調査概要報告- (文化財シリーズ 6)	山崎町教育委員会	1993
山崎町の中世・近世銭貨-中世大量備蓄銭と近世銭貨の調査報告書- (文化財シリーズ 4)	兵庫埋蔵銭調査会	1994
西桜町・本町遺跡-関西電力株式会社山崎営業所建替に伴う発掘調査概要報告書- (文化財シリーズ 5)	山崎町教育委員会	1997
播磨一宮伊和遺跡-予察調査簡報-	一宮町教育委員会・ 一宮町文化協会	1970
播磨一宮伊和遺跡(播磨一宮町文化財調査報告書 1)	伊和遺跡発掘調査団・ 一宮文化協会	1974
伊和中山古墳群 I -1・2号墳発掘調査概要報告- (一宮町文化財調査報告 3)	一宮町教育委員会	1986
生栖遺跡 I -ほ場整備事業に伴う調査-(一宮町文化財調査報告 4)	一宮町教育委員会	1989
生栖遺跡 II -町道深谷線改良工事に伴う調査-(一宮町文化財調査報告 5)	一宮町教育委員会	1989
家原遺跡 記録(一宮町文化財調査報告 7)	一宮町教育委員会	1994
家原遺跡 記録 2(一宮町文化財調査報告 8)	一宮町教育委員会	1995
安積山遺跡-第 2 次発掘調査の記録(一宮町文化財調査報告 9)	一宮町教育委員会	1996
いちのみやの文化財：指定文化財地図	宍粟郡一宮町文化財審議委員会	1996
一宮町埋蔵文化財分布調査報告書(一宮町文化財調査報告 10)	一宮町教育委員会	1999
皆木神田遺跡-団体営ほ場整備事業に伴う遺跡確認調査-(波賀町文化財調査報告書 1)	波賀町教育委員会・宍粟郡広域行政事務組合	1984
波賀町指定文化財(文化財シリーズ第1集)	波賀町教育委員会	1987
ふるさとの文化財(町制施行 35 周年記念 文化財シリーズ第2集)	波賀町教育委員会	1991
波賀城跡調査概報	波賀町教育委員会	1993
千種-西播奥地民俗資料緊急調査報告書-(兵庫県民俗調査報告 4)	千種町教育委員会	1972
高保木製鉄遺跡	千種町教育委員会	1989
兵庫探検 民俗編	神戸新聞総合出版センター	1996 (復刻)
波賀森林鉄道現地調査 てくてく波賀	波賀元気づくりネットワーク協議会	2024
宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区 景観ガイドライン	兵庫県	2020

(2) 参考文献等

区分	種類	調査名・文献名等	編著者等	刊行年等		
図書	旧町史・地域史	兵庫県史 通史編(全5巻)	兵庫県史編集専門委員会	1974 ～ 1980		
		兵庫県史 史料編(全19巻)	兵庫県史編集専門委員会	1992 ～ 1998		
		追憶 ふるさと宍粟写真集 第1集	宍粟市「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業実行委員会	2008		
		ふるさと宍粟写真集 第2集	宍粟市「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業実行委員会	2011		
		兵庫県宍粟郡誌	兵庫県宍粟郡	1923		
		宍粟のあゆみ	宍粟市環境事務組合・宍粟市・安富町	2006		
		山崎町史	山崎町史編集委員会	1977		
		山崎 40th 1995 山崎町制施行 40 周年記念誌	山崎町企画課	1995		
		一宮町史	一宮町史編集委員会	1985		
		いちのみやの歴史 一宮町歴史副読本	一宮町歴史副読本編集委員会	2002		
		安積村史	安積村温故知新 in 安積推進委員会	2002		
		波賀町誌	波賀町誌編集委員会	1986		
		ちくさの蹤(あしあと)	千種町総務企画課	1980		
		千種町史	千種町史編纂委員会	1983		
		ふるさと福知	ふるさと福知編集委員会	1994		
		郷土ふかだに	郷土ふかだに編集委員会	2007		
		ふるさと戸原	ふるさと戸原地域づくり委員会	2011		
		安賀再発見	ふるさと自立事業実行委員会／文化・歴史・伝統部会	2012		
		《記録と記憶》を未来につなぐ 閭賀のあゆみ	閭賀のあゆみ編纂委員会	2018		
		地志播磨鑑	平野庸脩編・播磨史籍刊行会発行	1958		
		兵庫県神社誌(上巻・中巻・下巻・附録)	兵庫県神職会	1984		
		染河内 今、10年昔～昔～そのまた昔のこと	植木保	2017		
		その他 図書		兵庫の絵馬(博物館普及資料6)	兵庫県立歴史博物館	1986
				兵庫の銅鐸(博物館普及資料7)	兵庫県立歴史博物館	1987
				ひょうご水百景 五国が紡ぐ、川にまつわる歴史・文化・自然・産業との関わり	兵庫県県土整備部土木局河川整備課	2020
『播磨国風土記』の古代史	兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室			2021		
ひょうご鉄学いまむかし 播磨のたたら製鉄	兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室			2024		
ハッケヨイいちのみや	一宮町教育委員会			1995		
こころのふるさと文化財を訪ねて	千種町教育委員会			1983		
千種発見発掘プロジェクト しそう元気げんき大作戦補助事業	千種発見発掘プロジェクト			2019		
戸原ふれあい探訪	ふるさと戸原地域づくり委員会			2012		
宍粟郡古城址	宇田義雄			1932		
播磨国山崎薬泉寺	高瀬礼之			1974		
ひょうごの庭園(ひょうご百科)	津村秀男			1977		
蔦沢の伝説と民話集	矢野寅之助			1989		
兵庫県地震災害史 古地震から阪神・淡路大震災まで	寺脇弘光			1999		
兵庫県の道路元標	藤原勝永			2002		
山崎町と近隣の金石文	森本一二			2004		
しそうの逸話	しそう森林王国			2006		
播磨の力石	高島慎助			2010		
波賀森林鉄道ものがたり	波賀元気づくりネットワーク協議会			2021		
城下歴史物語 -ふるさとの歴史の歩みを訪ねて-	-			-		

区分	種類	調査名・文献名等	編著者等	刊行年等
冊子	雑誌、 会報等	掘り起こそうわがふるさと (取材記録集 No.1~No.23)	メイプル大学院(宍粟市教育委員会)	1994 ~ 2018
		ふるさと発見 いちおし (vol.1~vol.8)	地域資源情報誌編集委員会	2003 ~ 2007
		山崎郷土会報 (創刊号~141号)	山崎郷土研究会	1958 ~ 2023
	広報、 記事等	宍粟 歴史 再発見 (全44回)	宍粟市(広報しろう)	2013 ~ 2019
	パンフ、 図録等	たたらふるさと西播磨	兵庫県西播磨県民局	2011
		しろうの文化財-宍粟市内指定文化財一覧-	宍粟市教育委員会	2006
		つわものどもの夢のあと-郷土の中世山城-	たつの市教育委員会・宍粟市教育委員会・上郡町教育委員会・佐用町教育委員会	2018
	マップ等	兵庫県ふるさと伝統文化ガイドマップ	兵庫県無形・民俗文化財保護協会	2004
		平成17年度ふるさと探訪「歩こう会」(塩田)	ふるさと探訪「歩こう会」	2005
		やすがしるべ	ふるさと自立事業実行委員会/文化・歴史・伝統部会	2012
		葛根腰痛地蔵周辺をぶらり散歩	葛根自治会	-
		塩田歴史探訪配置図	塩田自治会	-
		杉田自治会マップ	杉田自治会	-
Web 情報	景観形成重要建造物等指定一覧 https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000083.html	兵庫県まちづくり部都市政策課	-	
	宍粟市名水 https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangyo/machinigiwai/tantojoho/sizen_haikingu/1386913887776.html	宍粟市商工観光課	2022	
	宍粟のオオサンショウウオ https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/kyoikuiinkai/syakai/kyoiku/osirase/1501657981375.html	宍粟市教育委員会社会教育文化財課	-	
	兵庫県の代表的な湧水 https://www.env.go.jp/water/yusui/	環境省湧水保全ポータルサイト	2023	
	ひょうごの主な鉱山・鉱山跡 https://kdskenkyu.saloon.jp/	地域創生・ツーリズム研究所	-	

宍粟市文化財保存活用地域計画

文化庁認定：令和7年（2025）12月

発行年月：令和8年（2026）3月

編集：宍粟市教育委員会

発行：宍粟市

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL. 0790-63-3117 FAX. 0790-63-1063



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和5・6・7年度

地域文化財総合活用推進事業

（文化財保存活用地域計画作成）



兵庫県宍粟市